

「読書の自由」の成立過程：
1953年ウェストチェスター会議を中心に

筑波大学
図書館情報メディア研究科
2016年3月
小南 理恵

目次

1. はじめに	1
1.1 研究背景	1
1.1.1 「図書館の権利宣言」と「読書の自由」	1
1.1.2 アメリカ図書館界における知的自由	1
1.1.3 「読書の自由」の概要	2
1.1.4 マッカーシズムとアメリカ図書館界	3
1.1.5 マッカーシズムとアメリカ出版界	4
1.2 用語の定義	4
1.2.1 検閲	4
1.2.2 「読書の自由」	4
1.2.3 マッカーシズム	5
1.3 先行研究	5
1.4 研究の目的	8
1.5 研究の構図	8
1.6 研究方法	10
2. 1950年代アメリカ図書館界と出版界の実態	14
2.1 アメリカ図書館協会	14
2.2 アメリカ出版会議	16
2.3 1950年代アメリカ図書館界と出版界の関係	21
3. 「読書の自由」とウェストチェスター会議	24
3.1 「読書の自由」成立の流れ	24
3.2 ウェストチェスター会議の出席者・欠席者	25
4. ウェストチェスター会議ワーキングペーパーの分析	31
4.1 「目的」	31
4.2 「前提」	32
4.3 「最近の圧力」	34
4.4 「論点」	36
A. 出版者と図書館員の役割	37
B. 図書館員特有の問題	38
C. 破壊と不忠誠	40
D. 猥褻とポルノグラフィ	42
E. 個人のアクションと公共政策	44
4.5 付録	45
4.5.1 付録 第一部「図書に対する最近の圧力」	46
4.5.2 付録 第二部「図書と憲法上の保障」	46

5. ウェストチェスター会議の実態	48
5.2 土曜日午後	50
5.2.1 出版界への圧力と対策	50
5.2.2 図書館界への圧力と対策	51
5.2.3 出版者と図書館員の役割	53
5.3 土曜日夜	54
5.3.1 出版者と図書館員の役割	54
5.3.2 図書館員特有の問題	56
5.3.3 猥褻とポルノグラフィ	58
5.4 日曜日午前	60
5.5. 「読書の自由」の採択とその影響	64
5.5.1 マスメディアの反応と影響	64
5.5.2 読書に関する調査研究の実施	65
6. 結論	67
6.1 ウェストチェスター会議「ワーキングペーパー」と「読書の自由」声明の対応	67
6.1.1 出版者と図書館員の役割	67
6.1.2 図書館員特有の問題	68
6.1.3 破壊と不忠誠	69
6.1.4 猥褻とポルノグラフィ	70
6.1.5 個人のアクションと公共政策	71
6.2 図書館界と出版界の論点の検討	73
6.3 「読書の自由」における図書館界と出版界の協力関係	75
7. おわりに	77
謝辞	79
参考文献一覧	80
一次史料一覧	91
付録 (1)	93
付録 (2)	94
付録 (3)	95

図目次

図 1	図書館界と出版界の関係.....	9
図 2	ウェストチェスター会議の構図.....	9
図 3	ウェストチェスター会議の関係者.....	10

表目次

表 1	アメリカ図書館協会歴代会長.....	14
表 2	アメリカ図書館協会歴代事務局長.....	15
表 3	1952-1953 年度アメリカ図書館協会知的自由委員会メンバー.....	16
表 4	1950 年代までの出版業界の関連組織の動向.....	17
表 5	アメリカ出版会議歴代会長.....	19
表 6	アメリカ出版会議歴代常務役員.....	19
表 7	1953 年アメリカ出版会議理事会メンバー.....	20
表 8	1953 年アメリカ出版会議設置委員会一覧.....	21
表 9	「読書の自由」成立の流れ.....	24
表 10	ウェストチェスター会議出席者.....	26
表 11	ウェストチェスター会議欠席者.....	27
表 12	図書に対する圧力の類型.....	46
表 13	ウェストチェスター会議の日程別出席者.....	49

1. はじめに

1.1 研究背景

1.1.1 「図書館の権利宣言」と「読書の自由」

アメリカ図書館界の基本方針を示した文書として、「図書館の権利宣言 (Library Bill of Rights)」、「読書の自由 (The Freedom to Read)」、「倫理綱領 (Code for Ethics)」、そして「図書館：アメリカの価値 (Libraries: An American Value)」の4つが挙げられる。

「図書館の権利宣言」とその解説文は、図書館と住民の両方に向けて、個人に対して図書館が果たす義務を表明している (付録①参照)。「図書館：アメリカの価値」は住民に向けて、民主主義において図書館が持つ役割を宣言している。「倫理綱領」は専門職として図書館員がとるべき行動について示している。「読書の自由」は個人や社会における読書の根源的な価値を訴えている¹。

これらの4つの文書の中で最も成立が古いのは「倫理綱領」であり、1938年12月に「倫理綱領 (Code for Ethics for Librarians)」として初版が採択されている。次いで「図書館の権利宣言 (Library's Bill of Rights)」が1939年6月19日に採択されている。「読書の自由」は1953年6月25日に採択されている。「倫理綱領」「図書館の権利宣言」「読書の自由」の3つは、いずれも現在に至るまで度重なる修正・改訂が行われている。「図書館：アメリカの価値」が採択されたのは1999年2月3日であり、4つの中では最も新しく、現在まで改訂は行われていない。

また、これらの4つの文書のうち「図書館の権利宣言」「倫理綱領」「図書館：アメリカの価値」の3つは、いずれもアメリカ図書館協会評議会が単独で採択しているものである。一方で、「読書の自由」は4つの基本文書のうち唯一、アメリカ出版会議 (American Book Publishers Council: ABPC) と共同採択している²。

2016年現在、「読書の自由」は表現の自由のためのアメリカ書籍販売者基金 (American Booksellers Foundation for Free Expression)、アメリカ大学出版協会 (The Association of American University Presses: AAUP)、児童図書評議会 (The Children's Book Council)、読書の自由財団 (Freedom to Read Foundation)、全米大学書店協会 (National Association of College Stores)、全国反検閲連合 (National Coalition Against Censorship)、全米英語教員会議 (National Council of Teachers of English)、表現の自由を擁護するトマス・ジェファークソン・センター (The Thomas Jefferson Center for the Protection of Free Expression) が支持している。

1.1.2 アメリカ図書館界における知的自由

アメリカ図書館界における知的自由の理念は、1939年にアメリカ図書館協会 (American Library Association: ALA) が採択した「図書館の権利宣言」が示す5つの基本方針をもとに論じられてきた。「図書館の権利宣言」では合衆国憲法修正第一条

に規定される「表現の自由」を核とし、表現の自由を成立させるための「情報を受け取る自由」および「情報にアクセスする権利」をその理念の根拠としている。知的自由の定義について『図書館の原則』の序文では、以下のように説明している³。

知的自由は二つの基本条件が揃う場合にのみ存在できる。まず、各人がどのような主題についても自由な信条を持つ権利、および各人が適切と考える方法で思想を伝える権利である。次に、情報や思想への自由なアクセスという権利について、社会が一律に献身していなくてはならない。(中略) 知的自由は環状になっている。表現の自由か思想へのアクセスかのどちらかが抑えられると、この環は崩壊する。

このように、表現の自由と思想へのアクセスの保障の双方が知的自由を構成するものとして示されている。

また、1948年に国連が採択した「世界人権宣言」第19条には「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」と示されている⁴。このように、「情報を受け取る自由」と「情報にアクセスする権利」を表現の自由を含むものとする解釈は広く共有されている。

1.1.3 「読書の自由」の概要

「読書の自由」は1953年にアメリカ図書館協会とアメリカ出版会議が合同で発表した声明である。1953年5月2日から3日にかけて開催されたウェストチェスター会議(Westchester Conference)を起点として成立したこの声明は「読書の自由は、アメリカの民主主義に欠かせない。」という一文から始まり、前文、7つの提言とその解説、後文で構成されている(付録②参照)。「図書館の権利宣言」が示す知的自由の理念を基に、民主主義社会において自由な読書が果たす役割と価値を論じており、現在も出版や教育を中心に、表現の自由を支持する8つの団体が声明を承認している。また、図書館の蔵書構築の指針として、「図書館の権利宣言」とともに「読書の自由」が取り入れられることも少なくなく、アメリカ図書館界においては広く共有された文書である。

「読書の自由」が成立した背景については、ALA知的自由部(Office for Intellectual Freedom)が発行する『図書館の原則』にその概要が記されている。また、ルイズ・S. ロビンス(Louise S Robbins)は「読書の自由」と同時に発表された「海外図書館に関する声明」に着目し、1950年初頭にアメリカを席卷していた、いわゆる「マッカーシズム」による国務省海外図書館への検閲への抵抗が「読書の自

由」成立の背景にあったことを指摘している。しかしながら、『図書館の原則』やロビ
ンズの研究では、「読書の自由」はアメリカ図書館界が支える知的自由の発展における
転機のひとつとして位置づけられているため、「読書の自由」を合同で採択したアメリ
カ出版会議への言及は一部に留まっており、その全容は明らかにされていない。

知的自由に関するアメリカ図書館協会の基本方針を示した 1948 年版「図書館の権
利宣言」第 4 条では、「思想へのフリー・アクセスや表現の完全な自由にたいするあら
ゆる制限に抵抗するために、科学、教育、出版の分野における盟友グループに協力を
求めるべきである」として、検閲に抵抗する際に他の組織と協力することを提案して
いる。また、アメリカ図書館協会がアメリカ図書館界における基本的な方針を示した
「図書館の権利宣言」、「読書の自由」、「倫理綱領」、「図書館：アメリカの価値」の 4
つの文書のうち、現在に至るまで図書館外の組織からも採択・承認されているのは
「読書の自由」のみである。これらの点から、知的自由を実現する手段として、他の
組織と積極的な協力関係を結ぶというアメリカ図書館協会の姿勢が「読書の自由」に
反映されていることは明白である。

1.1.4 マッカーシズムとアメリカ図書館界

1950 年代のアメリカ図書館界は共産主義に対する過激な弾圧の動きであるいわゆる
マッカーシズムを背景に、多くの検閲に晒されてきた。多くの図書館資料がその著者
の政治的な立場や本文中の一部の文言を理由に、除籍、除架を求められた。1951 年
には、共産主義に関わる資料や破壊的とされる資料に対しラベルの貼付や資料の隔離を
求める動きを受けて、アメリカ図書館協会は「ラベリング声明 (Statement on
Labeling)」を採択している。

「ラベリング声明」は、6 か条の提言から成り、特定の図書館資料に対しラベルの
貼付や隔離を行うことは、読者に先入観を持たせ、検閲につながるとし、知的自由の
原則に反すると主張している。ラベリング声明は 2005 年に「図書館の権利宣言」解
説文として組み込まれている⁵。

図書館資料に対する検閲の例としては、1948 年にニューヨーク市の公立学校の図書
館を中心に起こった雑誌 *Nation* 事件が挙げられる。教育委員会が、同誌に掲載され
た論文が反カトリック的であるとして、市内の全公立学校で禁止したこの事件では、
前議会図書館長であり詩人であったアーチボルド・マクリーシュ (Archibald
MacLeish) を中心に、作家や出版者なども加えて検閲反対特別委員会が設置され、抵
抗運動が行われた⁶。

また、1950 年代のアメリカ図書館においては、図書館資料だけにとどまらず、政治
的立場や政治活動への関与を理由とし職を追われる図書館員も存在した。図書館員の
知的自由に対する侵害の例としては 1950 年にオクラホマ州バートルズヴィル公立図
書館で起こったルース・W. ブラウン (Ruth W. Brown) 事件が知られている⁷。

1.1.5 マッカーシズムとアメリカ出版界

以下では、出版界におけるマッカーシズムの影響について述べる。

1946年にダブルデイ社 (Doubleday) が出版した *Plain Talk* に対し攻撃が起こるなど、1940年代後半からアメリカ出版界においても赤狩りの影響は存在したものの、大学や映画業界などと比較すると、その程度は小さかった。

しかし1952年以降、出版界においても赤狩りが激化し、1952年8月には *New York Times* の一面でリトル・ブラウン社 (Little, Brown) の編集者アンガス・キャメロン (Angus Cameron)、ダブルデイ社の編集長のケネス・マコーミック (Kenneth McCormick)、*New York Herald Tribune* の前海外部編集者であり現在はジャック・グッドマン (Jack Goodman) のアシスタントであるジョゼフ・バーンズ (Joseph Barnes)、作家ミラード・ランペル (Millard Lampell)、そしてサイモン・アンド・シュースター社の (Simon&Schuster) の編集者グッドマンが告発された。

出版関係者はこの事件に怒りを覚えた一方、アメリカ出版会議や出版業界誌 *Publishers Weekly* は事態の悪化を恐れ、意見表明が行われることはなかった⁸。

1.2 用語の定義

以下では、本稿で使用する用語の定義について述べる。

1.2.1 検閲

ALA 知的自由部 (Office for Intellectual Freedom) は『図書館の原則』の用語集において図書館の蔵書に関わるクレームについて、以下のように定義づけている。これによると、「図書館資料の除去や制限を求める公式の書面による苦情」を「挑戦」

(challenge) とし、さらにその内容・性質・形態に応じて5つの表現を用いている。

資料に対する価値判断を交えた問い合わせである「懸念の表明」(Expression of Concern)、問題とする資料の所蔵や利用者への適性に関する「口頭での苦情」(Oral Complaint) と「書面での苦情」(Written Complaint)、また資料の価値を論じる言明がメディアなどを通じて広範囲に広がった場合を示す「公然たる攻撃」(Public Attack) に加えて、「検閲」(Censorship) を「作品の内容を理由に資料へのアクセスの状態を変えること」であり、「管理機関やその代表者が実施する」ものであるとしている。また、この「資料へのアクセスの状態を変えること」とは、「排除、制限、除去、あるいは年齢/学年でのアクセスの制限を含む」ものであるとしている⁹。

1.2.2 「読書の自由」

「読書の自由」は1953年にアメリカ図書館協会とアメリカ出版会議が合同で発表した声明である。声明は「読書の自由は、アメリカの民主主義に欠かせない」という一文から始まり、前文、7つの提言とその解説、後文で構成されている。「図書館の権利宣

言」が示す知的自由の理念を基に、自由な読書の価値を論じた基本文書として、アメリカ図書館界では広く知られている。

なお、本稿において「読書の自由」は1953年に発表された「読書の自由」声明の本文を指す（付録②）。二重括弧で『読書の自由』と表記する例もあるが、パンフレット『読書の自由』や同名の図書等との区別のため、本稿では一重括弧の「読書の自由」を採用する。声明の翻訳は川崎良孝訳『検閲とアメリカの図書館』付録 E に掲載されたパンフレット『読書の自由』に基づいている。川崎による同一の訳文が『図書館の原則』第8版の229ページから233ページに掲載されているが、同書には「以上の命題は軽々しい宣言ではないし、安易に一般化して公表しているのでもない」から始まる、約10行の後文が掲載されていない。

1.2.3 マッカーシズム

マッカーシズムとは、「赤狩り」と呼ばれる1940年代後半から1950年代前半にかけてソ連との冷戦を背景に起こった共産主義に対する過激な弾圧の動きの一端を指す。1947年3月にトルーマン政権下で始まったトルーマン・ドクトリン（封じ込め政策）以降、思想・言論に対する規制の動きが高まっていた。連邦職員をはじめとした公務員に対する忠誠審査の実施、1950年7月のローゼンバーグ事件、1945年に常設された下院非米活動委員会（The House Committee on Un-American Activities: 通称 HUAC）によるハリウッド関係者への尋問などが赤狩りの例として挙げられる¹⁰。

1947年にウィスコンシン州の共和党上院議員として当選したジョセフ・レイモンド・マッカーシー（Joseph Raymond McCarthy）が、1950年2月9日に演説の中で「国務省には共産主義が蔓延っている」と発言したことが大きな波紋を呼び、赤狩りが全米で顕在化した。1953年にマッカーシーが上院政府機能審査小委員会（the Subcommittee on Investigations of the Senate Committee on Government Operations）の委員長に任命されると、赤狩りは一気に加速し、多くの人物が共産主義者ないしは破壊活動家であるとの疑いを掛けられ尋問を受けた。また、当初は連邦議会を中心として起こった共産主義への弾圧は、州やその他の地方公共団体においても同様の委員会が設置されることで全米へと波及していった¹¹。同時に、アメリカ在郷軍人会（American Legion）¹²やアメリカ革命の娘たち（Daughters of the American Revolution: DAR）¹³といった愛国主義団体や民間の保守的な私設グループによって、学校や図書館などの図書に対する攻撃が行われた。

1.3 先行研究

本節では「読書の自由」に関わる先行研究を解説する。

「読書の自由」成立に関する研究として、第一に、ロビンズの業績が挙げられる。ロビンズは、自身の博士論文をもとにした『検閲とアメリカの図書館』の中で、「読書

の自由」成立について取り扱っている¹⁴。図書館員の管轄領域としての知的自由の発展を通史的に明らかにする中で、海外図書館をめぐる論争の高まり、ウェストチェスター会議の開催、「読書の自由」声明の採択とその影響についてまとめている。

さらにロビンズは『検閲とアメリカの図書館』を基にした論文の中で海外図書館における検閲問題を検討し、「読書の自由」成立の経緯を明らかにしている¹⁵。

第二次世界大戦中に情報政策を担った戦時情報局（Office for War Information: OWI）の流れを継ぎ、冷戦下のアメリカで対外広報戦略を担った国務省国際情報局（International Information Administration: IIA）の海外図書館の蔵書がマッカーシーの標的となり、国務省からは図書館蔵書に関する命令が多数出された。この海外図書館への検閲に対する抵抗として、「読書の自由」と同時に発表されたのが「海外図書館に関する声明（Statement on the Overseas Libraries）」であった。ロビンズは、海外図書館への検閲から「読書の自由」成立へと繋がっていく流れを詳細に検討している。

しかしながら、ロビンズの記述はいずれも知的自由の発展の歴史という視点から「読書の自由」成立を捉え、アメリカ図書館協会を中心とした図書館界内部の議論に焦点を当てたものである。そのため、「読書の自由」成立における出版界の関与やウェストチェスター会議の実態についての言及は十分になされていない。

ロビンズの研究のほかに、「読書の自由」成立の経緯をまとめたものとして、ALA 知的自由部が編纂する『図書館の原則』（*Intellectual Freedom Manual*）が挙げられる。同書は、図書館員が知的自由の原則に基づいて図書館サービスを行う際のマニュアルである。1974年にアメリカで初版が刊行され、以降、度重なる改訂が重ねられている。2015年に第9版が発行されているが、これは第8版までとは異なる分冊形式となっている¹⁶。

『図書館の原則』の第8版では、第3章「読書の自由を擁護する」第1節『読書の自由』の中で、「読書の自由」の成立と改訂の経緯に関する概要がまとめられている。

同章では、1953年ALA冬期会議（Midwinter meetings）での知的自由委員会委員長ウィリアム・S. ディックス（William S. Dix）の提案が、ウェストチェスター会議の開催につながったことを示している。また、参加予定者に向けた招待状の文面や、ウェストチェスター会議の目的、議論の内容、検討委員会のメンバーが紹介されている。

しかしながら、『図書館の原則』はあくまでマニュアルであるため、事実の紹介が行われているのみであり、考察などは加えられていない。また、出典は示されておらず、注釈としてエヴァレット・T. ムーア（Everett T. Moore）の論考が紹介されているのみである。

ムーアは *Research Librarianship* に“Intellectual Freedom”と題する17ページの論考を書いている。同号は「読書の自由」成立に深く関わったロバート・ダウンズ（Robert Downs）の追悼号であった。ムーアは *New York Times* や *Times* の記事を参照しながら

ら海外図書館における検閲について時系列でまとめ、検閲への抵抗の動きとして「読書の自由」が成立したことを示している¹⁷。

「読書の自由」の成立に関する歴史的経緯を追った上記の研究のほかに、「読書の自由」声明が示す自由の概念を検討した研究として以下のものが挙げられる。

ピーター・G. クリステンセン (Peter G. Christensen) は「表現の自由への万人の権利 (Universal Right to Freedom of Expression)」と「読書の自由」の内容を比較し、両者が示す自由の概念を明らかにしている。「表現の自由への万人の権利」は1991年に新たに採択され、「図書館の権利宣言」解説文として挿入された文書であり、現在はタイトルが“Universal Right to Free Expression”へと変更されている。「読書の自由」がアメリカ国内での検閲への対抗を目的とし、表現の自由を民主主義国家において必要不可欠な権利であると位置づけているのに対し、「表現の自由への万人の権利」では、表現の自由を社会の様態に関わらず、人間誰もが持つ権利として位置づけていることが指摘されている¹⁸。

このほかに、知的自由の文脈から「読書の自由」について言及した代表的な文献として塩見昇『知的自由と図書館』¹⁹、川崎良孝『図書館の自由とは何か』²⁰、*Library Trends*の知的自由特集号の翻訳である『『図書館の権利宣言』を論じる』²¹などが存在する。

日本の図書館界において「読書の自由」が紹介された例として、最も早い時期のものとしては、1953年9月の『図書館雑誌』が挙げられる。執筆者は東京大学附属図書館の男沢淳で、「マッカーシー旋風」をどうする：アメリカ版「図書館の中立性」と題した3ページほどの記事の中で、「読書の自由」に触れている。記事の内容は、マッカーシズムによる海外図書館に対する検閲を報じたもので、1953年7月11日付の*Publishers' Weekly*の内容に基づくと述べられている。「図書館の自由に関する宣言」採択に伴って起った中立性論争との関連から、男沢の感想が述べられている²²。

男沢はこの記事の中で、1953年7月18日付の『図書新聞』で「読書の自由」の部分訳が掲載されていることを紹介している。『図書新聞』の同号は一面でマッカーシーによる赤狩りの動きを報じている。「おいせつ書の取締 戦前の特高とそっくり」という小見出しとともにギャングス委員会 (Gathings Committee) による報告書について触れたのちに、「焚書」に対する抵抗として「読書の自由」が紹介されている。また、部分訳の後には、執筆者のS・Yによるごく短い解釈が添えられている²³。

また、翌月1953年10月の『図書館雑誌』には、男沢による「読書の自由」の全訳が掲載されている。「読書の自由を守るために」という主題が付けられ、図書館憲章の委員会案とユネスコ「民衆教育の生きた力」と並ぶ形で掲載されている²⁴。図書館憲章の委員会案は、現在の「図書館の自由に関する宣言」の草案であり、また「民衆教育の生きた力」は1949年版ユネスコ公共図書館宣言の全訳である²⁵。

「読書の自由」の成立とその内容に関するまとまった記述が掲載されたものとして、1982年に刊行された図書館問題研究会編『図書館用語辞典』が挙げられる。この中では、「読書の自由」の成立過程、声明の内容、および1972年の修正と再承認に関して、概要が述べられている。

公共図書館の重要性を利用者の視点から述べた『だれのための図書館』は、1982年に邦訳が刊行された。同書は、巻末の付録として1972年版「読書の自由」の部分訳を掲載している。「読書の自由」の前文、7つの提言、後文は掲載されているが、7つの提言の解説文については掲載されていない²⁶。

1953年の男沢による全訳以降、「読書の自由」の全訳が掲載されたのが1991年に刊行された『図書館の原則』第3版である²⁷。同書は巻末に詳細な訳注が付されており、「読書の自由」についても人名や団体に関する解説がつけられている。訳注は1997年の第5版刊行時には削除されている²⁸。

ロビンズの博士論文を書籍化した『検閲とアメリカの図書館』は、1998年に川崎良孝による翻訳が刊行されている。ロビンズは巻末の付録として、1953年に刊行されたパンフレット版『読書の自由』を転載しており、川崎による邦訳が掲載されている²⁹。

最近では、福井佑介が『図書館の倫理的価値「知る自由」の歴史的展開』の中で、日本における「読書の自由」の受容について触れている。福井は「図書館の自由に関する宣言」の採択に伴って起こった中立性論争について述べる中で、男沢の記事についても紹介し、「読書の自由」や「図書館の権利宣言」に示される原則が「図書館の自由に関する宣言」の副文に反映されていると指摘している³⁰。

1.4 研究の目的

本研究では「読書の自由」の成立を1950年代の図書館界・出版界の協力関係の表れとして捉え、その成立過程を両者の視点から明らかにすることを試みる。なかでも「読書の自由」成立の起点となった、1953年ウェストチェスター会議に着目して「読書の自由」の成立過程を明らかにすることで、1950年代アメリカ図書館界と出版界の組織的な協力関係の形成を検討する。本研究を通じて、図書館と出版者という近い関係にありながらも異なる二つの組織が「読書の自由」という共通の価値観を獲得するに至った経緯を明らかにすることが可能となる。

1.5 研究の構図

本研究では「読書の自由」成立を以下のようなプロセスから検討する。

「読書の自由」成立に関する図書館界の動きとしては、1950年代のALA知的自由委員会の活動に着目する。出版界の動きとしては、1946年に設立された商業出版社に

よる団体であるアメリカ出版会議を中心に取り上げる。両者の関係を図示したものが図 1 である。

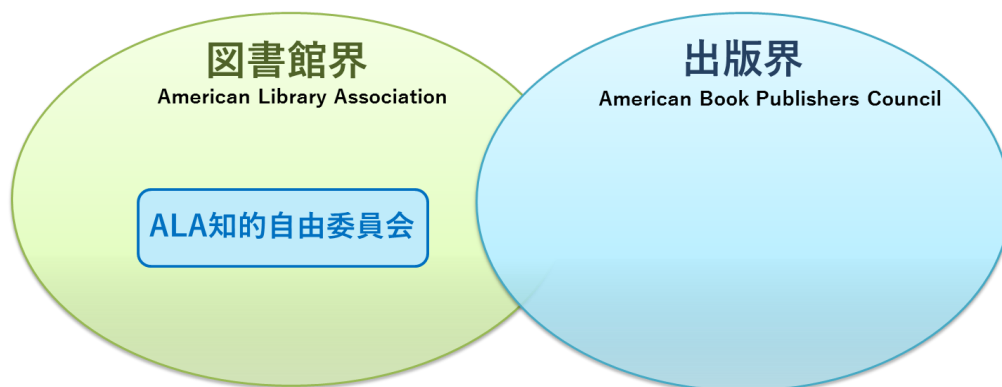


図 1 図書館界と出版界の関係

「読書の自由」の成立に際しては、1953年5月2日から3日にかけてニューヨーク州ライ（Rye）ウェストチェスター・カントリー・クラブ（Westchester Country Club）で、図書館界と出版界を中心とした非公式の議論の場が持たれた。会場の地名からウェストチェスター会議と呼ばれるこの会議では、図書館関係者、出版関係者に加えて「公益の代表者」として研究者、法律家、その他の専門家約 30 名が集められ、「読書の自由」に関する議論が交わされた。同会議にかかわる関係者を図示したものが図 2 である。

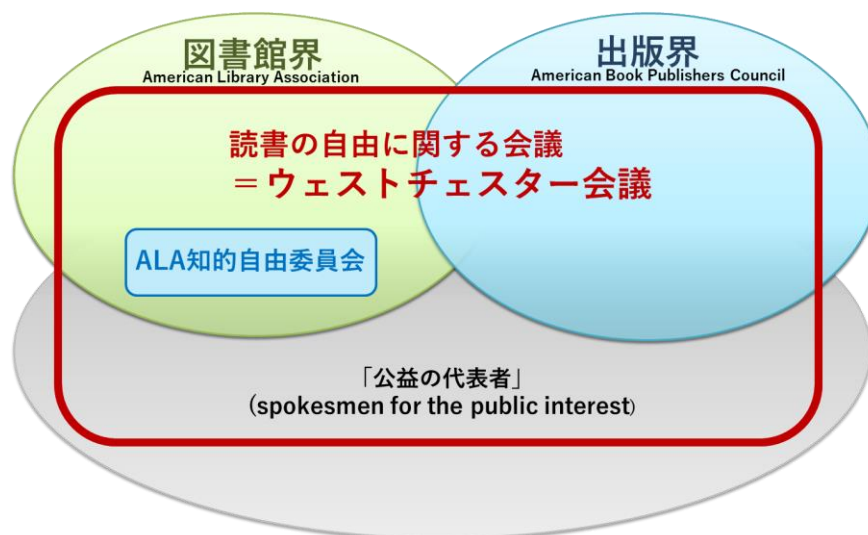


図 2 ウェストチェスター会議の構図

図書館界、出版界、公益の代表者として招聘された者のうち主要な関係者を示したのが図3である。また、ウェストチェスター会議の参加者のうち5名、アーサー・A. ヒュートン・ジュニア (Arthur A. Houghton Jr.)、ハロルド・D. ラスウェル (Harold D. Lasswell)、バーナード・ベレルソン (Bernard Berelson)、ディックス、ダン・レーシー (Dan Lacy) から成る検討委員会が編成され、この委員会を中心とし「読書の自由」声明の細かな文言の検討が行われた。

本研究ではウェストチェスター会議参加者と検討委員会のメンバーを直接的に「読書の自由」成立に関与した人物と見なし、その所属を踏まえて「読書の自由」成立に至るまでの議論を分析した。

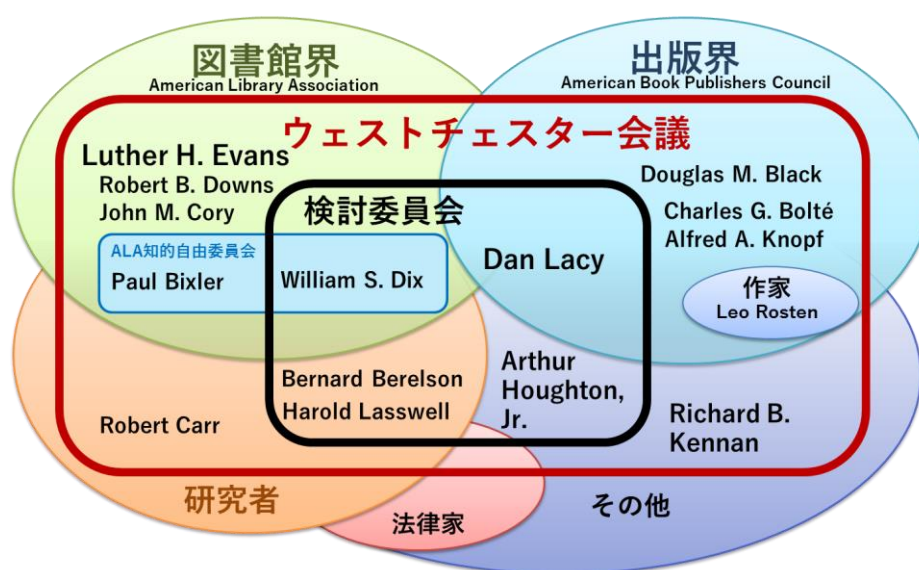


図3 ウェストチェスター会議の関係者

1.6 研究方法

文献調査を行った。図書館界の動向については *ALA Bulletin* や *Library Journal* 等の図書館関係雑誌を中心に検討した。出版界については、主要な出版業界誌である *Publishers Weekly* や関連文献を中心に検討した。図書館・出版以外の関係者の動向やその他の社会的・政治的背景については *New York Times* や関連文献を主に参照した。

また、ウェストチェスター会議の実態についてはアメリカ議会図書館手稿室 (Manuscript Reading Room) およびイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校アメリカ図書館協会アーカイブス (ALA Archives) 所蔵の文書を用いて分析を行った。これらの文書は、2015年3月16日から23日の8日間にわたり現地での文献渉猟によって得られたものである。

アメリカ議会図書館に所蔵されている一次史料で「読書の自由」に関する文書は、“The Central File Series”と呼ばれるコレクションに収められている。“The Central

File Series”は主に議会図書館館長の業務に関する文書で構成されており、第7代館長ジョン・ラッセル・ヤング (John Russel Young) から第10代館長ルーサー・H. エヴァンズ (Luther H. Evans) の在任期間にあたる1897年から1954年までの文書が収められている。本稿ではマクリーシュ・エヴァンズ (MacLeish-Evans) 期の文書を扱う。これらの文書はコンテナ (Container) にテーマごとに分類されて収められており、コンテナはさらに細分化されたテーマごとにフォルダ (Folder) に分けて収められている。コンテナおよびフォルダの特定に当たっては、先行研究および議会図書館内のみで閲覧可能な目録を参照した。

ALA Archives の所蔵資料のうち、「読書の自由」に関わる文書は複数のコレクションに跨って収められている。本稿では主に Record Series 18/1/26 と Record Series 69/1/15 に収められた文書を中心に扱う。ALA Archives の所蔵資料は Record Series Number と呼ばれる番号によって区分されている。Record Series Number の1桁目はアメリカ図書館協会の事務局、部会、ラウンドテーブル、委員会等に割り振られており、2桁目以降は各組織の下部組織やトピックごとに対応した番号が振られている。これらの文書は Box と呼ばれる箱に収められており、Box の中はテーマごとに Folder に分けられている。Record Series、Box、Folder の特定にあたっては、先行研究およびALA Archives がウェブ上で公開している探索ツール (Finding Aids) のデータベースを参照した³¹。

¹ Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル (第8版)』 [*Intellectual Freedom Manual 8th Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 2010, p.249-250.

² 現在はアメリカ出版協会 (AAP) の「読書の自由委員会」との共同採択になっている。

³ 前掲1, p.xvi.

⁴ 外務省『世界人権宣言 (仮訳文)』http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_002.html, (参照 2015-7-27).

⁵ 前掲1, p. 175-185.

⁶ ①安里のり子「第5章 個人としての図書館員の知的自由」『図書館員と知的自由：管轄領域、方針、事件、歴史』川崎良孝ほか編, 京都図書館情報学研究会, 2011, p.142-144.

②Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館：知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939年-1969年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, p.53-54.

⁷ ルース・W. ブラウン事件とは、オクラホマ州バートルズヴィル公立図書館館長のブラウンが共産主義に関する資料を購入・所蔵していたことを理由に解雇された事件である。当初、この事件は保守的な市民団体による雑誌 *Nation* や *New Republic* などの除去の申し入れを図書館理事会が拒否したことが理由であり、図書館資料に対する検閲事件であると考えられていた。しかし後に、ロビンズの研究から、実際にはブラウ

ン自身の人種統合運動への関与が解雇の理由であり、図書館員の知的自由に関わる事件であったことが解明されている。

前掲 6-①, p.139-142.

⁸ Tebbel, John. *The Great Change, 1940-1980*. R.R. Bowker Co., 1981, p. 705-718 (A History of Book Publishing in the United States, 4).

⁹ 前掲 1, p. 458.

¹⁰ ①山越邦夫「第 8 章 冷戦とヴェトナム戦争期の対抗文化」『概説アメリカ文化史』笹田直人, 堀真理子, 外岡尚美編. ミネルヴァ書房, 2002, p. 157-p. 179.

②鈴木透『実験国家アメリカの履歴書: 社会・文化・歴史にみる統合と多元化の軌跡』慶応大学出版会, 2005, p.135.

¹¹ 奥平康弘『「表現の自由」を求めて』岩波書店, 1999, p. 198.

¹² 退役軍人による全米規模の強力な圧力団体。1919 年設立。

Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則: 図書館における知的自由マニュアル (第 3 版)』 [*Intellectual Freedom Manual 3rd Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 1991, p. 347.

¹³ 全米有数の規模を誇る愛国主義女性団体。1890 年設立。

“Daughters of the American Revolution (DAR).” Encyclopædia Britannica Inc.. Encyclopaedia Britannica, <http://academic.eb.com/EBchecked/topic/152382/Daughters-of-the-American-Revolution>, (accessed 2015-07-30).

¹⁴ 前掲 6-②

¹⁵ Robbins, Louise S. “The Overseas Libraries Controversy and the Freedom to Read: U.S. Librarians and Publishers Confront Joseph McCarthy,” *Libraries & Culture*. Vol. 36, No. 1, Winter 2001, p. 27-39.

¹⁶ ①Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. *Intellectual Freedom Manual, 9th Edition*. Chicago, ALA Editions, 2015, 273p.

②Magi, Trina ed. *A History of ALA Policy on Intellectual Freedom: A Supplement to the Intellectual Freedom Manual, Ninth Edition*. Chicago, ALA Editions, 2015, 172p.

¹⁷ Moore, Everett T. “Intellectual Freedom”. *Research Librarianship: Essays in Honor of Robert B. Downs*. Jerrold Orne ed. R.R. Bowker Co., 1971, p. 1-17.

¹⁸ Christensen, Peter G. Justifying the Freedom to Read: From Democratic Right to Human Right. *Public Library Quarterly*. 1999, Vol. 17, No.2, p.15-32.

¹⁹ 塩見昇『知的自由と図書館』青木書店, 1989, 160p.

²⁰ 川崎良孝『図書館の自由とは何か: アメリカの事例と実践』教育史料出版会, 1996, 235p.

²¹ Wiegand, Wayne A., ed. 『『図書館の権利宣言』を論じる』 [“The Library Bill of Rights,” *Library Trends*, Vol. 45, No. 1, p. 1-127.] 川崎良孝, 薬師院はるみ訳, 京都図書館情報学研究会, 2000, 195p.

²² 男沢淳「「マッカーシー旋風」をどうする」『図書館雑誌』 Vol. 47, No. 9, 1953, p. 7-9.

²³ 「わいせつ書の取締: 戦前の特高とそっくり」1953 年 7 月 18 日『図書新聞』第 294 号, 不二出版, 1989, p.145.

²⁴ 男沢淳訳「アメリカ図書館協会・アメリカ出版社協議会共同宣言「読書の自由」」『図書館雑誌』 Vol. 47, No. 10, 1953, p.11-13.

²⁵ 森耕一訳「(十一) ユネスコ公共図書館宣言」『公共図書館の管理 (図書館の仕事: 3)』清水正三編, 日本図書館協会, 1971, p. 199-201.

²⁶ Seymour, Whitney North Jr. and Elizabeth N. Layne 『だれのための図書館』 [*For the People: Fighting for Public Libraries*] 京藤松子訳, 日本図書館協会, 1982, 317p.

なお、著者のひとりである Whitney North Seymour, Jr.の父、Whitney North Seymour, Sr.は、1953年「読書の自由」採択時に同声明に署名している。

²⁷ Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則: 図書館における知的自由マニュアル (第3版)』 [*Intellectual Freedom Manual 3rd Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 1991, 414p.

²⁸ Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則: 図書館における知的自由マニュアル (第5版)』 [*Intellectual Freedom Manual 5th Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 1997, 478p.

²⁹ 前掲 6-②, p. 239-246.

³⁰ 福井佑介 『図書館の倫理的価値「知る自由」の歴史的展開』 京都図書館情報学研究会, 2015, 254p.

³¹ The American Library Association Archives.

<http://archives.library.illinois.edu/alaarchon/>, (accessed 2016-01-10).

2. 1950年代アメリカ図書館界と出版界の実態

本章では1950年代のアメリカ図書館界と出版界の実態について述べる。アメリカ図書館界を代表する専門職団体であるアメリカ図書館協会および商業出版社を中心に設立されたアメリカ出版会議について各々の概要を説明するとともに、両者の関係について述べる。

2.1 アメリカ図書館協会

アメリカ図書館協会は、1876年に設立された図書館員を中心とした専門職団体である。図書館サービスとライブラリアンシップの促進を目標とし、100年以上にわたって継続的な活動を行っている。

1940年代後半から1950年代までのアメリカ図書館協会会長の在任期間と氏名を示したのが表1である。

表1 アメリカ図書館協会歴代会長

在任期間	氏名
1945-1946	Ralph A. Ulveling
1946-1947	Mary U. Rothrock
1947-1948	Paul North Rice
1948-1949	Errett Weir McDiarmid
1949-1950	Milton E. Lord
1950-1951	Clarence R. Graham
1951-1952	Loleta Dawson Fyan
1952-1953	Robert Bingham Downs
1953-1954	Flora Belle Ludington
1954-1955	L. Quincy Mumford
1955-1956	John S. Richards
1956-1957	Ralph R. Shaw
1957-1958	Lucile M. Morsch
1958-1959	Emerson Greenaway

出典：“ALA's Past Presidents,” American Library Association.
<http://www.ala.org/aboutala/history/past>, (accessed 2015-12-23).

ALA会長の任期は1年で、毎年のALA年次大会で選出される。選挙後、1年目は次期会長、2年目は会長、3年目は前会長の任を務める¹⁾。「読書の自由」採択時の会長はロバート・ビンガム・ダウンズ (Robert Bingham Downs) であった。ダウンズは知的自由の問題に関心が深く、1960年には検閲や知的自由に関する論考を集めた『第

一の自由 (*The First Freedom*)』を刊行している²。同書は発行後、図書館員の間で必読書として広く読まれた³。さらに、ダウンズの次の年に会長を務めたフローラ・ベル・ラディントン (Flora Belle Ludington) はウェストチェスター会議の出席者で「読書の自由」にも署名している。海外図書館での勤務経験があり、アメリカ図書館協会の著名人として知られた人物であった⁴。

1940年代後半から1950年代までアメリカ図書館協会事務局長を務めた人物の在任期間と氏名を示したのが表2である。

表2 アメリカ図書館協会歴代事務局長

在任期間	氏名
1920-1948	Carl H. Milam
1948 (July-August)	Harold F. Brigham
1948-1951	John Mackenzie Cory
1951-1972	David H. Clift

出典: “Past Executive Directors & Secretaries,” American Library Association. <http://www.ala.org/aboutala/history/past-executive-directors>, (accessed 2015-12-23).

ALA事務局長はALA理事会 (Executive Board) によって任命され、ALA本部職員代表として予算の執行等にあたる⁵。「読書の自由」採択時の1953年にはSecretaryと呼称されていたが、1958年11月以降はExecutive Directorへと変更された。1920年から1948年までの約30年間、カール・H. マイラム (Carl H. Milam) その任を務めたが、マイラムが辞した後、ハロルド・F. ブリガム (Harold F. Brigham) が2ヶ月間、暫定的にその任についている。以降、1948年から1951年の約3年間はジョン・マッケンジー・コリー (John Mackenzie Cory) が事務局長を務めた。コリーは自身を「過激派」 (extremist) を称するほど、強固な知的自由の支持者として知られていた。またウェストチェスター会議の参加者であり、「読書の自由」の署名者であった⁶。コリーがニューヨーク公共図書館 (New York Public Library) へ移った後、1972までの約20年間に渡ってデイヴィッド・H. クリフト (David H. Clift) がその任を務めている。

アメリカ図書館協会は理事会や評議会 (Council) など本部組織のほかに多数の部会、委員会、ラウンドテーブルなどの下部組織を有している。これらのうち、知的自由に関する諸問題に取り組んできたのがALA知的自由委員会である。知的自由委員会は1940年に「図書館利用者の探求の自由の権利を守るための知的自由委員会 (Committee on Intellectual Freedom to Safeguard the Rights of Library Users to Freedom of Inquiry)」として設立された。1947年に「知的自由委員会 (Committee

on Intellectual Freedom)」に改称されたが、慣用的に Intellectual Freedom Committee を短縮した形で IFC と呼称されている⁷。主な活動内容は知的自由に関する方針の作成、検閲に関する情報の収集と提供、知的自由予備会議の開催、知的自由に関するプログラムの策定と実施である。

「読書の自由」が採択された 1953 年の知的自由委員会のメンバーを示したのが表 3 である。

表 3 1952-1953 年度アメリカ図書館協会知的自由委員会メンバー

氏名	役職名
William S. Dix	委員長
Paul Bixler	事務局長
Ralph Hudson	理事
Elizabeth Butcher	理事
Wallace Van Jackson	理事
Wyman Parker	理事
Ralph Ulveling	理事
Rutherford D. Rogers	理事
Lachlan MacRae	理事
John S. Richards	理事
Hiller C. Wellman	理事

出典：Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館：知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939 年－1969 年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, p. 227.

1952-53 年度の知的自由委員会のメンバーは委員長のウィリアム・S. ディックス (William S. Dix)、事務局長のポール・ビクスラー (Paul Bixler) を含めて 11 名である。このうち、ディックスとビクスラーの 2 名が「読書の自由」成立において中心的な役割を果たした。ディックスは 1951-1952 年度も委員長を務めており、1969-70 年度には ALA 会長も務めた。ビクスラーは 1955-56 年度まで事務局長を務めている。

2.2 アメリカ出版会議

アメリカにおいて出版者による業界団体の先駆けとなったのは 1900 年に設立されたアメリカ出版社協会 (American Publishers Association : APA) である。アメリカ出版社協会の会員は主に書籍出版社、教科書出版社、百科事典の出版社であり、書店

や印刷業者などは会員に含まれていなかった。アメリカ出版社協会は1914年に第一次世界大戦の開戦に伴って解散している。1918年に第一次世界大戦は終戦を迎えるが、再び出版者による業界団体が設立されるのは1920年のことであった。しかし、1920年に設立されたアメリカ書籍出版社協会（The American Association of Book Publishers : AABP）も、1937年には世界恐慌により活動を停止している。これ以降、アメリカ書籍出版社協会の下部組織である書籍出版局（Book Publishers Bureau）がその役割を果たした。また、第二次世界大戦中の1942年から1946年までは戦時図書協議会（The Council on Books in Wartime）が米軍向けのペーパーバックの出版を行っていた。第二次世界大戦の終戦後、1946年にアメリカ出版会議が設立されている。アメリカ出版会議は1970年にアメリカ教育出版協会（American Educational Publishers Institute : AEPI）と合併し、現在のアメリカ出版協会（Association of American Publishers: AAP）になっている。

学術出版の領域では、アメリカ大学出版協会（Association of American University Presses : AAUP）が1937年に設立された。アメリカ大学出版協会は1920年代から非公式に活動を行っていたが、常勤職員が置かれたのは1959年のことである⁸。

アメリカ教科書出版協会（American Textbook Publishers Institute : ATPI）⁹は1942年に設立された当初は初等・中等学校向けの教科書出版社が中心であったが、次第に大学向けや百科事典を取り扱う出版社も会員に含めるようになった。

以上のように、1950年代までの出版業界の関連組織の動向をまとめたのが表4である。

表 4 1950年代までの出版業界の関連組織の動向

年	事項
1900	アメリカ出版社協会（APA）設立
1914	APA が第一次世界大戦開戦により解散
1918	第一次世界大戦が終戦
1920	アメリカ書籍出版社協会（AABP）設立
1937	AABP は世界恐慌により活動を休止 1946年まで下部組織の書籍出版局が活動 アメリカ大学出版協会（AAUP）設立
1939	第二次世界大戦が開戦
1945	第二次世界大戦が終戦
1946	アメリカ出版会議（ABPC）設立
1959	AAUP、常勤職員を設置

出典：①Lacy, Dan and Robert W. Frase “The American Book Publishers Council,” *The Enduring Book: Print Culture in Postwar America*. David Paul Nord

et al. ed., Chapel Hill, Published in association with the American Antiquarian Society by the University of North Carolina Press, 2009, p195-209.

②Frase, Robert W. “American Book Publishers Council,” *Encyclopedia of Library and Information Science, Vol. 1*. Allen Kent and Harold Lancour, eds. New York, Marcel Dekker, 1968, p. 238-239.

アメリカ出版会議設立の中心となったのは、ハーパー・アンド・ロウ社 (Harper & Row) ¹⁰のキャス・キャンフィールド (Cass Canfield)、マクグロウ・ヒル社 (McGraw-Hill) のカーティス・マクグロウ (Curtis McGraw)、ヴァイキング社 (Viking Press) のハロルド・ギンズバーグ (Harold Guinzburg)、ダブルディ社のダグラス・M. ブラック (Douglas M. Black) など業界を代表する書籍出版社の経営者たちであった¹¹。主に商業出版社が中心であったものの、大学出版局や宗教団体の出版部局なども加盟していた¹²。

アメリカ出版会議の会員数は、1953年5月1日付けのアメリカ出版会議年次報告の予備報告によると、106の団体が加盟している。これは、アメリカ出版会議およびその前身の設立以降、最大である。また、1953年に新しく加盟したメンバーにはアメリカ図書館協会も含まれている¹³。

全米の出版社のうちアメリカ出版会議に加盟している団体の割合については、セオドア・ウォラー (Theodore Waller) が1953年に刊行された図書の中で言及している。ウォラーは、毎年アメリカで出版される図書の85%がアメリカ出版会議に加盟している出版社によるものであると述べている¹⁴。

また、ロバート・フレース (Robert Frase) は、1968年に刊行された *Encyclopedia of Library and Information Science* のアメリカ出版会議に関する章の中でアメリカ出版会議の会員数について報告している。フレースは、1967年時点でアメリカ出版会議には197社が加入していると述べている。同時に、他の出版関係団体とのメンバーの重複についても言及されており、アメリカ教科書出版協会に加盟している110社のうち、35社はアメリカ出版会議にも加入している。また、アメリカ大学出版局協会のメンバーのうち35の出版局がアメリカ出版会議にも加盟している¹⁵。

アメリカ出版会議はその役割の一つに「書籍出版者と読者、図書館専門職、書店、書籍製造業者との関係の発展」を掲げており、アメリカ図書館協会との協同については早い段階から意識されていた¹⁶。1970年にはアメリカ教育出版協会と合併し、アメリカ出版協会となったが、「読書の自由」については合併後もアメリカ出版協会「読書の自由委員会」(Freedom to Read Committee) がアメリカ図書館協会とともに改訂を行っている。

アメリカ出版会議が設立された1946年から、1959年までの会長の氏名と所属を示したのが表5である。事業年度は5月1日からとなっている。

表 5 アメリカ出版会議歴代会長

在任期間	氏名	所属
1946-1947	Melville Minton	G. P. Putnam's Sons
1948-1949	Curtis W. McGraw	McGraw-Hill Book Company
1950-1951	John O'Connor	Grossett & Dunlap, Inc.
1952-1953	Douglas M. Black	Doubleday & Co., Inc.
1954-1955	Donald S. Klopfer	Random House, Inc.
1956-1957	Harold Guinzburg	Viking Press, Inc.
1958-1959	Curtis G. Benjamin	McGraw-Hill Book Company

出典：Fraser, Robert W. "American Book Publishers Council," *Encyclopedia of Library and Information Science, Vol. 1*. Allen Kent and Harold Lancour, eds. New York, Marcel Dekker, 1968, p. 240-241.

「読書の自由」が採択された1953年の会長はブラックであった。ブラックは当時の大統領であったドワイト・D. アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) と長年の友人関係にあり、その人脈を通じて「読書の自由」成立に多大なる貢献をした¹⁷。

1946年から1959年まで、アメリカ出版会議で常務役員 (Managing Director) を務めた人物を示したのが表6である。

表 6 アメリカ出版会議歴代常務役員

在任期間	氏名
1946-1949	Harry West
1949-1951	不在。事務長の Donald Cameron が担当。
1951-1953	Theodore Waller
1953-1966	Dan Lacy

出典：Fraser, Robert W. "American Book Publishers Council," *Encyclopedia of Library and Information Science, Vol. 1*. Allen Kent and Harold Lancour, eds. New York, Marcel Dekker, 1968, p. 241.

アメリカ出版会議の常務役員は理事会 (Board of Directors) によって任命される。任期はおおむね3年間となっているが、長期にわたり在任する例も存在する。1946年から1949年の3年間はハリー・ウェスト (Harry West) が担当した。1949年から1951年の3年間は常務役員が置かれず、事務長 (Executive Secretary) であるドナルド・キャメロン (Donald Cameron) が実質的な業務を担当した。1951年から1953年にかけてはウォーラーが担当した。ウォーラーの後をレーシーが引き継ぎ、1953年から1966年10月末までの13年間に渡り、その任についた。1966年11月か

ら 1967 年にかけては、アメリカ教科書出版協会との合併が検討されていることを理由に再び不在となっている。

ウェストチェスター会議が開催された 1953 年 5 月時点での理事会（Board of Directors）は以下の 12 名である。

表 7 1953 年アメリカ出版会議理事会メンバー

氏名	所属	役職名
Douglas M. Black	Doubleday	会長
Donald S. Klopfer	Random House	副会長
A. C. Edwards	Holt	財務担当
Curtis G. Benjamin	McGraw-Hill	理事
Cass Canfield	Harper & Brothers	理事
Harold K. Guinzburg	Viking	理事
John O'Conner	Grosset	理事
Victor Reynolds	Cornell University Press	理事
Norman H. Snow	Scribner	理事
Lovell Thompson	Houghton Mifflin	理事
George P. Brett, Jr.	Macmillan	理事
Howard P. Wilson	Norton	理事

出典：Douglas M. Black “Annual Report (Preliminary),” Manuscript Reading Room, Library of Congress, Washington, D.C.[以下, LC], The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Library Cooperation 18.

1953 年 5 月時点では、ブラックがアメリカ出版会議会長、ランダムハウス社の دونالد・S. クロパー（Donald S. Klopfer）は副会長、オルト社（Holt）のエドワーズ（A. C. Edwards）は会計（財務担当）を務めている。このうち、ブラック、クロパー、キャンフィールド、ギンズバーグ、ジョン・オコーナー（John O'Conner）は、「読書の自由」に署名している。

アメリカ出版会議には理事会と複数の委員会が存在しており、1953 年度には 12 の委員会が存在している。以下に各委員会と委員長の氏名および所属を示す。

表 8 1953 年アメリカ出版会議設置委員会一覧

委員会の名称	委員長の氏名	委員長の所属
Executive Committee	不在	
Admissions and Membership Committee	Edward M. Crane	Van Nostrand
Anti-Censorship Committee	Donald S. Klopfer	Random House
Book Distribution Committee	Stanley Brown	Little, Brown
Copyright Committee	Frederic G. Melcher	Bowker
Credit Committee	John Edmondson	Dutton
Foreign Trade Committee	Edward P. Hamilton	Wiley
Insurance Committee	Howard O. Wilson	Norton
Publicity Committee	William Sloane	Funk & Wagnalls
Committee on Reading Development	Harold K. Guinzburg	Viking
Reprinters Committee	Victor Weybright	New American Library
Statistics Committee	Leon Shimkin	Simon & Schuster

出典：Douglas M. Black “Annual Report (Preliminary),” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Library Cooperation 18.

執行委員会（Executive Committee）を除き、11 の全ての委員会に委員長が置かれている。反検閲、出版流通、著作権、広報、読書振興、再販事業、統計など、多岐に及んでいる。このうち、読書振興委員会（Committee on Reading Development）は農村部での読書振興プロジェクトに関わるなど、活発な活動を行っていた¹⁸。

2.3 1950 年代アメリカ図書館界と出版界の関係

1940 年代後半から 1950 年代初頭にかけてのアメリカ国内の出版流通における図書館市場の占める割合については、アメリカ出版会議の財政顧問（economic consultant）を務めたフレースが連邦教育局（Office of Education）図書館サービス部門（Service to Libraries Section）からラルフ・ダンバー（Ralph Dumbar）を通じて得たデータを基に分析を行っている。

フレースは、1946 年から 1947 年にかけての公共図書館と大学図書館を含めた図書購入費を約 2400 万ドルと推定し、この約 2400 万ドルは平均で 20% 程度の仲介料を上乗せした価格であることから、出版社が 1947 年に受け取る金額は約 2000 万ドルであると推算している。また、同年の出版社の成人および児童向け図書の収益は、ハードカバーの再販を含めて約 8000 万ドルであることから、図書館市場は一般書の総収益のおよそ 4 分の 1 程度であろうと述べている¹²。

1950年代のアメリカ図書館界と出版界を取り巻く状況について、アメリカ出版会議の事務長を務めたウォーラーは業界全体における連携の乏しさを指摘している。ウォーラーは1950年代初頭の図書館界と出版界について、「図書館が出版者を利益志向であると捉えるのと同様に、出版者は図書館の貸し出しが書店の売り上げを脅かすとして考えていた」と表現している¹⁹。また図書館と出版者のみならず、作家とも隔たった関係にあり、コミュニケーション研究者たちはラジオ、テレビ、雑誌、新聞などのマスメディアについては論じる一方で、図書は研究の対象としていなかったと評している²⁰。

¹ Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第8版）』 [*Intellectual Freedom Manual 8th Edition*] 川崎良孝，川崎佳代子訳，日本図書館協会，2010，p. 514-515.

² Downs, Robert B. ed. *The First Freedom*, Chicago, American Library Association, 1960, 469p.

³ Robbins, Louise S. “Champions of a cause: American librarians and the Library Bill of Rights in the 1950s,” *Library Trends*. Vol. 45, No. 1, 1996, p.28-49.

⁴ Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館：知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939年－1969年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳，日本図書館協会，1998，p. 107.

⁵ 前掲1

⁶ Francoeur, Stephen “Prudence and Controversy: The New York Public Library Response to Post-War Anti-Communist Pressures,” *Library & Information Science History*. Vol. 27, No. 3, p. 140-160.

⁷ 前掲4, p. 25

⁸ “AAUP History,” Association of American University Presses. <http://www.aaupnet.org/about-aaup/aaup-history>, (accessed, 2015-01-10).

⁹ 後にアメリカ教育出版協会へと改称

¹⁰ ハーパー社（Harper & Brothers）は1961年に教科書出版社であるロウ・ペーターソン社（Row, Peterson & Company）を合併し、ハーパー・アンド・ロウ社（Harper & Row）となった。

“Cass Canfield, a titan of publishing, is dead at 88,” *New York Times*. Mar 28, 1986, Late Edition (East Coast), p. D.15.

¹¹ ①Waller, Theodore. “The United States Experience in Promoting Books, Reading, and the International Flow of Information,” *The International flow of information: a trans Pacific perspective*. John Y. Cole, ed. Library of Congress, 1981, p.13-17, (The Center for the Book viewpoint series , No. 7).

②Frase, Robert W. “Economic Trends in Trade Book Publishing,” *Books and the Mass Market*. Harold K. Guinzburg, Robert W. Frase, and Theodore Waller.

University of Illinois Press, 1953, p.20-42.

¹² Frase, Robert W. “American Book Publishers Council,” *Encyclopedia of Library and Information Science, Vol. 1*. Allen Kent and Harold Lancour, eds. New York, Marcel Dekker, 1968, p. 238-243.

¹³ Douglas M. Black “Annual Report (Preliminary),” Manuscript Reading Room, Library of Congress, Washington, D.C.[以下, LC], The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Library Cooperation 18.

¹⁴ Waller, Theodore. “Expanding the Book Audience,” *Books and the Mass Market*. Harold K. Guinzburg, Robert W. Frase, and Theodore Waller. University of Illinois Press, 1953, p. 54.

¹⁵ Frase, Robert W. “American Book Publishers Council,” *Encyclopedia of Library and Information Science, Vol. 1*. Allen Kent and Harold Lancour, eds. New York, Marcel Dekker, 1968, p. 238-243.

¹⁶ 前掲 14, p. 43-66.

¹⁷ ウェストチェスター会議のおよそ1か月後の6月14日に、アイゼンハワーはダートマス大学の卒業式での演説で「焚書者に合流するな」と発言し、話題を呼んだ。この発言に対し、ダウンズはALA会長として感謝の意を表する手紙を送り、さらにアイゼンハワーからの返信を得た。ロビンズの指摘によると、こうしたアイゼンハワーのパフォーマンスにはブラックの意思が関係していた。一方で後日、会見の場でアイゼンハワーはマッカーシーとの対決を避け、後退する姿勢をみせた。

前掲 4, p. 108-114.

¹⁸ 前掲 14

¹⁹ Waller, Theodore. “The United States Experience in Promoting Books, Reading, and the International Flow of Information,” *The International flow of information: a trans Pacific perspective*. John Y. Cole, ed. Library of Congress, 1981, p.13-17, (The Center for the Book viewpoint series , No. 7).

²⁰ 同上

3. 「読書の自由」とウェストチェスター会議

本章では、「読書の自由」成立の流れを整理するとともに、ウェストチェスター会議の関係者を明らかにする。

3.1 「読書の自由」成立の流れ

「読書の自由」成立のきっかけとなったのは、1953年2月にシカゴで開催されたALA冬期大会である。2月5日に行われた会議の場で知的自由委員会委員長のディックスが検閲問題に対する議論の必要性について述べたことを受けて、小規模な非公式会議の開催が決定した。表9では「読書の自由」成立の流れを示す。

表9 「読書の自由」成立の流れ

年月日	事項
1953年 2月3日～7日	1953年ALA冬期大会
5月2日～3日	ウェストチェスター会議 複数回の検討委員会
6月18日	アメリカ出版会議理事会 「読書の自由」採択
6月20日～21日	第2回知的自由会議
6月21日～27日	第72回ALA年次大会
6月25日	ALA評議会 「読書の自由」採択

この決定を受けて、アメリカ図書館協会とアメリカ出版会議の共催により5月2日から3日の2日間に渡って、ニューヨーク州ライ（Rye）のウェストチェスター・カントリー・クラブで「読書の自由」に関する会議が行われた。その後、会議の内容はウェストチェスター会議の出席者5名から構成される検討委員会へと持ち越され、声明本文の細かな検討が行われた。ウェストチェスター会議から約1ヶ月半後の6月18日にアメリカ出版会議理事会により声明が採択された後、6月20日と21日の2日間に渡ってカリフォルニアのホイットティア（Whittier）大学にて第2回知的自由会議が開催されている¹。6月21日からはロサンゼルスにて第72回ALA年次大会が開催されており²、会期中の6月25日にALA評議会は「読書の自由」声明を採択している。以降、複数のメディアが「読書の自由」声明について報じるとともに、パンフレット「読書の自由」の配布が行われた³。

3.2 ウェストチェスター会議の出席者・欠席者

1953年5月のウェストチェスター会議には、図書館関係者、出版関係者、研究者、法律家、作家などを中心に32名が出席した。

表10では、ウェストチェスター会議の出席者とその所属と役職の一覧を示した。表11では、欠席者とその所属と役職の一覧を示した。出席者・欠席者の氏名と所属と役職は、ウェストチェスター会議議事録⁴、ウェストチェスター会議出席者リスト⁵、ウェストチェスター会議欠席者リスト⁶、パンフレット「読書の自由」⁷、*Library Journal* (1953年8月号)⁸および*Publishers Weekly* (1953年7月4日号)⁹によるものである。

さらに、ウェストチェスター会議出席者・欠席者について、属性のカテゴリ化を試みた。カテゴリは以下の6つである。

- ①図書館関係者、②出版関係者、③研究者、④法律家、⑤作家、⑥その他

カテゴリ化に当たり、複数の所属を有する人物については最初に示された所属に分類した。また、過去の役職と現在の役職が併記されている場合は、現在の役職を優先した。また、所属に大学名が示されており、大学教員であることが明らかな人物については役職・分野を問わず研究者とした。

ウェストチェスター会議の出席者は32名であり、その内訳は、①図書館関係者10名、②出版関係者15名、③研究者3名、⑤作家1名¹⁰、⑥その他が3名であった。④法律家は0名であった。また、32名の出席者のうち、パンフレット「読書の自由」にも署名したのは29名で、署名しなかったのは3名であった。パンフレット「読書の自由」の署名者リストは付録3を参照されたい。

その他に分類された出席者3名のうち、アーサー・A・ヒュートン・ジュニアはステーキブレン硝子会社の社長でありながら、貴重書の収集家として知られた人物であり、議会図書館貴重書部門の職員を経験するなど、文化・芸術分野への造詣が深かった¹¹。ヒュートン Jr.は、ウェストチェスター会議以降に声明本文の検討のため組織された検討委員会にも参加している。また、リチャード・B. ケナン (Richard B. Kennan) は全米最大の教育者による団体である全米教育協会 (National Education Association) 「教育によって民主主義を守る全国委員会」 (Commission for the Defense of Democracy through Education) 書記長であり、教育関係者では唯一の出席者であった。オルム・ケッチャム (Orm Ketcham) は共和国基金 (Fund for Republic) の職員であり、法律家としても著名な人物であったが、「読書の自由」声明には署名していない¹²。ケッチャムと同様に、会議には出席したものの声明には署名しなかった人物は、ドナルド・アームストロング (Donald Armstrong)¹³とポール・ルイス (Paul Lewis) であった。

表 10 ウェストチェスター会議出席者

氏名	所属と役職	カテゴリ
Luther H. Evans	議会図書館長、ウェストチェスター会議議長	①
Donald Armstrong	元アメリカ陸軍准将、アーリントン・ブックス、ワシントン	②
Bernard Berelson	フォード財団行動科学部長	③
Paul Bixler	アンティオク大学図書館長、ALA 知的自由委員会	①
Douglas M. Black	ダブルデイ社社長、ABPC 会長	②
Charles G. Bolté	ABPC 事務長	②
Robert Carr	ダートマス大学法政治学教授	③
Cass Canfield	ハーパー社取締役会長、ABPC 読書振興委員会委員	②
David H. Clift	ALA 事務局長	①
John M. Cory	ニューヨーク公共図書館貸出部長	①
William Dix	プリンストン大学図書館長、ALA 知的自由委員会委員長	①
Robert B. Downs	イリノイ大学図書館長、ALA 会長	①
Harold K. Guinzburg	ヴァイキング社社長、ABPC 振興委員会委員長	②
A. A. Houghton, Jr.	スティーブン硝子会社社長	⑥
Richard B. Kennan	全米教育協会「教育によって民主主義を守る全国委員会」書記長	⑥
Chester Kerr	イエール大学出版局長 アメリカ大学出版局協会「出版の自由委員会」委員長	②
Orm Ketcham	共和国基金	⑥
Lloyd King	アメリカ教科書出版協会事務局長	②
Donald S. Klopfer	ランダムハウス社秘書兼会計役、ABPC 反検閲委員会委員長	②
Alfred A. Knopf	アルフレッド・A・クノップ社社長	②
Dan Lacy	ABPC 常務役員	②
Harold D. Lasswell	イエール大学法科大学院法政治学 教授	③
Paul Lewis	プレス・インテリジェンス社、ワシントン D.C.	②
Milton Lord	ボストン市立図書館長	①
Flora B. Ludington	マウント・ホリヨーク大学図書館長、ALA 次期会長	①
Horace Manges	ABPC 顧問	②
John O'Connor	グロセット&ダンラップ社社長、ABPC 前会長	②
Leo Rosten	作家、コネティカット州スプリングデール	⑤
Ruth Rutzen	デトロイト市立図書館	①
Francis St. John	ブルックリン公共図書館館長	①
Theodore Waller	ニュー・アメリカン・ライブラリー社編集担当副社長、ABPC 前常務役員	②
Victor Weybright	ニュー・アメリカン・ライブラリー社社長兼編集長 ABPC リプリント委員会委員長	②

ウェストチェスター会議の議長には議会図書館長であったエヴァンズが任命された。当初は議会図書館副館長ヴァーナー・W. クラップ (Verner W. Clapp) が招かれ報告を行う予定であったが、参加できなくなったため、検閲をめぐる問題を十分理解しており、国の要職にあるとともに、会議の計画・実施においてディックスやレーシーと打ち解けた関係で仕事ができる人物として、エヴァンズが選ばれた¹⁴。レーシーはアメリカ出版会議に移る以前は議会図書館の職員であったため、エヴァンズは適任であったと考えられる¹⁵。

ウェストチェスター会議の欠席者は表 11 に示すように 22 名であった。欠席者の内訳は、②出版関係者 4 名、③研究者 7 名、④法律家 7 名、⑥その他 4 名であった。図書館関係の欠席者はいなかった。

表 11 ウェストチェスター会議欠席者

氏名	所属と役職	カテゴリ
A. Whitney Griswold	イエール大学学長	③
Morris Hadley	弁護士、ニューヨーク公共図書館館長	④
Meyer Kestnbaum	ハート・シャフナー&マークス社、経済開発委員会委員長	⑥
Dean Rusk	ロックフェラー財団理事長	⑥
Whitney N. Seymour	ニューヨーク市法律家協会前会長	④
Bethuel N. Webster	ニューヨーク市法律家協会会長、共和国基金顧問	④
Charles Wyzanski	連邦地方裁裁判官	④
Curtis Bok	フィラデルフィア第 6 一般訴訟裁判所裁判官	④
Barry Bingham	ルイヴィル・クーリエ新聞	②
Erwin D. Canham	クリスチャン・サイエンス・モニター紙	②
James P. Baxter III	ウィリアムズ大学学長	③
Walter Gellhorn	コロンビア大学法学教授	③
Ralph McGill	アトランタ・コンスティテューション編集長	②
James M. Landis	弁護士	④
Robert K. Merton	コロンビア大学社会学教授	③
Henry S. Commager	コロンビア大学歴史学教授	③
David E. Lilienthal	ビジネス・マネジメント社、ニューヨーク	④
Margaret Clapp	ウェルズリー大学学長	③
Huntington Cairns	ナショナル・ギャラリー・オブ・アート	⑥
George N. Shuster	ハンター大学学長	③
Thomas J. Wilson	ハーヴァード大学出版局長、アメリカ大学教授協会前会長	②
George Kennan	連邦国務省	⑥

欠席者 22 名のうち、後にパンフレット「読書の自由」に署名しているのは、バリー・ビンガム (Barry Bingham)、ウォルター・ゲルホーン (Walter Gellhorn)、ロバート・K. マートン (Robert K. Merton)、ラルフ・マクギル (Ralph McGill)、ホイットニー・ノース・セイマー (Whitney North Seymour)、ベトエル・M. ウェブスター (Bethuel M. Webster)、デイヴィッド・E. リリエンタール (David E. Lilienthal)¹⁶、トーマス・J. ウィルソン (Thomas J. Wilson) の 8 名だった。

会議を欠席し、さらにパンフレット「読書の自由」にも署名していない人物は 14 名である。このうち、出版関係者は *Christian Science Monitor* のアーウィン・D. キャナム (Erwin D. Canham) 1 名のみであった¹⁷。

研究者で欠席かつ署名もしなかったのは 5 名であった。また、法律家で欠席かつ署名もしなかったのは 4 名であった。

加えて、経済開発委員会委員長であったマイアー・ケステンバウム (Meyer Kestnbaum)、ロックフェラー財団理事長ディーン・ラスク (Dean Rusk)、ナショナル・ギャラリー・オブ・アートのハンティントン・ケアンズ (Huntington Cairns)、連邦国務省のジョージ・ケナン (George Kennan) の 4 名も、欠席かつ署名していない。

ウェストチェスター会議の出席者は出版関係者が 15 名と最も多く、出席者の約半数を占めていた。図書館関係者は 10 名が出席しており、出版関係者および図書館関係者が過半数を占めることがわかった。一方で、出版関係、図書館関係者はいずれも所属や役職は様々であり、多様な視点から議論を交わすことが可能であったと考えられる。また、会議に欠席した研究者 7 名のうち、4 名は学長の職にある人物であった。この 4 名はいずれもパンフレット「読書の自由」には署名をしていないものの、研究者の中でもアカデミアの要職にある人物を招いていたことが明らかになった。加えて、会議への出席者はいなかったものの、7 名の法律家が招待されており、そのうち 3 名が声明に署名していることから、知的自由や検閲に関わる諸問題を合衆国憲法修正第一条に規定される表現の自由と関連付け、法的な立場から論じることのできる人物を招くことが意図されていたと考えられる。

¹ Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則: 図書館における知的自由マニュアル (第 8 版)』 [*Intellectual Freedom Manual 8th Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 2010, p. 227.

² “Tentative Program 72nd Annual ALA Conference Los Angeles, June 21-27,” *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 5, p. 212-218.

³ Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館: 知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939 年-1969 年』 [*Censorship and the American Library: the*

American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, p. 107-115.

⁴ Charles G. Bolté “ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read, Westchester County Club, Rye, New York, May 2 and 3, 1953,” Manuscript Reading Room, Library of Congress, Washington, D.C.[以下、LC], The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.

⁵ ①“Westchester Conference Participants,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Library Cooperation 18.

②“Participants—Westchester Conference” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.

⁶ ①“Possible Signers--Invited but unable to attend,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.

②“Westchester Conference—Invited but unable to attend,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Library Cooperation 18.

上記の文書に氏名が掲載された、ウェストチェスター会議に招待されたものの欠席した人物を欠席者とする。

⁷ American Library Association and American Book Publishers Council. *The Freedom to Read: a statement prepared by the Westchester Conference of the American Library Association and the American Book Publishers Council, May 2 and 3, 1953*. Chicago, American Library Association, 1953, 6p.

⁸ “The Freedom to Read,” *Library Journal*. Vol.78, No. 14, 1953, p.1272-1275.

⁹ “Publishers Council and ALA adopt Declaration, “The Freedom to Read,”” *Publishers' Weekly*. Vol. 164, No. 1, p. 16-19.

¹⁰ 出席者唯一の作家であるレオ・ロステン (Leo Rosten) は、ウェストチェスター会議の議事録および出席者リストではルック誌 (*LOOK Magazine*) の編集補佐として表記されている。しかし、パンフレット「読書の自由」、*Library Journal* (1953年8月号)、*Publishers Weekly* (1953年7月4日号) では作家と表記されているため、作家に分類した。

¹¹ ①“Press Release, Office of the Librarian, Library of Congress, March 31, 1940,” LC, Freedom's Fortress: The Library of Congress, 1939-1953.

<http://hdl.loc.gov/loc.mss/mff.001023>, (accessed 2015-04-30).

②George, James “Arthur Houghton Jr., 83, Dies; Led Steuben Glass: [Obituary],” *New York Times*. April 4, 1990. p. B.8.

¹² Schudel, Matt. “D.C. Juvenile Court Judge and Activist Orman Ketham Dies,” *The Washington Post*. December 17, 2004, <https://www.washingtonpost.com/archive/local/2004/12/17/dc-juvenile-court-judge-and-activist-orman-ketcham-dies/31f4c42f-7638-4908-80e3-1431453c0aa4/>, (accessed 2016-1-14).

¹³ アームストロングは 1945 年から 1946 年の間は、国防産業大学 (Industrial College of Armed Forces)、1947 年から 1951 年までアメリカパイプ・鋳物会社 (United States Pipe and Foundry Company) に勤めた。軍事史や古典文学への造詣が深く、軍事史に関する著作もある。

“Donald Armstrong,” *New York Times*. 1984-01-15, Late Edition (East Coast), p A.28. ProQuest, <http://search.proquest.com/docview/424859566?accountid=25225>, (accessed 2015-06-30).

¹⁴ Dan Lacy to Luther Evans, 9-April-1953, LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Library Cooperation 18.

¹⁵ 前掲 3, p.106-107.

¹⁶ リリエンタールは弁護士など複数の職業を経てテネシー川流域開発公社 (TVA) 理事長、原子力委員会初代委員長などを歴任している。パンフレット「読書の自由」では所属はビジネス・マネジメント (Business Management) となっているが、*Library Journal* (1953 年 8 月号) および *Publishers Weekly* (1953 年 7 月 4 日号) では弁護士 (lawyer) として紹介されているため、表 11 では法律家として分類した。また、欠席者リストでは、投資銀行であるラザード・フレール社 (Lazard Freres) の所属となっている。リリエンタールの経歴は以下を参照。

Ingham, John N. *Biographical Dictionary of American Business Leaders: H-M*. Greenwood Press, 1983, p.796-798.

¹⁷ キャナムは 1948 年には国連の「情報の自由に関する会議」米国代表団の副団長を、またアイゼンハワー政権下では全国マンパワー評議会代表やアメリカの情報政策やプロパガンダに関わる活動を行った情報委員会 (Commission on Information) の委員を務めた。また、1959 年にはアメリカ商工会議所の会長を務めている。

Dicke, William. “Erwin Canham, Longtime editor of Christian Science Monitor, dies.” *New York Times*. 1982-01-04.

<http://www.nytimes.com/1982/01/04/obituaries/erwin-canham-longtime-editor-of-christian-science-monitor-dies.html>, (accessed 2015-07-30).

4. ウェストチェスター会議ワーキングペーパーの分析

ウェストチェスター会議の開催にあたっては、事前に報告書が作成されている。この報告書はALAアーカイブスとアメリカ議会図書館の両方で所蔵が確認されており、いずれも内容は同一である。

文書のタイトルは「ワーキングペーパー」(Working Paper)とだけ記されており、その下に会議の名称として「アメリカ図書館協会・アメリカ出版会議 読書の自由に関する会議」(ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read)、さらに会場と日程が記されている。また同じページの右上部には、1953年4月23日の日付が記載されている¹。

本稿では、この文書の記述に準じてウェストチェスター会議の事前報告書を「ワーキングペーパー」と呼称する。

ワーキングペーパーの形態は、タイプ打ちの8ページの本文に加えて、2部構成の付録が添えられたものである。第一部のタイトルは「図書に対する最近の圧力」

(Recent Pressures on Books)で、分量は7ページである。第二部のタイトルは「図書と憲法上の保障」(Books and Our Constitutional Guaranties)で、分量は5ページである。本文は、目的・前提・最近の圧力・論点の4章構成になっている。

以下では、本文の章立てに沿って、その内容を引用しながら分析を行う。さらに付録の内容について、その概要を紹介する。

4.1 「目的」

「目的」では、ウェストチェスター会議開催における4つの目的が掲げられている。以下では、ワーキングペーパーの「目的」を引用し、項目ごとにその内容を分析する。

1. アメリカ人が持つ自らが選んだものを読む自由を維持する際の出版者と図書館員の権利と責任を明らかにする
2. 読書の自由を制限しようとする最近の動向の展開について分析する
3. 容認されうる表現と容認されない表現の境界はどこに引かれるべきであり、誰がその線引きを行うのかを検討する
4. この領域における市民の関心を確認、もしこの会議で合意が得られれば、読書の自由を主張する手段について検討する

ウェストチェスター会議開催における4つの目的は、ALA知的自由部発行の『図書館の原則 改訂3版』の3章「読書の自由を擁護する」の中で、ウェストチェスター会議の目標として引用されている²。

第1の目的からは、「自らが選んだものを読む自由」をすべてのアメリカ国民が持つものであるという前提がうかがえる。ここでは、その自由を維持し続けるために行動

することは出版者と図書館員に共通する権利であり、また責任でもあると述べている。くわえて、その出版者と図書館員の権利および責任の範囲を明らかにすることを目指している。

第2の目的は、「読書の自由を制限しようとする動き」について述べている。「読書の自由を制限しようとする動き」が広がっていることを受けて、その実態を分析することを目指している。ここで示されている「読書の自由を制限しようとする動き」は明確に、赤狩りに伴う図書館、書店、学校などでの図書へのクレームの増加を指している。

第3の目的は、「容認されうる表現と容認されない表現」について述べている。「容認されうる表現」が存在する一方で、「容認されない表現」が存在していることを明確に示した上で、その境界はどこに引かれるべきかを問いかけている。また、「容認されうる表現」と「容認されない表現」に対して、誰が線引きをするのかを問いかけている。

第4の目的は、「読書の自由を主張する手段」について述べている。まず「この領域」、つまり読書の自由の問題に対し、市民がどのような関心を持っているのかを確かめることが必要であると述べている。さらに、「この会議」つまりウェストチェスター会議の場で「読書の自由を主張する手段」について一定の合意を得ることが目指されている。ここで述べられている「読書の自由を主張する手段」は、「読書の自由」声明の発表という形に結実した。

4.2 「前提」

「前提」では、本ワーキングペーパーがウェストチェスター会議で検討されるべき論点を示したものであると述べられている。その上で、様々な論点について議論する上で共有されるべき5つの前提を示している。以下ではワーキングペーパー「前提」を引用し、項目ごとにその内容を分析する。

1. 合衆国憲法修正第一条とそれが述べることを示す州憲法の同様の条項が示すものは、図書をその保護下に含んでいる。またこの図書に対する保護は国のあらゆる行政区分に対し義務付けられている。
2. 自由なコミュニケーションは創造的な文化と自由な社会を維持するために不可欠である。
3. 現在の順応（comformity）を求める圧力は、探究と表現の範囲と多様性を制限する危険のあらわれである。
4. 図書にかかわる全ての人々が特にこのような侵害に用心すべき注意すべきである。なぜならすべてのコミュニケーション・メディアの中でも

図書はあらゆる人間の経験やアイデア、事実の自由な表現において卓越したものであるからである。

5. 出版と流通の自由は読書の自由を守るために維持されるべきであり、こうした自由は様々なものが提供される中から読者が自由に選ぶことができるときに有効になる。

第1の前提は、アメリカ合衆国憲法修正第一条に明記されている「表現の自由」について述べている。修正第一条および各州の憲法の条項で示されている「表現の自由」の理念は、その自由が保障される対象として図書を含んでいることを確認している。また、アメリカ合衆国内のどの行政区分においても、この表現の自由の保障は適応されると述べている。

第2の前提では、創造的な文化と自由な社会は重要であるという観点から、この2つが維持されるためには、自由な情報流通が行われる必要があると述べている。この一文は、「読書の自由」声明の前文の中にも存在している。その内容は「われわれは、自由なコミュニケーションが、自由な社会と創造的な文化の保持に不可欠であると信じている」というものである。

第3の前提では、まず、アメリカ社会において「順応」を求める圧力が増していることを指摘している。その上で、この圧力が探求と表現の幅広さや多様性を制限することにつながると述べ、その危険性を訴えている。第2の前提と同様に、第3の前提も「読書の自由」声明の前文の中に同じ意味を示す文が存在する。これは、「順応を求める圧力は、探求と表現の範囲や多様性を限定する危険があると信じる」というものである。

第4の前提では、第1の前提から第3の前提を踏まえて、読書に関わる人々に対し、表現の自由の侵害に注意すべきであると警告している。その理由として、様々なコミュニケーション・メディアの中でも、図書は事実、思想、人類の経験などを多岐に渡り自由に表現することにおいて、卓越した力を持っているからであると述べている。

第5の前提では、出版の自由、流通の自由と読書の自由について言及している。出版の自由と流通の自由が、読書の自由を守るためには必要であり、維持されなければならないと述べている。さらに、この読書の自由が効力を発揮するためには、様々な資料が提供され、その中から読者が自由に選び取ることができなければならないとしている。

第5の前提も、「読書の自由」声明前文の中に同様の意図を示した文言が存在する。声明前文の中では、「各自の読書の自由を保持するために、出版と流通の自由を油断なく守らなくてはならない」こと、そして「読者が多種多様な図書から自由に選択することを可能にすること」によって読書の自由が実質化されると述べられている。

4.3 「最近の圧力」

「最近の圧力」は約4ページ、15段落に渡っている。「目的」、「前提」、「論点」とは異なり、段落ごとに番号などは振られていない。

「最近の圧力」では、読書の自由を制限する動きについて、「不忠誠と破壊」(disloyalty and subversion)、「猥褻とポルノグラフィ」(obscenity and pornography)の2つの視点から、理論的な分析が行われている。

以下では、ワーキングペーパー「最近の圧力」の内容を段落ごとにまとめる。

第1段落では、最近の読書の自由を制限する動きが「不忠誠と破壊」、「猥褻とポルノグラフィ」の2つの領域に分けられることを指摘している。さらに、そのいくつかは、付録第一部で例示されていると述べている。

第2段落では、まず、アメリカ文化の様々な領域で順応を求める圧力が拡大していると述べられている。これは、「前提」の3つ目で指摘されている内容と同一のものである。順応主義がこの時代(1950年代)に広がっていること、そして、この順応主義の広がりには重大な問題であると述べている。表現の自由を支持することに対する圧力は、それだけ表現の自由を支持することが重要であることを示していると述べている。さらに、近代社会の結束性の高さ(the very close-knittedness of modern life)が、社会の均一化(uniformity)を後押ししていると付け加えている。

第3段落では、テレビ、ラジオ、映画、雑誌、新聞といったマスメディアを通じた情報摂取が、圧力の高まりに影響を与えていると述べられている。多くの視聴者が、絶えずマスメディアがもたらす情報に晒されていると指摘した上で、これらのマスメディアが経済的成功、つまり視聴者数の保証を必要としていると指摘している。マスメディアは視聴者が求めるメッセージを流通させており、一部の番組を除いて、視聴者にとって不愉快な情報は提供されないと述べている。さらに、これらのマスメディアによる情報の流れに晒され続けることで、人々は文化的に凡庸な存在になっている。

第4段落では、圧力の要因を視聴者とマスメディアの共犯関係に求める第3段落の指摘と対比させる形で、均一化を求める傾向が強まっていることは、意図的な政治的・社会的圧力の結果であると述べている。不愉快な意見を抑え付ようとする動きは常に存在するものである、と指摘したうえで、現在は、危機を表現しているように思えるものに対して、この動きがみられると述べられている。さらには、自由主義の社会における共産主義の脅威は現実のものであり、それゆえ「共産主義の脅威」(the communist menace)がもたらす恐怖も現実のものである、と述べられている。

第5段落では、第4段落に続く形で表現の自由に対する圧力が高まっている要因について分析が行われている。第4段落で言及された「共産主義の脅威」に対する恐れによって、思想と言論の自由に対する思想に混乱が起こっていると指摘されている。

さらに世論が、敵対勢力に対する援助そのものだけではなく、その思想を広めることも国家への反逆であると考えられる方向に変化したと指摘されている。

第6段落では、さらに共産主義に対する圧力の要因についての分析が行われている。共産主義に対する圧力の要因は恐怖と憎悪だけではなく、共産主義思想の支持者は実際にそうした価値観を持っているのではなく、効果的な道具として使っているという点にあることが指摘されている。

第7段落では、共産主義に対する圧力の傾向が持つ危険性について述べられている。共産主義がファシズムとは異なりリベラルで人道的な思想を取り入れていると述べ、貧しい者や差別されている者や人種的マイノリティーの立場に立ち、国際平和と人権擁護の立場を支持しているように見せかけていると指摘している。さらに、社会や経済について急進的な思想と、共産主義運動の手段としてリベラル思想を利用している場合について、区別ができなくなっていると述べられている。そして、そうした混同が市民の抵抗の弱体化につながっていることが指摘されている。

第8段落からは、「不忠誠と破壊」から「猥褻とポルノグラフィ」へと話題が移っている。政治や思想の領域だけではなく、性道徳 (sexual morality) の領域においても順応を求める圧力が増加していると指摘されている。この圧力は一見はささいなものに見えると前置きした上で、3つの面から道徳における検閲の増加は危険であると述べられている。第一に、あらゆる検閲は真に文学的価値を持つものに対しても拡大されてきた、ということである。映画・ラジオ・テレビに対し規制が敷かれたことによって、文化的創造性が空洞化したという例も存在することが示唆されている。第二には、道徳的圧力と政治的圧力は同じ場所からもたらされ、この二つは相互に強化されると述べられている。

第9段落では、連邦職員への忠誠審査およびギャングス委員会による報告について述べられている。連邦職員の性に関する言動と政治的言動が安全保障の点から調査、評価されることについて、無意味であると指摘されている。同様に、ギャングス委員会による報告についても、明確な「不適切さ」 (irrelevance) の基準なしに、性的であるとされた作品の政治性が問題化されている。さらには、道徳的検閲を行う際の仕組みが、政治的検閲にも適応されていると指摘し、その危険性を訴えている。

第10段落では、猥褻とポルノグラフィの領域において、法が整備されていないことが指摘されている。また猥褻に関する法によって禁止されているのは、その図書の内容全体が風紀を乱す傾向にあるものであると述べられている。

第11段落は、猥褻に関する法を現在の図書に適応させる場合について述べている。法廷側が以前よりも性表現の規制を緩和する方向に向かっていると指摘するとともに、付録の第二部を参照するよう述べている。

第12段落では、「不忠誠と破壊」の領域における圧力と「猥褻とポルノグラフィ」におえる圧力の違いに言及している。「猥褻とポルノグラフィ」に対する圧力

は、「不忠誠と破壊」に対する圧力よりも程度が軽いと述べられている。しかし一方で、「猥褻とポルノグラフィ」に対する圧力は法的手段以外の領域で増加していると指摘されている。その例として、雑誌、コミック、安価なペーパーバックといった、子供向けの読み物が圧力の対象とされていると述べられている。教会のグループ、子供の親、教師の団体、警察官が「ニューススタンドをきれいにする」ためにキャンペーンを行っていること、さらには、これらの読み物に接することで若者が墮落するというのが彼らの主張である。ワーキングペーパーの筆者は、この主張に対し、読書と行動の関連には科学的根拠はほとんど存在しないと反論している。

第13段落では、第12段落に続いてペーパーバックへの圧力に対する反論が述べられている。まず、ペーパーバックの内容に関する批判は、ハードカバーからの再販である場合、ハードカバーでの出版時には攻撃されなかった箇所であると述べられている。この点から、ペーパーバックに対する攻撃が起こったのは、単に安価で広く流通したために、多くの人々の注意を引いたからにすぎないと分析されている。一方で、出版者がカバーや推薦文で性的、暴力的なエピソードを強調するような広告戦略をとっていたことも指摘されている。そして、評論家が出版社のこうした広告戦略を看過したことが批判されている。

第14段落は、これまでの議論を総括する部分である。教育、映画、放送、新聞、書籍出版、そして図書館といった、あらゆるコミュニケーション手段に対し、政治的・道徳的圧力がかけられていることが改めて指摘されている。また、一部の強硬派によってもたらされる脅威は限定的なものにすぎず、真の脅威はそれよりもはるかに広い周縁部分に影響が及ぶ恐怖心にある警告している。こうした真の危険について、思想の動きを狭める弾圧や検閲よりも注意し慎重になるべきである理由として、読者に対する表現の幅が狭められることに繋がるからであると述べられている。そして、読者が受けとる表現の制限を防ぐために、出版者と図書館員は圧力に抵抗するだけでなく、自らの使命を明確にする課題を有している、とまとめられている。

第15段落は、「最近の圧力」から「論点」への導入部分である。このワーキングペーパーの付録には、図書の販売における法的・非法的検閲の最近の事例、図書館の蔵書の制限に関する最近の事例、および検閲の取り組みに関する法的位置づけについて、その概要が載せられていることが紹介されている。また、「論点」として用意された問いは、ウェストチェスター会議の議論の題材として準備されたものであると述べられている。

4.4 「論点」

「論点」は「目的」や「前提」同様に構造化された文章である。分量は約4ページにわたる。AからEの5つの大きな議題が用意され、その下に3つから6つの小さな論点が列挙されている。以下、ワーキングペーパーから本文を引用し、AからEの議

題に沿ってその内容をまとめる。さらに、その内容が「読書の自由」声明本文にもみられる場合は、ワーキングペーパーと声明の文言の差異についても述べる。「読書の自由」声明の日本語訳については、『検閲とアメリカの図書館』に掲載されている1953年版「読書の自由」に拠った³。

「A. 出版者と図書館員の役割」は以下の4つの論点に分けられている。

A. 出版者と図書館員の役割

1. 思想の流通における出版者と図書館員の役割とは何か？ われわれは責任ある案内役であるべきか、ただ人々の好みのものを供するだけなのか？
2. われわれは他のメディアにおいても順応を求める大衆の圧力を考慮し、コミュニケーションの多様性を確実なものにするため、明確な手段を講じるべきなのか？ 不人気な見解や順応しない表現が流通するように特別な責任を持つべきか？
3. われわれは市民の読む権利を有効なものにすることに、どの程度加われるだろうか？（読者は）法で明確に禁じられているもの以外はなんでも読む権利を持つのだろうか？図書館や出版者のリストから除外されるべき図書が存在するのであれば、その除外の基準とは何なのか？
4. われわれは著者の個人的・政治的背景を無視して、図書の内容のみによって判断すべきだろうか？これと同じ答えが政府の海外情報政策で使用される図書の選択に際しても言えるだろうか？例えば、ハワード・ファスト (Howard Fast) やダシール・ハメット (Dashiell Hammett) のような共産主義者に親和的な著者であることは、同じ著者による政治的でない図書を出版することや、図書館が購入することの妨げになるだろうか？

この4つの論点は、出典は明示されていないものの『図書館の原則』の3章「読書の自由を擁護する」中で、ウェストチェスター会議の議題として紹介されている⁴。

第1の論点は出版者と図書館員が果たすべき役割について論じている。

第2の論点は、多様な情報が流通するために出版者や図書館員はどのような責任を果たすべきかを論じている。特に、「不人気な見解や順応しない表現が流通するように特別な責任を持つべきか？」という問いに対しては、「読書の自由」声明の第1の提言

の中で明確な回答が示されている。その内容は出版者や図書館員が提供する見解や表現について「多数派にとって正統でないもの、評判の悪いものを含む」というものである。

第3の論点は市民の読む権利の実質化について述べている。この文言は声明の前文でも使われている。その内容は、「われわれ出版者と図書館員は、(中略)読書の自由を実質化するという重大な責任を持っているのである」というものである。

また、第3の論点では、法の問題についても述べられている。ここでの「法で明確に禁じられているもの以外はなんでも読む権利を持つのだろうか?」という問いへの回答は声明の第4の提言の中で示されている。その内容は「猥褻についての現行法は、積極的に適用すべきである」というものである。一方で、「未成熟な好み、発育の遅い好み、それに不適応な好みの要求を満たすことは嘆かわしい」とも述べており、やや後退した姿勢もみられる。しかしながら、最後には「自由にかかわる人たちが理解すべき責任は、(中略)デュー・プロセスによって扱わねばならないという点である」と締めくくられている。

第4の論点では、選書の基準について述べられている。著者の経歴や政治的立場が図書を選ぶ際に考慮されるべきかどうかを論じている。さらには、「政府の海外情報政策で使用される図書の選択」についても論じられている。これは国務省の海外図書館における検閲の動きを明確に意識したものである。ハワード・ファストは共産党員としての経歴を持つ作家であり、この当時、海外図書館をはじめとして様々な図書館においてファストの著書が禁じられる動きが起こっていた⁵。ダシール・ハメットは著名な推理小説作家であり、共産党員であるとの疑いを掛けられ、マッカーシーによる尋問を受けた⁶。これらの共産主義に親和的な著者を名指してあげて、たとえ政治的内容を含まない場合でも、彼らの著作は禁じられるべきかと問いかけている。

この第4の論点と対応する回答も声明の中で明確に示されている。声明の第3の提言では「出版者や図書館員が図書の受け入れを決定するに際して、著者の個人的な経歴や政治的な所属だけで決定するのは公益に反する」と述べられている。

「B. 図書館員特有の問題」は、5つの論点から構成されている。

B. 図書館員特有の問題

1. 図書館はどこまで市民の「発見する権利」の支持者たりえるのか?
2. 上記の表現を実践するのであれば、図書館は予算の許す限り市民の求める図書を所蔵しなければならないのだろうか?未発達な好み、事実には照らして不正確なもの、偏見の強いものであっても、市民が求めるのであれば所蔵しなければならないのだろうか?

3. 市民のかなりの割合が反対したのであれば、少数意見が率直に表明されたものだとしても、その図書は図書館の書架から取り除かれなければならないのだろうか？
4. 図書館は異なるイデオロギーを支持する指向を持つ資料を貸し出すべきだろうか？図書館の役割には、共産主義の立場からの意見を読者が入手できるようにしておくことも含まれるだろうか？共産主義者であることを公言している人物による資料と、共産主義に親和的な表現の間に線引きがされるべきだろうか？「破壊的」な資料に図書館が「ラベリング」をするべきだろうか？もしそうなら、ラベルを貼るための基準は何だろうか？
5. 公共図書館は中立的役割を担うのであろうか？公共図書館の選書は特定の思想の振興を志向するべきだろうか？公共図書館の役割とは教育者か、それともただの保存庫なのだろうか？公共図書館の教育的役割は、大学の教室で行われるような、思考の促進や事実情報の提供だけに留まるのだろうか？

第1の論点では、図書館員特有の問題として、市民が「発見する権利」(right to find out) を行使することをどこまで手助けすべきかと問いかけている。

第2の論点では、第1の論点の具体例として、市民の要求に基づく資料選択の可否について論じている。図書館員は利用者の要求であれば、「未発達な好み、事実に照らして不正確なもの、強い偏見を持ったもの」であっても、図書館に所蔵するべきなのかと問いかけている。この問いかけに対する回答が、声明の第4の提言の解説に含まれている。解説では「未成熟な好み、発育の遅い好み、それに不適応な好みの要求を満たすことは嘆かわしい」と述べられている。一方で、声明の第1の提言では「出版者や図書館員は、最大限に多様な見解や表現を提供する」とし、可能な限り利用者の要求に答えようとする方針が示されている。そして声明の第2の提言では「出版者や図書館員は、提供する図書が含むすべての思想や意見を承認する必要はない」と、蔵書の内容を全面的に認めているわけではないと述べている。

第3の論点では、多数の市民の要望を理由に書架から図書を取り除くことについて問いを投げかけている。「A. 出版者と図書館員の役割」の第2の論点では、少数派の意見の流通を保証することについて論じられたが、ここでは少数意見の流通について図書館員による実践の側面から言及されている。少数意見を含む図書が書架に置かれることで、この理念を実践するという立場がとられている。この問いかけに対する回答は、声明の第1の提言の中で行われている。出版者や図書館員が提供する見解や表

現について「多数派にとって正統でないもの、評判の悪いものを含む」という姿勢が明確に示されている。

第4の論点では、第3の論点で論じられた少数意見を含んだ図書の例として、異なる価値観を表現する図書の取り扱いについて述べられている。異なる価値観の例として、共産主義者の立場から書かれた図書を利用者が入手できる可能性を保証すべきかどうかを問いかけている。さらに、共産主義の立場から書かれたことが明白な図書と、共産主義に親和的な立場の図書を区別する必要性について疑問を投げラベリングを行うことへの疑念を呈している。アメリカ図書館協会は1951年にラベリング声明を採択しているが、この時期にもラベリングを求める圧力が続いていたことが示されている。

第5の論点では、図書館の蔵書の中立性が図書館の中立性につながるという立場から公共図書館の中立性について論じられている。公共図書館はあくまで事実情報の提供に努めるべきか、それとも教育的役割を担うべきかを問いかけている。

「最近の圧力」では、読書の自由を制限しようとする動きを「不忠誠と破壊」、「猥褻とポルノグラフィ」の2つの領域に分け、理論的分析が行われた。「C. 破壊と不忠誠」では、このうち前者について具体的な論点が提示されている。

C. 破壊と不忠誠

1. 図書は破壊的になりえるだろうか？すなわち、民主主義社会において、社会が蝕まれるという恐怖から、抑圧されるべき図書というのは存在するのだろうか？もしそうなら、どこに異論と偽りの線引きが敷かれるのだろうか？だれが線引きをするのだろうか？議論の自由によってもみ殻から小麦を取り出すという、伝統的理論はもう有効ではないのだろうか？

2. 出版者や図書館員はその立場において破壊的になりえるだろうか？国家の安全保障の課題は出版社や図書館で働く職員の忠誠に関わるものなのだろうか？そこには合理的な公共の利益があるのだろうか？それは、専門家ではない人々の意見や出版者と図書館員との連携に基づいたものなのだろうか？

3. 正統ではない思想が社員の業務上の仕事内容に組織の方針と対立するほどは影響しないと仮定した場合、出版者は、社員の政治的関心や経歴に関心を持ったり、責任を負ったりすべきだろうか？税金で運営されているという組織の性質を考慮すると、図書館員の置かれている状況は異なるのだろうか？

第1の論点では、破壊的な図書というものが存在しうるかどうかを問いかけている。「最近の圧力」の第5段落では、「共産主義の脅威」によって民主主義を支える言論の自由の信念が混乱させられていると述べられている。ここでは、破壊的な図書、つまり共産主義に関する図書が流通することで、民主主義社会が蝕まれるという恐れを理由にその図書を禁じることはできるのかを論じようとしている。また、「B. 図書館員特有の問題」の第4の論点と同様に、図書の内容について線引きをしようとする場合、誰がどのように行うのかと問いかけている。民主主義社会における建設的な異議申し立ての意見なのか、それとも実際に国家転覆を図っているのかは区別がつけられないとして、「異論」(dissident)を抑圧することの危険性は、声明の前文でも訴えられている。第5段落の中で、「不安な変化と恐怖感が浸透している時代」において、「異論の表現自体が恐怖の対象」となり「異論の表現を抑圧する」動きが出現する、と述べられている。

第2の論点では、出版者や図書館員の知的自由について述べられている。まず、出版者や図書館員とは「破壊的」になりえる存在なのか、出版者や図書館員の忠誠は安全保障に関わるのかと疑問を投げかけている。1947年、トルーマン政権下で連邦政府職員らに対する忠誠プログラムの実施を決定する大統領命令が出された。これに伴い、州法でも相次いで忠誠審査の実施が決められ、全米へと広がった⁷。忠誠審査については、「最近の圧力」第8段落でも触れられている。

第3の論点では、第2の論点を踏まえて、特に出版者の知的自由について述べられている。「正統ではない思想」を持っていたとしても、それが組織の方針に反しないものであり、業務上影響が無いと仮定した上で、社員の経歴や政治的立場を追及することに疑問を投げかけている。この項目は「出版者 (a publisher) は... (中略) ...責任を負うべきか？」と述べられているが、文中で使われている「出版者」は個々の社員ではなく経営者の立場を示していると考えられる。さらに、民間企業である出版社と行政によって運営される図書館という組織の運営形態の違いから、出版者と図書館員が置かれている状況の違いについて述べられている。

「D. 猥褻とポルノグラフィ」では、読書の自由を制限する動向に関する理論的分析が行われている。

D. 猥褻とポルノグラフィ

1. 猥褻とポルノグラフィはどのように区別できるだろうか？また一方で、悪趣味なものと有害な表現をどのように区別できるだろうか？
2. 社会的規範に対する出版者と図書館員の義務とはなんだろうか？出版者と図書館員は、現代の法の保護下にあるが、あるグループにとって不快な図書を拒絶することについて責任を負うのだろうか？出版者と図書館員は法を順守することと、社会的規範に従うことをどのように区別すべきだろうか？
3. 道徳を守るための規定が制定されるべきだろうか？業界内の自主規制としてその他に使うべきものはあるだろうか？もしくは、良識という社会的規範が守られるために、望ましい編集・広報上の基準が作成されるべきだろうか？それはどのようなもので、だれがそれを定義づけるべきだろうか？ラジオ、テレビや映像などの他のメディアにおける自主規制や規定を設けるという経験は指針になるだろうか？それともただの警告だろうか？また、自主規制を設けることが自由競争にどのような影響を与えるだろうか？
4. 図書の入手可能性に応じたダブルスタンダードは存在するべきだろうか？例えば、書店で 3.5 ドルで売られる図書は好ましく、ニューススタンドで 25 セントで売られる図書は好ましくないのだろうか？
5. 読書と行動の間に何か関係はあるのだろうか？例えば、犯罪と欲望に関する図書を読むことは、若年もしくは成年の読者の犯罪性や欲望の強さと関係あるのだろうか？これらの関係についての科学研究は奨励されるべきだろうか？青年にとってそうした作品を読むことが好ましくないということを考慮すると、彼らが読むものを管理することの責任はどこに置かれるのだろうか？青年がそうした図書を読むことは有害であるという理由から、成人が図書へアクセスする権利は奪われなければならないのだろうか？
6. 現代の法の支配はこの領域において十分なものだろうか？（付録第二部を参照）

第1の論点では、猥褻とポルノグラフィーの線引きについて述べられている。法的に有害だと認められる表現と悪趣味ではあるが有害とは認められていない表現をどのように区別するのかを問いかけている。

第2の論点では、「分別と道徳」における出版者と図書館員の義務について述べられている。出版者と図書館員は、法的に問題があるとは認められていないが、特定のグループにとって不快であるとされる図書を流通させないようにすべきかと問いかけている。さらに、法的な基準と道徳的基準をどのように区別できるだろうかと問いかけている。「D. 猥褻とポルノグラフィー」で示された論点は、主に声明の第4の項目で論じられている。第2の論点で示された、特定のグループの要望による圧力は「他人の好みを強制」することと言い換えられ、「超法規的な試み」であるとして一切拒絶する姿勢が示されている。

第3の論点では、自主規制のための基準の設定可能性について論じられている。業界内で自主規制を敷くべきか、そのための基準を設置すべきか、さらに、編集や広報に関して何らかの基準が設けられるべきかどうかを問いかけている。また、ラジオやテレビなどの他のメディアにおける基準の設置を参考にすべきかどうかを問いかけている。さらに、自主規制を敷くことが出版業界の自由競争の原理にどのような影響を与えるのか検討するよう呼びかけている。

第4の論点では、図書の内容ではなく流通形態に着目した圧力に対する疑問が投げかけられている。書店で販売される図書が圧力の対象とならず、ニューススタンドで販売される安価なペーパーバックが有害であると問題視される状況をダブルスタンダードであると指摘している。

第5の論点では、読書が人の行動に与える影響について論じられている。例えば犯罪描写がある図書の読書と読者の犯罪性の関係について問いかけている。また、読書と人の行動に関する研究が不足しているという認識のもと、その関係を明らかにする研究が行われるべきであると提案している。さらに、犯罪描写や性描写のある図書を読むことが青少年にとって有害であると仮定した場合、青少年の読書内容を管理する責任はだれが負うべきなのかと問いかけている。また、青少年にとって上記の図書を読むことが有害であるという場合、それを理由に成人がそれらの資料にアクセスすることも禁じられるのかと問いかけている。第5の論点で示された、成人に対するアクセスの制限は、声明の第4の項目で「成人を青少年向けの読書資料に拘束」することと言い換えられている。さらに、それは「超法規的な試み」であるとして、一切拒絶するという姿勢が示されている。

第6の論点では、猥褻とポルノグラフィーの領域における法整備が十分であるかどうかを問いかけている。さらに、法的問題については付録第二部を参照するよう求めている。

「E. 個人のアクションと公共政策」では、「論点」の A から D で示された問題について、個々のアクションと公の指針について論じられている。

E. 個人のアクションと公共政策

1. 実際のところ、出版者は出版物の基準を向上させたり変化させるために何かできるだろうか？例えば、市民の求める適切な基準とはどのようなものだろうか？
2. 図書館、出版者、流通業者に対して持ち込まれる、警察やグループによる法の枠外の圧力はどの程度深刻だろうか？このような圧力は書店に影響を与える可能性があるだろうか？また図書館員や出版者に直接的に影響を与えているのだろうか？
3. 法の統治下にある社会において、法の枠外の圧力運動はどのように位置づけられるだろうか？少数派のグループが、多数派に彼らの正統性を押し付けた場合、どのような問題が起こるだろうか？合衆国における現在の法的な手続きやコミュニティでの慣習法は読書の自由を守るのに十分だろうか？この領域において法の適正手続きの順守が確実なものになるために何ができるだろうか？
4. もし法の枠外での圧力運動が不適切であると判断された場合、圧力に対するコミュニティの抵抗運動はどのように進展させることができるだろうか？地域の検閲の動きは、どのようにすれば歴史的視点から捉えられるようになるだろうか？
5. 図書館員と出版者は専門職としての責務を読書の自由を守るための圧力として働かせる必要があるだろうか？
6. 図書館員と出版者以外のメディアの関係者は読書の自由を守ることに関する専門職としての責務を共有する必要があるだろうか？彼らは同様の検閲的な攻撃に対して責任を負う可能性はあるだろうか？

第1の論点では、出版物の質に関する出版者の責任が論じられている。出版物の質の基準を向上させるために、出版社はどのようなことができるかを問いかけている。また、市民が出版物の質に求める基準とはどのようなものかを問いかけている。

第2の論点では、図書館、出版者、流通業者に対する圧力の状況について論じている。警察や市民グループによる圧力はどの程度深刻なのか、またどの程度の影響を与えているのかを問いかけている。

第3の論点では、出版者や図書館に対する圧力運動の法的位置づけについて論じている。少数派のグループの価値観が、多数派に押し付けられた場合、どのような問題が起こるかを問いかけている。また、現在の合衆国憲法やそれに基づく手続き、州などにおける法制度は読書の自由を守ることでできる内容かどうかを問いかけている。さらに、読書の自由に関する問題において、法的手続きが遵守されるためには何ができるかを問いかけている。少数派グループによる価値観の押しつけについては、声明の第6の提言で論じられている。第6の提言では、価値観の押しつけに対して、出版者と図書館員が読書の自由を守るために闘うと示されている。

第4の論点では、出版者や図書館に対する圧力運動に対する地域コミュニティの抵抗をどのように支援すべきかが論じられている。これらの圧力運動は、実際にはその地域で起こっている問題である。そのため、法の枠外の圧力運動が不適切であると判断されるのであれば、その地域で抵抗運動が行われる必要がある。第4の論点では、地域での抵抗運動の発展をどのように支援できるかが論じられている。

第5の論点では、再び専門職としての出版者と図書館員の責任について論じられている。読書の自由を守るために、出版者と図書館員はどのようなことができるかを問いかけている。第5の論点については、声明の第7の提言で論じられている。第7の提言では、出版者と図書館員の責任とは「思想や表現の質を豊かにする図書を提供することによって、読書の自由に完全な意味を与える」ことであると述べられている。

第6の論点では、第5の論点で述べた専門職としての出版者と図書館員の責任を共有することについて述べられている。読書の自由を守るために、図書館員・出版者以外のメディアの関係者と責任を共有すべきかどうかを問いかけている。また同様の検閲による攻撃について、他のメディアの関係者も責任を負う立場になりうるかどうかを問いかけている。

4.5 付録

ウェストチェスター会議のワーキングペーパーには二部構成の付録が添付されている。以下では、付録の構成と内容について述べる。

4.5.1 付録 第一部「図書に対する最近の圧力」

ワーキングペーパーに添付された付録の第一部「図書に対する最近の圧力」

(Recent Pressures on Books) は7ページに渡る資料である。形態に関する特徴としては、6ページ目までは本文と同じフォントが使用されているが、7ページ目とそれ以降に続く付録の第二部は異なるフォントが使用されている。また7ページ目の末尾には1953年4月23日という日付とアメリカ出版会議の名が記されている。

「最近の圧力」第1段落で述べられているように、読書の自由を制限しようとする動きに関して、実例が掲載されている。これらの実例は6種類に分類され、その事例が起こった地名とともに、各3行から10行程度の概要が掲載されている。6種類の分類と件数を以下の表に示す。

表 12 図書に対する圧力の類型

図書に対する圧力の類型	件数
図書館への圧力	9件
1952年から1953年の教科書に対する圧力	7件
流通と出版を制限する圧力	9件
州政府による圧力	6件
地方自治体による圧力	7件
民間団体による圧力	8件

出典：“Working Paper, ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read, Westchester Country Club, Rye, New York, May 2-3, 1953,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.

「図書館への圧力」が9件、「1952年から1953年の教科書に対する圧力」が7件、「流通と出版を制限する圧力」が9件、「州政府による圧力」が6件、「地方自治体による圧力」が7件、「民間団体による圧力」が8件である。

さらに、激しい弾圧が行われている場所として10の地域が、地元の販売業者が特定のタイトルの流通を拒否するという、事前検閲が行われている場所として12の地域が掲載されている。

4.5.2 付録 第二部「図書と憲法上の保障」

ワーキングペーパーに添付された付録の第二部は「図書と憲法上の保証」(Books and Our Constitutional Guaranties) と題されている。付録の第一部と同様に、第二部も末尾に1953年4月21日の日付とアメリカ出版会議と記されている。第二部の分

量は5ページで、冒頭で言論と出版の自由の概要について述べたあと、5つの問いとその回答が続く形式で構成されている。

5つの問いの内容を以下に示す。

1. これらの憲法上の保障は図書に適応されるのか？
2. これらの保障は絶対的なものか限定的なものか？
3. 「猥褻な」出版物とは何か？
4. 猥褻な文書への訴訟と「明白かつ現在の危険」法の関係
5. これらの憲法上の保障によって警察の「不快な」図書のリストの発行を止めることはできるか？

これらの5つの問いは、いずれも問いに対する回答のあと、その回答の根拠となる判例、その判決文の引用が紹介されている。

¹ ①“Working Paper, ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read, Westchester Country Club, Rye, New York, May 2-3, 1953,” Manuscript Reading Room, Library of Congress, Washington, D.C., The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.

②“Working Paper, ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read, Westchester Country Club, Rye, New York, May 2-3, 1953,” American Library Association at the University of Illinois at Urbana-Champaign, Record Series 18/1/26, Box 3, Folder: Committees - Intellectual Freedom, 1941-62.

² Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則: 図書館における知的自由マニュアル (第8版)』 [*Intellectual Freedom Manual 8th Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 2010, p. 228.

³ Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館: 知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939年-1969年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, p. 239-246.

⁴ 同上

⁵ 前掲3, p. 35, 105-106.

⁶ 陸井三郎『ハリウッドとマッカーシズム』筑摩書房, 1990, 324p.

⁷ 前掲4, p. 56-70.

5. ウェストチェスター会議の実態

ウェストチェスター会議は当初から非公開での開催が予定されていたため、公式な議事録および報告書は作成されていない。しかし、参加者に向けて作成された内部資料として、議事録の概要（**Summary of Proceedings**）がある。これはアメリカ議会図書館でのみ所蔵が確認されている。本稿ではこの文書を「議事録」と呼称する¹。

アメリカ議会図書館所蔵のウェストチェスター会議議事録は、アメリカ出版会議事務長のチャールズ・G. ボルト（**Charles G. Bolté**）がウェストチェスター会議の出席者に宛てた手紙に同封されている。1953年5月15日付けのこの手紙によると、ボルトが議事録を作成し、出席者に送付したことが確認できる。また、作成にあたっては議長であるエヴァンズとアメリカ図書館協会のスタッフに確認を依頼したと記されている。加えて、この議事録は会議出席者の確認のためだけに作成されており、一般流通や出版を目的としたものではないことが明記されている²。

同封されたウェストチェスター会議の議事録はタイプ打ちで、分量は5ページである。付録などは添付されておらず、本文のみである。明確な章立てはないものの、土曜日午後・土曜日夜・日曜日午前の3つのパートに分けられており、各セッションの議論の内容についてまとめられている。

議事録の1ページ目には、タイトルとして「アメリカ図書館協会・アメリカ出版会議 読書の自由に関する会議」（**ALA/ABPC CONFERENCE ON THE FREEDOM TO READ**）と書かれており、その下に会場と日程が書かれている。また、右端に、機密（**CONFIDENTIAL**）および公開不可（**NOT FOR PUBLICATION**）と記されている。1ページ目は、会議の出席者のリストになっており、議長であるエヴァンズを含めた32名の氏名、所属と役職、および出席した日程が記されている。ボルトの名は上記のリストには含まれていないものの、議事録の末尾に彼の名が記されている。

表13は、議事録に掲載された出席者のリストをもとに作成した。出席者の氏名、所属と役職、および出席した日程について示されている。ベレルソンは土曜日のセッションのみに出席しており、キャンフィールド、クノップ、ロステンが日曜日のセッションのみに出席している。以上の4名を除く28名は、2日間に渡って出席した。

表 13 ウェストチェスター会議の日程別出席者

氏名	所属と役職	土	日
Luther H. Evans	議会図書館長、ウェストチェスター会議議長	○	○
Donald Armstrong	元アメリカ陸軍准将、アーリントン・ブックス、ワシントン	○	○
Bernard Berelson	フォード財団行動科学部長	○	×
Paul Bixler	アンティオク大学図書館長、ALA 知的自由委員会	○	○
Douglas M. Black	ダブルディ社社長、ABPC 会長	○	○
Robert Carr	ダートマス大学法政治学教授	○	○
Cass Canfield	ハーバー社取締役会長、ABPC 振興委員会委員	×	○
David H. Clift	ALA 事務局長	○	○
John M. Cory	ニューヨーク公共図書館貸出部長	○	○
William Dix	プリンストン大学図書館長、ALA 知的自由委員会委員長	○	○
Robert B. Downs	イリノイ大学図書館長、ALA 会長	○	○
Harold K. Guinzburg	ヴァイキング社社長、ABPC 振興委員会委員長	○	○
A. A. Houghton, Jr.	ステイブーン硝子会社社長	○	○
Richard B. Kennan	全米教育協会「教育によって民主主義を守る全国委員会」書記長	○	○
Chester Kerr	イエール大学出版局長、アメリカ大学出版局協会「出版の自由委員会」委員長	○	○
Orm Ketcham	共和国基金	○	○
Lloyd King	アメリカ教科書出版協会事務局長	○	○
Donald S. Klopfer	ランダムハウス社秘書兼会計役、ABPC 反検閲委員会委員長	○	○
Alfred A. Knopf	アルフレッド・A・クノップ社社長	×	○
Dan Lacy	ABPC 常務役員	○	○
Harold D. Lasswell	イエール大学法科大学院法政治学 教授	○	○
Paul Lewis	プレス・インテリジェンス社、ワシントン D.C.	○	○
Milton Lord	ボストン市立図書館長	○	○
Flora B. Ludington	マウント・ホリヨーク大学図書館長、ALA 次期会長	○	○
Horace Manges	ABPC 顧問	○	○
John O'Connor	グロセット&ダンラップ社社長、ABPC 前会長	○	○
Leo Rosten	作家、コネティカット州スプリングデール	×	○
Ruth Rutzen	デトロイト市立図書館	○	○
Francis St. John	ブルックリン公共図書館館長	○	○
Theodore Waller	ニュー・アメリカン・ライブラリー社編集担当副社長、ABPC 前常務役員	○	○
Victor Weybright	ニュー・アメリカン・ライブラリー社社長兼編集長 ABPC リプリント委員会委員長	○	○

以下では、ウェストチェスター会議でどのような議論が交わされたのかを議事録の流れに沿って解説する。その際、ワーキングペーパーと1953年版「読書の自由」声明の書かれた内容との差異についても述べる。

5.2 土曜日午後

土曜日午後のセッションは、議事録では4ページ、21段落で構成されている。

議長エヴァンズによりこの会議が非公開のものであることを伝えられ、会議の最終的な目的は声明の作成にあることが確認された。エヴァンズは、会議の流れについて説明し、このセッションでは実質的な問題について議論を行い、声明については後ほど論じることにしたいと述べている。エヴァンズが述べたように、ウェストチェスター会議では当初から声明の作成を目的の一つに置いていた。ワーキングペーパー「目的」の第4項目では「読書の自由を主張する手段について検討する」と書かれている。声明の作成自体は会議が始まった時点で既に決定していたことがわかる。

5.2.1 出版界への圧力と対策

土曜日午後のセッションでは、まず「法の外」で行われる図書に対する圧力に関する議論が行われた。この「法の外」の圧力は「論点」の「E. 個人でのアクションと公共政策」で言及されている。「E. 個人でのアクションと公共政策」では、第2項で法の枠外で行われる圧力の影響について、第3項で法の枠外の圧力の位置づけについて、第4項では法の枠外の圧力への抵抗に関する論点が提示されている。

エヴァンズはまず、自由を制限しようとする動きに抵抗するため、現状を確認する必要があると述べている。エヴァンズは出席者に送付されたワーキングペーパーに言及し、アメリカ出版会議顧問のホレス・マンギス (Horace Manges) に対し、法的な視点からの意見を求めた。

マンギスはニュージャージー州、オハイオ州の事例を紹介したあと、ニューヨーク州ブルックリンでの事例について説明している。ニュージャージー州とオハイオ州の事例は、法律家や警察署長によって「不快な」図書リストの配布が行われ、出版者がリストの配布をやめるよう求めたというものである。またブルックリンでは、一般市民が書籍販売業者に対し圧力団体「品位ある文献を求める全国組織」(National Organization of Decent Literature: NODL)³が発行した安全な図書リストに従い、図書を販売するよう求めたという。マンギスは実際に図書の内容の是非を裁判で争うような「法の内側」での圧力ではなく、リストの配布によって小売業者を委縮させるような「法の外」での運動が行われていると指摘している。さらに、これらの「法の外」の運動に対して、裁判を起こす、または裁判を起こすことを警告したりするといった対抗策がとられていると報告している。

マンガスの報告に対し、「法の外」の圧力への対応策として、どのような場合に訴訟を起こすことができるかが議論された。マンガスによると、一般市民に対して訴訟を行うことは難しいが、出版者であれば協定違反を理由に訴訟を起こせる可能性があるという。これに対しアメリカ出版会議会長ブラックは図書館に対する不買運動の可能性があると主張して訴訟を起こすことを提案している。一方、全米教育協会「教育によって民主主義を守る全国委員会」のケナンは自由企業制を理由に、(図書館に対する)反論を止めさせることはできないと述べている。マンガスは、反論自体をやめさせることはできないという意見に同意しながらも、圧力によって売り上げが減少した場合には、協定違反であると主張できる可能性があると指摘している。

一方で、訴訟を行うこと自体への疑問も投げかけられている。エヴァンズは、圧力によって委縮した人々が、自主的に流通の制限を受け入れている現状があると語った。グロセット&ダンロップ社社長であり、アメリカ出版会議前会長であるオコーナーは、法的措置をとることが改善策にはならないと述べている。オコーナーは、図書館に対する圧力は地域住民によって起こっており、改善のためにはこうした地域住民の感情の問題に取り組む必要があると指摘している。さらに、オコーナーは出版者と図書館員に共通の関心領域は情報流通経路の開放にある、と述べている。

さらに、法の枠組み自体に関する議論も行われている。アメリカ出版会議のレーシーは、欠席した判事カーティス・ボク (Curtis Bok) の発言を紹介している。ボクによると、言論の自由は法的権利として常に尊重されるべきだが、実際に言論の自由を権利として行使できるかどうかは別の問題であるという。オコーナーとマンガスは、現行法の進歩的な法解釈や表現規制の拡大を無効にする最高裁判決について言及した。

ブラックは、法解釈や裁判所の見解の変化によって法の枠組み自体が変わるためには、見識ある啓蒙された市民 (informed and enlightened citizen) の存在が必要であると述べている。読書の自由を擁護するという出版者と図書館員の権利が守るのはこうした市民である。ALA 会長ダウنزもこれに同意し、世論を呼び起こすための取組みを考えたいと述べている。

「法の外」の圧力への対応策は、ワーキングペーパー「論点」の「E. 個人でのアクションと公共政策」で第2、第3、第4の項目に渡って議論すべき点として挙げられている。また、出版者と図書館員にとって、自由な情報流通が共通の問題意識として存在すると述べられている。ワーキングペーパー「前提」の第2項目で示された「自由なコミュニケーション」を重視する姿勢がみられる。さらに、法の枠組み自体を変化させていくために、市民の啓蒙が必要であるという発言もみられた。

5.2.2 図書館界への圧力と対策

出版界への圧力と対策について議論が続いて、図書館界への圧力と対策について議論が行われた。図書館における圧力と対策については、ワーキングペーパー「論点」の「A.

図書館員特有の問題」および「E. 個人でのアクションと公共政策」でも議論が行われている。

まずエヴァンズが、図書館や学校など公的予算で運営されている組織の状況を問いかけている。これに対し、アメリカ教科書出版協会（ATPI）事務総長のロイド・キング（Lloyd King）が教科書の購入について述べている。キングによると、教科書の採用については州の教育委員会の決定に委ねられているという。ボストン市立図書館のミルトン・E. ロード（Milton E. Lord）も同様の発言をしている。デトロイト公共図書館のルース・ルツェン（Ruth Rutzen）は警察からの苦情に対し公聴会を開き、訴えが取り下げられた例を報告した。

エヴァンズは、公的資金によって図書を購入する図書館や学校は公権力の支配を受けられる可能性があり、法的に弱い立場にあると指摘した。知的自由委員会のディックスは、この種の事件では特定の図書よりも図書館管理者に対して非難が向けられると述べた。

さらに、エヴァンズは破壊的な図書の所蔵についての議論を求めた。共産主義者や不忠誠である人物による著作を図書館は所蔵すべきだろうか？ というエヴァンズの問いに対し、法の原則に基づく立場と図書館員の判断に依拠するという二つの立場が示されている。破壊的な図書であっても原則として所蔵すべきであるという立場から発言したのは、ロステン、ベレルソン、オコーナー、クロパーであった。図書館・図書館員の判断によって所蔵されない場合もあるとの立場についたのは、ロード、ウォーラー、ギンズバーグ、エヴァンズであった。

ニュー・アメリカン・ライブラリー社およびアメリカ出版会議前事務長のウォーラーは、図書館員が認めれば所蔵されるべきであると述べている。一方で、破壊的な図書の所蔵に反対する意見として以下のような指摘が挙げられている。第一に、アメリカ図書館協会の知的自由を支持する方針は、現実には機能しないという指摘である。出版者や図書館員は人々が物事について自分の意思で自由にも決断できると考えがちだが、実際には、図書が人に与える影響については明らかになっていないという意見が述べられている。また、図書館の選書担当者があらゆる分野に精通しているわけではないとも述べられている。

ラスウェルとエヴァンズは図書の選択および図書館の運営における権限がどこにあるのかを明確にする必要があると述べている。これに対し、ウォーラーとディックスは、一般市民にとって重要なのはどこに権限があるのかではなく、図書の選択の基準であると述べている。オコーナー、ベレルソン、ギンズバーグが議論を以下のようにまとめている。第一に図書館は法的に出版できる図書についてはどんなものでも自由に所蔵できるべきである。第二に選書は専門職の手にゆだねられるべきである。第三に、総合的な政策については、選挙を通じて民明的に変えていくことができるだろう。

5.2.3 出版者と図書館員の役割

レーシーは、図書館員に権限があると見なされていても、どのようにその権限を行使するかが問題になると述べた。

ベレルソンは、出版者は著者から投稿された原稿を全て刊行する責任があるわけではなく、それと同じように、読書の自由は読者が図書館に所蔵されているどんな資料にでもアクセスできることを意味している訳ではない、と述べている。オコーナーはベレルソンの発言に同意し、絶対的な権利は存在しないと述べている。ロバート・カーの指摘に続けて、オコーナーは出版者や図書館員が特定の図書を流通させないことについて、自制が可能かどうか議論することを提案した。

ディックスは多様性を持つことは社会的善 (a social good) であると述べた。つまり、出版者と図書館員が読者に多様性をもたらすことは重要であり、読書の自由に正当性を与えることになる、と主張する。ウォーラーは図書選択の目的は、多様な意見の存在を保障することであり、基準を押し付けるためではないと述べた。

ここでエヴァンズは図書選択の目的は人々を良い方向へ向かわせることであるべきかどうかを尋ねている。オコーナーは、図書選択の基準について、社会の道徳的な規範や国の目的を支持すべきと述べている。オコーナーの意見を受けて、エヴァンズは、図書館員は実際に中立の立場をとっているのか、それとも中立を提言する声明を支持する一方で、実際の行動は中立ではないのかと尋ねた。

フランシス・セント・ジョン (Francis St. John) は、当然、選択は存在すると述べた。セント・ジョンによると、図書館員たちは、図書の選択が図書館員以外に委ねられるべきではないと強く感じているという。ベレルソンは、「品位ある文献を求める全国組織」のような圧力グループは、団体を組織し、われわれを抑圧する権利を持つが、図書館員や出版者は圧力に反撃する権利を持っていると述べた。ラディントン は、研究機関の図書館では学生に現代の課題を認識させ、刺激を与えるために、あえて論争的な図書を購入することがあると語った。議論の末、図書館は教育機関としての役割を担っているという点で合意がとられた。

レーシーは、個人の決定に依拠する社会では多様な知的経験が社会的に有用であると述べ、他のメディアが順応を志向する経済的圧力を受けているという現状において、図書は多様性を保持する独自の役割を果たしていると述べた。

議論の結果、法の原則を狭めようとする取り組みに対し、抵抗することが必要不可欠であるという点で合意し、以下の3点について確認された。

第一に、図書館は自らの判断で図書を選ぶべきであり、その選択を、責任を持たないもの手に委ねようとする取り組みには抵抗すべきである。

第二に、図書館は法的に出版できる図書はどんな図書でも自由に入手し貸し出すべきである。

第三に、図書の質の基準と適切性は、図書の内容から判断されるべきである。

議長はスタッフに対し、セッションの合間に草稿を作り、一連の問いを論点にまとめるよう依頼している。

5.3 土曜日夜

5月2日土曜日夜のセッションでは、ワーキングペーパーと土曜日午後のセッションをもとに議論が行われた。

エヴァンズは議論の前提として読書が与える影響について確認している。読書は良い影響も悪い影響も与えないという立場に立つことは、逆に図書への圧力を容認することに繋がらうとして、仮に読書が人々に悪影響を及ぼすとしても、自由な読書を妨げることはさらなる危険につながるという認識を共有した。

レーシーは、ワーキングペーパー作成者は出版者や図書館員の権利よりも、社会のニーズ、公共政策に関する疑問、市民の関心が明確にされることを期待していたと説明する。レーシーは、破壊や道徳の腐敗を理由に、表現の自由を抑制する必要があるという意見が存在することを指摘し、これに反論する立場から意見を述べ、論点を明確化するべきであると主張した。さらに、レーシーは政治と道徳という論点自体は異なるが、共産主義やポルノグラフィはいずれも表現の自由の限界を問うものであるため、両者に関する問題が発生する状況や圧力団体は共通することが多いことを私的にしている。一方で、これらの問題を論じることで、それぞれの問題に何らかの境界線を引くことができるかもしれないと述べている。

5.3.1 出版者と図書館員の役割

(1) 著者の経歴を基準とした図書選択

出版者と図書館員の役割について、最初の議題の内容は以下のように示された。

われわれは著者の個人的・政治的背景を無視して、図書の内容のみによって判断すべきだろうか？これと同じ答えが政府の海外情報政策で使用される図書の選択に際しても言えるだろうか？例えば、ハワード・ファストやダシール・ハメットのような共産主義者に親和的な著者であることは、同じ著者による政治的でない図書を出版することや、図書館が購入することの妨げになるだろうか？

これは、ワーキングペーパー「論点」の「A. 出版者と図書館員の役割」の第4項と同一の内容である。この問題は、出版者と図書館員の二つの場合で分けて議論が行われている。コリーはALA「図書館の権利宣言」が上記の論点については肯定的な回答を表明していると指摘している。議論の後、この問いを反転させ、「図書館員は著者の政治的背景や経歴を理由に図書を拒否すべきだろうか？」という問いに変えること

で合意がとられている。また、この問いに対する回答は満場一致で「拒否するべきではない」であった。

一方、出版者にとってこの問題は、個人的な好みに依拠するものであると主張されている。ロステンは、出版者は民間企業であるため、統一された勧告を作成することは不可能であると指摘した。ロステンの主張に対し、ディックスは出版者も公共の利益を有していると述べた。この議論を受けて、新しく「図書館員と出版者が著者の政治的背景や経歴を理由に図書を拒否することは公共の利益に反する」という一文が追加されることになった。

著者の経歴を基準とした図書選択を拒否する方針は、「読書の自由」声明の第3の提言に反映されている。声明の第3の提言では、「出版者や図書館員が図書の受け入れを決定するに際して、著者の個人的な経歴や政治的な所属だけで決定するのは公益に反する」と表現されている。

(2) 自由な情報流通の実現

第2の議題は以下のように示された。

図書館員と出版者は他のメディアにおいても順応を求める大衆の圧力を考慮し、コミュニケーションの多様性を確実なものにするため、明確な手段を講じるべきなのか？

これはワーキングペーパー「論点」の「A. 出版者と図書館員の役割」の第2項目と同一の内容である。この議題に対し、ギンズバーグ、コリー、ビクター・ウェイブライト (Victor Weybright)、レーシーが意見を述べている。

ギンズバーグは、コミュニケーションの多様化のために何かしらの手段を講じるべきであると考える一方で、具体的な方法については意見を出すことができないと述べている。コリーは議題そのものに対する疑問を呈し、図書館員や出版者がこれらの権利を積極的に行使する責任を持っていない場合もあると指摘している。一方、ウェイブライトは議題の重要性を強調し、その理由として、図書は思想と知識の大胆さを伝達するもので、著者から読者へ向けた一方向の議論や訴求力、表現の多様性に優れているからである。これらの意見に対し、レーシーは第2の議題の主張が示しているのは、図書はどのように特別な社会的役割を果たすのかということであると説明している。ベレルソンは創造的な考えは歴史的に逸脱者やマイノリティーによって創出されること付け加え、重要だがあまり好まれない意見に人々の関心を寄せるため、図書の管理人が可能な限り最大限に多様な表現を守るべきであると述べている。

議論の結果、この文言は肯定的な表現に変えられている。変更後の文言は以下の通りである。

すべてのメディアが順応を志向する圧力を受けていることを踏まえ、出版者と図書館員は、不人気な見解も含め可能なかぎり最大限に多様な意見と表現を提供する社会的義務を持つ。

自由な情報流通の実現を出版者と図書館員の義務であるとする上記の文言は、「読書の自由」声明の第1の提言に反映されている。声明の第1の提言は、出版者や図書館員が提供する見解や表現について「多数派にとって正統でないもの、評判の悪いものを含む」ことを確認している。

(3) メディアの自由と社会的責任

次に、ワーキングペーパー「論点」の「A. 出版者と図書館員の役割」の第1項目と第2項目で示された出版者と図書館員の「責任」について議論が行われた。「A. 出版者と図書館員の役割」の第1項目は、思想の流通における出版者と図書館員の役割について、責任ある案内役であるべきか、人々の要求に準じるべきかを問いかけている。第2項目は、情報流通の多様性を担保するために、人々に好まれない意見であっても流通させる責任があるかを問いかけている。

何名かの出席者は責任という概念は危険であり、この概念によって自由を手放す可能性があることを示唆した。その理由として、何が「責任ある」ことで何がそうでないかは常に異なるからであると述べられている。図書館員と出版者はその図書が特定のグループにとって攻撃的であるからというだけで図書を拒否しないことを主張すべきだと述べられた。さらに、その図書が良質なものであれば、図書の内容が少数派の意見を主張していたり、宗教的・人種的ステレオタイプを含んでいるという理由だけで、その図書が拒否されてはならないと述べられている。

これに対し、ロステンは、図書が与える影響が絶対的なものではないと述べている。

5.3.2 図書館員特有の問題

(1) 少数派の意見へのアクセス

「図書館員と出版者の仕事には、共産主義者の立場に関する意見を読者が手に入れられるようにしておくことも含まれるか？」という議題については、ワーキングペーパーの「論点」、「B. 図書館員特有の問題」の第4項目で論じられている。第4項目では、少数派の意見へのアクセスの保証とラベリングを拒否する方針について論じられている。この議題については出席者からの肯定が得られ、第2の議題で決定した「すべてのメディアが順応を志向する圧力を受けていることを踏まえ、出版者と図書館員は、不人気な見解も含め可能なかぎり最大限に多様な意見と表現を提供する社会的義務を持つ。」

という文言に、少数派の意見へのアクセスの保障に関する内容を付け加えることで合意が得られた。

エヴァンズは、共産主義者に関する発言を盛り込むことについて、原則としては同意しながらも、反発を招きかねないと述べた。一方で、共産主義について書くことが実際に陰謀へつながるわけではないと述べ、行為に結びつかない、表現としての共産主義についても言及した。ギンズバーグは、憲法の及ぶ範囲内にある限りは、こうした声明は有効であることを付け加えることを提案した。一方でベレルソンは、エヴァンズの発言に対し、表現と行動の結びつきについて指摘している。

「読書の自由」声明では、「共産主義」という語は用いられていないが、少数派の意見へのアクセスの保障については、声明の第1の提言で扱われている。声明の第1の提言は、出版者や図書館員が提供する見解や表現について「多数派にとって正統でないもの、評判の悪いものを含む」ことを確認している。

資料へのアクセスに関する議題は、資料へのアクセスに特別な制限が設けられるべきではないという点で合意がみられた。また、セント・ジョンは、ある資料を通常よりもより広く貸し出す例を紹介している。エヴァンズは、資料は利用者の求めに応じてすべて入手できる状態にあるべきだが、特別な待遇は除外されるべきであり、通常の入手可能性が保たれるべきであると述べている。

図書へのラベリングに関する議論は「読書の自由」声明の第5の提言に反映されている。声明の第5の提言では、「図書や著者に破壊的とか危険といったラベルを貼ること」は、「公益に反する」と述べられている。

(2) 図書へのラベリング

少数派の意見へのアクセスに関する議論に続き、図書へのラベリングについても議論が交わされている。ラベリングについては、ワーキングペーパーの論点「B. 図書館員特有の問題」の第4項で破壊的な資料な資料へのラベリングの是非について論じられている。

レーシーは、地域のグループや州議会で圧力の強まりを指摘している。レーシーによると、こうした圧力団体は著者の所属組織の特定を求めているという。エヴァンズは、図書館員が判断を下すのではなく、ただ図書館のレファレンスサービスの一環として、様々な人々やグループによる論争的な著者に関する問い合わせに対応できるように、図書館に入手しやすい参考資料の棚を設置することを提案した。ベレルソンは、人々がおのおの読んだ図書に書いてあることに基づいて自分で考えることができると信じていると述べた。ギンズバーグは、アメリカ図書館協会のラベリング声明は抵抗を受けるだろうと述べ、穏当な表現を採用するよう提案し、この声明では反感を買うような特徴を持たないようにすることが必要であると述べた。カーは、自分の学生に可能な限り、自分の読んでいる図書の著者について調べるように指示しているこ

とを証言し、著者も含めて、読者が図書について判断を下すべきであると述べている。

マンガスはラベリング声明の「ある特定の図書や雑誌が図書館に所蔵されているということは、図書館がその内容を承認しているというわけではない」という点に触れた。

ラベリングの否定については、以下の2点で合意がみられた。第一に、出版者もラベリングを拒否すること、第二に、出版者は自社が出版する教科書の著者が「破壊的」ではないことを保証するわけではないという提言と関連づけるという点で合意をみた。

5.3.3 猥褻とポルノグラフィ

破壊と不忠誠に関する議論に続いて、猥褻とポルノグラフィに関する議論が行われた。猥褻とポルノグラフィに関する問題は、ワーキングペーパーの「論点」の「D. 猥褻とポルノグラフィ」で論点が提示されている。以下では「D. 猥褻とポルノグラフィ」第2項の社会的規範に関する出版社と図書館員の役割、第3項の業界における自主規制、第4項の図書の流通経路に関するダブルスタンダードを主な主題として議論が交わされている。

(1) ペーパーバックの普及と自主規制

まず、社会規範に関する出版者と図書館員の義務について論じられている。

オコーナーは、現在持ち上がっている問題はペーパーバックに関するものであり、それらのほとんどが以前からハードカバーとして流通しており、法的には何の問題もないものであると述べた。オコーナーによると、この2つの違いは価格、流通経路の幅広さ、販売促進のための表紙と推薦文、そして売れ行きであり、両者の相違は販売方法のみである。一方でオコーナーは、ペーパーバックは性的な内容に重点が置かれすぎていること、また宣伝が過激であると指摘し、出版者による自主規制を求めた。ウェイブライトは、表紙のデザインではなく大量流通がペーパーバックへの弾圧を促進させたのではないかと語った。セント・ジョンはこれに同意し、流通の拡大によって、本来は読書をしなかった人々、つまりは社会規範に関して異なる基準を持つ人々の注意を引くことになったのは確かであると述べた。

ウェイブライトは、セント・ジョンの発言に同意する一方で、一般市民の基準では反対されなくとも、特別な団体による圧力が計画されることがあると述べ、オハイオ州ヤングスタウンとデトロイトで起こった圧力の例について紹介した。デトロイトでは警察が *Catcher in the Rye* の再販を禁止したが、以前からブック・オブ・ザ・マンズ・クラブ (Book-of-the-Month Club) を通じて同書は全国的に流通して。ウェイブライトは、青少年に対するペーパーバックの普及が問題視されているが、教師や生徒

を対象とした、多くの良質な図書がペーパーバックとして再販されていることを指摘した。

エヴァンズはペーパーバックに関する問題の扱いにくさについて言及している。ブックはこの会議で議論する課題と公に向けた声明の作成には違いがあると考えべきだとした上で、出版者は良識に従って自主規制を行い、出版物の質の引き上げに取り組むべきであると述べた。

(2) ダブルスタンダード

ギンズバーグは、ワーキングペーパーの論点「D. 猥褻とポルノグラフィ」の第4項で示された図書に関するダブルスタンダード、すなわち書店で販売されている図書とニューススタンドで販売されている安価な図書の扱われ方の差について言及し、広く全米でこの傾向がみられると指摘した。ギンズバーグは、青少年に対するギャンブル、たばこ、酒の規制について触れながら、限られた範囲で流通する場合には問題視されないものが、広範囲で流通することにより反対の声が上がることを指摘した。

ギンズバーグは法と法解釈は社会の状況によって変わりうると述べ、地域における圧力の増加に伴って、ペーパーバックとハードカバー両方の入手が制限される可能性を指摘し、少なくとも声明においては法の枠を超えた圧力に抵抗し、法的手続きを遵守するよう呼びかけるべきであると主張した。

エヴァンズは、こうした図書を好まない人々に対して、ただそれを購入しないよう勧めることはできるのだろうかと問うた。クロパーは、エヴァンズの問いかけに対し、図書を購入しないことを勧められた人々が、ほかの人々に対してその図書の購入を止めるよう求めない限りは問題ないと述べている。クロパーは、声明において、図書は良いものであることを強調すべきであると、自身の意見を表明した。

ベレルソンは私的利益を求めて悪趣味な図書が流通していることを指摘し、この会議ではそれに反対し、出版者の責任を促進すべきであると述べた。ラスウェルは、重要な点は、ある図書に対して衝撃を受けたときに、市民がどう折り合いをつけているのかを明らかにするべきであり、図書によって衝撃を受けた人々に、本声明が届くようにすべきであると述べた。声明が発表されることで、教師や両親が、若者が様々な危険に晒されており、その衝撃に備えることについて考える機会となることを指摘している。また、声明では図書を抑圧する新たな動きを拒否する理由、つまり、図書への圧力に関する法の妥当性、なぜ不買運動は悪なのかという問題や子供の成長に応じとられるべき手段に言及すべきだとした。

ロステンは、猥褻な作品が購入されることで需要が生まれ、出版者がその需要を満たしている状況について、声明を通じて遺憾の意を表することを提案した。ロステンは、自分の子供を導く責任を放棄する両親や若者に適切な作品を与えないコミュニティに責任があると述べている。さらに、批評家に対し、図書の表紙の過激な服装や、

公共の浜辺での服装、そして図書に描かれる人々の行動を攻撃するべきであると述べている。

ラスウェルは、他者の好みを抑圧することで自分が受けた衝撃と折り合いをつけようとするのが問題であるとし、どのように人々が衝撃と折り合いをつけるのかについて調査を行うことを提案している。

セント・ジョンは、ラスウェルの提案に同意する一方で、喫緊の問題は怒れる親たちと性的タブーの存在であると述べた。出版者に対し自主規制を呼びかけるべきであり、何でも望むものを出版するという一部の出版者の主張は、あらゆる図書に対する検閲を招き、すべての出版者の自由を危機に追い込むことになると警告した。

自身の指摘に立ち戻り、ロステンは、いかがわしい作品に対する市民の責任を明らかにする必要があると主張した。ロステンは、現在の状況は、市民が出版者の制作を支援するという相互協力の関係にある点が問題であると指摘した。一方、オコーナは法の統治下で出版された図書は猥褻にはあたらないと主張した。ロステンはこの主張を受け入れ、声明は人々が反対するあらゆる図書の保護に言及するべきであると述べた。

ケナンは子供が関わる場合は図書の入手は制限されるべきとし、両親の責任を主張している。ベレルソンはロステンの見解を支持し、図書の入手に関する責任は図書やその他のメディアに関わる専門職にのみ置かれるものではないとし、社会規範が流動的な時代において、特定の機関がそのことについて責任を追及されてはならないと述べた。

ベレルソンは、一般的な読書の本質である、多様性と有用性を強調することを提案した。さらに、自身の意見として、共産主義者の問題に関しては、そうした資料の所蔵や流通については最低限であることが強調されるべきであると述べた。さらに、そうした文献を読みこなせる若者は、一般的に人より賢く鋭い知性を持っているため、多くはその思想に影響されることはないと述べた。

5.4 日曜日午前

5月3日曜日の朝のセッションはウェストチェスター会議の最後のセッションである。レーシーはスタッフとの話し合いの結果を伝えている。出席者の間で主な方針について合意が形成されていると判断されたこと、この場では声明の起草は行わず、小委員会が会議の議論の内容をもとに声明を起草すると伝えられた。また、ウェストチェスター会議の出席者と欠席者の両方から署名者を募ることが提案された。

(1) 声明の目的と対象

最初の議題は、声明を発表する目的と対象であった。市民生活を代表する多様なグループを対象に署名を募ること、声明とウェストチェスター会議の結びつきを強調するべきではないという意見が出された。一方で、セント・ジョンは読書の自由とは週

末を割いて議論すべき重要な課題であるとアピールするのが良いと主張している。ディックスは ALA 評議会や全米 PTA 協議会 (The National Council of Parent-Teachers Associations) などから公式に承認を希望する意思表示があったことを伝えている。ロードはこれまで読書の自由に関心を持っていなかった市民の承認を得ることが重要であると述べた。その例として労働界の指導者であるウォルター・ルーサー (Walter Reuther) や産業界のリーダーであるクラレンス・ランドール (Clarence Randall) の名が挙げられている。ディックスは、多くの人はこの問題について関心を持たず、中立の立場をとっていること、そうした中立の人々を対象にするのが良いだろうと提案している。

(2) 研究の奨励

次の議題は研究についてであった。まず、カーが検閲者の動機に関する研究の実施を提案した。ディックスは事例研究の実施と研究助成金を提供する財団を探すことを提案している。ビクスラーは、第一にコミュニティに圧力が生み出される原因について、第二にその動機について調査すべきであると述べている。

また、ラスウェルは現在の読書に関する研究に関して 2 種類の問いを投げかけている。第一に、憤りを示しているのは誰か、規制に取り組んでいるのは誰かという問いである。ラスウェルは第一の問いを明らかにするためには、調査対象を設けて継続的な観測を行い、様々な項目について記録を残す必要があると述べている。ラスウェルは以下のような項目を例示している。例えば、規制に関する活動の増減、コミュニティによる圧力の実態、コミュニティの緊張の変化、さらに図書への検閲が政治的に利用されている状況、つまり、警察官や地区検事長の検閲に関する活動と実績、社会規範の強化に対する評価である。ラスウェルは第一の問いに関する先行研究として、大戦下のアメリカで行われた、人種暴動の予測に関する研究を紹介している。ラスウェルの第二の問いは、何が公に晒されることで誰が損害を受けるのか？様々な物事が公に晒されることが、われわれの行動にどのような悪影響を及ぼすのか？というものであった。ラスウェルは、第二の問いに対し、悪影響は非常に少ないこと、特定の物事を矯正する効果さえあると指摘している。

共和国基金のケッチャムは、こうした分野の研究は共和国基金の関心領域に非常に合致するかもしれないと述べた。ギンズバーグは調査のためのさらなる論点として、読書と人の行動の関係、特に子供や青少年の行動に関する研究を提案した。オコーナーは現在の研究の枠組みは親や教会の価値観によるものであると指摘している。

(3) 関係団体における情報共有

エヴァンズは、関係団体の間でのさらなる情報共有の必要性を指摘している。ディックスは、ALA 知的自由委員会が関係団体に向けてニューズレターを発行しているこ

と、ニューズレターには基本的な原則と図書館員向けの情報の両方を掲載することで、図書館員の活動を市民に伝達していると述べた。

レーシーはアメリカ出版会議が活動中の以下の6つの分野について紹介している。

1. 知識：クリッピングサービスと他の団体との情報共有による情報入手
2. 調査：圧力団体の同定。アメリカ法律家協会（American Bar Association）の刑法部門（Section on Criminal Law）との非公式会合。また、代理的経験の影響に関する研究のためのアメリカ国立精神保健研究所（National Institute of Mental Health）との連携。
3. 広報：出版者である我々にとって出版の自由は重要な概念である。反共産主義と反猥褻は善だが、自由な出版を弾圧することは悪である。一方で反共産主義と反猥褻は明確に検閲性がある。出版者の関心よりも、個人の読書の自由における制限を明らかにすることのほうがここでは重要である。
4. 関連する団体との連携：様々な領域において、同じような強制力が存在しており、それが表現の自由を脅かしている。自由に対する関心を共有する者と、公式なものでもなくとも連携することは、自然な流れである。
5. 法的手段：法的に守られているもの、つまり法的権利が頼みの綱になるだろう。出版者は図書館員よりも、法的権利については明確に位置づけられている。そのため、一部には、図書に関わる業界（book world）全体への利益になるとして、高額の訴訟を起こそうとする動きもある。
6. 組織的な抵抗の圧力：地域レベルの問題については、図書館員は出版者よりも強い立場にある。なぜなら、特定の地域の問題にその地域とは無関係な都市部の出版者が介入することは、恨みを招いたり経済的な動機だと非難されたりする危険があるからである。

エヴァンズは、図書への圧力に関わる地域の団体を通じて、読書の自由に関する全国的な委員会の設置を提案した。ケナンは、連携の必要性を認識する一方で、全米教育協会と同様の取り組みを行った際の経験を話し、全国的な組織の設置の困難さを指摘した。キャンフィールドは、議論を通じて、より多くの人々にとって幅広い読書が必要であることが示されたと述べた。キャンフィールドは、弾圧は無知によって起こるが、幅広い読書を通じて弾圧を消し去ることができるかと発言した。さらに、キャン

フィールドは、一般の読者は普段はわいせつな図書を手にしないと述べ、読書習慣を拡大させるための取り組みを行うと同時に、なぜ人々は読まないのかを明らかにする研究が行われるべきである、と提案している。

ヒュートン Jr.は図書に対する攻撃が増加している状況下で声明によって思想が明確化されることの意義を指摘する一方で、図書に対する攻撃を行う人々がこうした声明を読むかどうかについては、疑問を呈している。

(4) 声明の方針

図書の除去を発見する困難についての議論のあと、声明作成のための方針が提示された。ケッチャムは継続的な抵抗の重要性を指摘し、圧力に対し、表現の自由を支持する姿勢を保ち続けることが重要であると述べている。カーは自由企業との連携による援助に言及した。

コリーは宗教の自由を支持する聖職者との連携を提案している。キングは地域の図書館員、教育者、書店が読書の自由という信念を強めるとともに、攻撃を受けた際の実材料になるような、出版物の発行を提案した。図書館員、教育者、書店は多くの圧力を受けて孤立した状況にあると指摘し、改めて支援の必要性を強調した。さらに、キングはアメリカ教科書出版協会のパンフレット *American Way of Publishing* の有用性を述べた。キングの発言を受けて、同パンフレットが各団体へと送付されることが決定している。

オコーナーは、声明の内容について、法的立場・破壊・ポルノグラフィーに関する言及を含むべきであり、出版者と図書館員がいま実際に保持している自由を称えるような文言が必要であると述べた。

エヴァンズは、ここで継続委員会の設置を提案し、この提案に対して、ウォーラーは二人の代表が委員会のメンバーを任命することを提案した。

次に、話題は猥褻とポルノグラフィーの問題へと戻った。コリーは、読書の自由の原則は破壊と忠誠および猥褻とポルノグラフィーの問題のどちらにも適応できると述べた。クロパーは、法の原則が保持され続けるべきだと述べ、法の制限を超えない限り我々はなんでも自由に読むことができるべきだと主張した。一方で、セント・ジョンは猥褻とポルノグラフィーの領域においては、一般化された声明はあまり助けにはならないと、疑念を呈している。

レーシーは検閲者の考え方について述べ、共産主義とポルノグラフィーという2つの領域で検閲が起こっているものの、この2つはいずれも表現の自由に反するものであると述べた。ウォーラーはこの意見に疑念を呈し、2つの分野での申し立てはふつう2つの原因からもたらされると述べ、この2つの動きが1つの動きにまとまることを防ぐ必要があると述べた。レーシーはこの方針に同意し、社会的規範の領域で表現

の自由を支持することで、自由な政治的表現を許容する法定の見解を得られるという認識を共有することを主張した。

(5) 閉会

閉会の挨拶が述べられた。アルフレッド・A. クノップ (Alfred A. Knopf) は議長エヴァンズから閉会の言葉を求められ、自身の立場を表明している。第一に、いつどんな時であっても妥協してはならない。第二に、どんな小さな検閲であってもそれは良くないものである。第三に、政治については、ただアメリカ市民を信頼するべきである。さらに、子供の読書に関する問題については、出版者や図書館員ではなく、子供の両親が判断すべき問題であると述べた。また、各地域で起こった問題について行動を起こすことについては疑念を呈し、各地域で解決すべきであるという立場を示した。さらに、エヴァンズ、ラスウェル、ディックスが挨拶を述べた。セント・ジョンは、声明が一時的なものではなく、長期間に渡って維持されることを望むと述べた。コリーがスタッフの働きに感謝を述べ、ブラックの呼びかけにより会議は閉会している。

5.5. 「読書の自由」の採択とその影響

以下では、「読書の自由」声明に対する反応と、社会に対する影響について述べる。

5.5.1 マスメディアの反応と影響

「読書の自由」に対する反応について、アメリカ出版会議のボルトは7月10日付けのアメリカ出版会議会報 *bulletin* で報告している。ボルトの報告によると、AP 通信が多数の日刊紙に「読書の自由」を取り上げた記事を送っており、*Time*、*Newsweek*、*The CIO News*、*The Machinist*、*The Nation* も「読書の自由」について取り上げたという。「読書の自由」声明の全文を掲載したのは6紙で、*New York Times*、*Washington Post*、*Norfolk Virginian-Pilot* (ヴァージニア州)、*Christian Science Monitor*、*Saturday Review*、*The New Republic*であった。

「読書の自由」に対して、好意的な論説を掲載したのは以下の12紙で、*Providence Journal* (ロードアイランド州)、*New York Times*、*Baltimore Sun* (メリーランド州)、*Washington Post*、*Salisbury Times* (ワシントンD.C.)、*Newark Times* (ニュージャージー州)、*Christian Science Monitor*、*Rochester Democrat & Chronicle* (ニューヨーク州)、*Norfolk Virginian Pilot* (ヴァージニア州)、*San Antonio Express* (テキサス州)、*Greensboro News* (ノースカロライナ州)、*Hartford Times* (コネチカット州) であった。

一方、「読書の自由」に対して否定的な論説を掲載したのは以下の4紙で、*Richmond Times Dispatch*（ヴァージニア州）、*Wall Street Journal*、*New York World-Telegram & Sun*、*Sioux Falls Argus Leader*（サウスダコタ州）であった。

また、2名のコラムニストが「読書の自由」に言及しており、ドロシー・トンプソン（Dorothy Thompson）は好意的な意見を、レイモンド・モーリー（Raymond Moley）は否定的な意見を述べた⁴。

さらに、以下の団体が「読書の自由」に賛同している。まず、アメリカ書籍商協会（American Booksellers Association）、全米教育協会「教育によって民主主義を守る全国委員会」、アメリカ新聞同盟（American Newspaper Guild）、ワシントン図書館協会（Washington Library Association）の賛同が伝えられた⁵。その後、*ALA Bulletin* 10月号で、カナダ図書館協会（Canadian Library Association）、アメリカ法律家協会（American Bar Association）、アメリカ古書販売者協会（Antiquarian Booksellers Association of America）、書籍製造者協会（Book Manufacturers' Institute）などからも賛同が伝えられた⁶。

以上のように、マスメディアにおいては「読書の自由」声明の発表が好意的に受け止められた一方、実際に「読書の自由」が図書館界や出版界に与えた影響は十分なものではなかった。「読書の自由」声明が発表されて1年後の1954年8月23日付けの手紙の中で、ボルトはビクスラーに宛てて「読書の自由」の影響について述べている。ボルトによると、声明の送付を求める手紙は多く370の図書館から依頼が来た一方で、実際に「読書の自由」を採択している図書館や団体は少数に留まっていた⁷。

5.5.2 読書に関する調査研究の実施

ウェストチェスター会議では、読書の自由に関する議論のひとつとして、読書の自由に関する調査研究の実施が提案された。同時に、調査研究の実施に必要な資金を獲得するため、研究助成金を提供する財団を探すことも提案された。これらのウェストチェスター会議での議論の結果を受けて、実際に読書の自由に関する調査研究が実施されている。

1957年の図書『読書の自由』（*The Freedom to Read*）の刊行はウェストチェスター会議による第一の成果であった。ウェストチェスター会議をきっかけに設立された全米図書委員会（National Book Committee）が、共和国基金による助成を受けて出版したのが同書である⁸。シカゴ大学のリチャード・マッキオン（Richard McKeon）、コロンビア大学のロバート・K. マートン、コロンビア大学法科大学院のウォルター・ゲルホーンによる共著である同書は、読書の自由と検閲に関する理論的問題を検討している⁹。マートンとゲルホーンは「読書の自由」声明にも署名しており、ウェストチェスター会議の関係者とは問題意識を共有していた。

図書館員の自己検閲を指摘したことで著名なフィスク調査もウェストチェスター会議の成果のひとつである¹⁰。共和国基金による資金援助を受けて、1956年9月からカリフォルニア州を対象に調査が行われ、1959年に『図書選択と検閲』(*Book Selection and Censorship*) が刊行された¹¹。

¹ Charles G. Bolté “ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read, Westchester County Club, Rye, New York, May 2 and 3, 1953,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.

² Charles G. Bolté to Participants in the Westchester Conference on the freedom to read, 15-May-1953, LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.

³ カトリック系の圧力団体。NODL については以下に詳しい。

O'Connor, Thomas F. “The National Organization for Decent Literature: A Phase in American Catholic Censorship,” *The Library Quarterly*. Vol. 65, No. 4, 1995, p. 386-414.

⁴ Charles G. Bolté “Public response to the Westchester declaration on “The Freedom to Read,” released Thursday, June 25th, 1953,” *bulletin*, July 10 1953, LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.

⁵ Clift, David H. “Memo to Members,” *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 8, 1953, p. 338-339.

⁶ Clift, David H. “Memo to Members,” *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 10, 1953, p. 450-451.

⁷ Charles G. Bolté to Paul Bixler, 23-August-1954, ALA Archives, Record Series 69/1/5, Box 2, Folder: BA-BZ Correspondence, 1952-1956, 2 of 2.

⁸ Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館：知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939年－1969年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, p.129.

⁹ McKeon, Richard, Robert K. Merton and Walter Gellhorn. *The Freedom to Read: Perspective and Program*. R.R. Bowker Co., 1957, 110p.

¹⁰ 前掲 5, p. 131-132.

¹¹ Fiske, Majorie. *Book Selection and Censorship*. Berkeley and Los Angeles, University California Press, 1959, p. 145.

6. 結論

6.1 ウェストチェスター会議「ワーキングペーパー」と「読書の自由」声明の対応

以下では、ウェストチェスター会議「ワーキングペーパー」と「読書の自由」声明における論点の対応を考察する。

6.1.1 出版者と図書館員の役割

ワーキングペーパー「論点」の「A. 出版者と図書館員の役割」では、(1) 出版者と図書館員の責任、(2) 多様な観点に基づく情報の提供、(3) 法的に問題はないが「不快である」とされる図書の取り扱い、(4) 著者の経歴に基づく図書の選別の4点について論じられている。

(1) 図書館員と出版者の責任

「読書の自由」声明の第7の提言において回答が示されている。声明では出版者や図書館員の責任を「思想や表現の質を豊かにする図書を提供することによって、読書の自由に完全な意味を与える」ことであるという表現になった。また、この責任を果たすための手段が声明第1の提言に示されている。

(2) 多様な観点に基づく情報の提供

多様な観点に基づく情報の提供については、「読書の自由」声明の第1提言の中で明確な回答が示されている。その内容は出版者や図書館員が提供する見解や表現には「多数派にとって正統でないもの、評判の悪いものを含む」というものである。ベレルソンは土曜の夜のセッションで、創造的な思想はマイノリティーによって生み出されてきたと発言しているが、これは第1提言の解説文「新しい思想の運搬人は、その思想が洗練され検証を受けるまで、例外なく反乱者である」へと反映されている。

(3) 法的に問題はないが「不快である」とされる図書の取り扱い

法的に問題はないが「不快である」とされる図書の取り扱いについては、声明の第4提言の中で示されている。その内容は「猥褻についての現行法は、積極的に適用すべきである」という表現になった。一方で解説文の中では、「未成熟な好み、発育の遅い好み、それに不適応な好みの要求を満たすことは嘆かわしい」とも述べており、やや後退した姿勢もみられる。しかしながら、最後には「自由にかかわる人たちが理解すべき責任は、(中略) デュー・プロセスによって扱わねばならないという点である」と締めくくられており、あくまで法を基準とする姿勢を示している。「未成熟な好み、発育の遅い好み、それに不適応な好みの要求を満たすことは嘆かわしい」という文言は、1972年の「読書の自由」声明改訂時には削除されている。

(4) 著者の経歴に基づく図書の選別

著者の経歴に基づく図書の選別については、声明の第3の提言では「出版者や図書館員が図書の受け入れを決定するに際して、著者の個人的な経歴や政治的な所属だけで決定するのは公益に反する」と表現された。

6.1.2 図書館員特有の問題

ワーキングペーパー「論点」の「B. 図書館員特有の問題」では、(1) 図書へのアクセスの保障、(2) 利用者の要求にもとづく資料選択の可否、(3) 少数意見の流通の保障、(4) 共産主義に関する図書の取り扱いとラベリングの是非、(5) 公共図書館の役割の5点について述べられている。

(1) 情報へのアクセスの保障について

情報へのアクセスの保障という最も基本的な概念については、声明の第1提言で「最大限に多様な見解や表現を提供」と表現されている。

(2) 利用者の要求にもとづく資料選択の可否

利用者の要求にもとづく資料選択の可否については、声明の第4の提言の解説で「未成熟な好み、発育の遅い好み、それに不適応な好みの要求を満たすことは嘆かわしい」と述べられている。一方で、声明の第1提言では「出版者や図書館員は、最大限に多様な見解や表現を提供する」という表現で、可能な限り利用者の要求に答えようとする方針が示されている。そして声明の第2提言では「出版者や図書館員は、提供する図書が含むすべての思想や意見を承認する必要はない」と、蔵書の内容を全面的に認めているわけではないという表現で蔵書の内容の全面的な承認は否定されている。

(3) 少数意見の流通の保障

少数意見の流通の保障については、声明の第1提言の中で、「最大限に多様な見解や表現」を提供すべきであると表現されている。さらに、図書館員や出版者によって提供される表現の中には「多数派にとって正統でないもの、評判の悪いものを含む」として、少数派意見の流通を擁護する姿勢が明確に示されている。

(4) 共産主義に関する図書の取り扱いとラベリングの是非

共産主義に関する図書の取扱いは、(3) 少数意見の流通の保障に関する議論に含まれており、声明の第1の提言の中でそれらの所蔵を認める文言が示された。ラベリングについては、声明の第5提言の中で「図書や著者に破壊的とか危険といったラベ

ルを貼ることは読者に先入観を強いる」ものであり、「公益に反する」と明言している。

(5) 公共図書館の役割

公共図書館の役割については、声明の第2提言の解説で言及されている。図書館員は「精神の成長や学習の促進に必要な知識や思想」を提供し、それによって「教育過程に奉仕」するべきであり、「指導者として自分の思想形態を押し付ける」べきではないと表現されている。

6.1.3 破壊と不忠誠

ワーキングペーパー「論点」の「C. 破壊と不忠誠」では、(1) 共産主義に関する図書への圧力の是非、(2) 忠誠審査について (3) 出版者の知的自由の3点について述べられている。

(1) 共産主義に関する図書への圧力の是非

共産主義に関する図書への圧力の是非については、声明の第6提言で回答が示されている。第6提言では、共産主義に関する図書への圧力を「個人やグループが、自分の基準や好みをコミュニティ全体に押し付けてくる場合」と表現し、「出版者や図書館員は、住民の読書の自由を守るために、こうした侵害と闘う責任がある」と宣言している。

(2) 忠誠審査と図書館員の知的自由

忠誠審査と図書館員の知的自由については、「読書の自由」声明の中では言及されていない。連邦職員への忠誠プログラム実施に関する大統領命令は行政機関を対象としていたため、立法府に属する議会図書館は本来、その対象に含まれていなかったが、館長エヴァンズの後押しにより忠誠プログラムが実施された。議会図書館副館長クラブは議会図書館における忠誠プログラムの実施に関わっており、知的自由委員会と人事管理委員会 (Board on Personnel Administration) による1948年「図書館での忠誠審査に抗議する決議」(Resolution Protesting Loyalty Investigations in Libraries) に反対する立場にあった¹。

(3) 出版者の知的自由

出版者個人の知的自由について、声明の中では言及されていない。出版者の知的自由に関する問題自体は存在していたが、ワーキングペーパーの論点自体はあくまで出版経営者の視点に立つものであり、出版経営者は従業員の政治的関心に関与しない、という消極的な立場からの問いかけが提示されている。

6.1.4 猥褻とポルノグラフィー

ワーキングペーパー「論点」の「C. 猥褻とポルノグラフィー」では(1)性表現に関する区分、(2)社会的規範に対する出版者と図書館員の義務、(3)出版者による自主規制、(4)図書の入手中におけるダブルスタンダード、(5)読書が人に与える影響、(6)性表現に関する法の整備の6点について述べられている。

(1) 性表現に関する区分

性表現に関する区分については、声明の第4提言で明確な方針が示されている。第4提言では「猥褻についての現行法は、積極的に適用すべきである」と宣言されており、法による規制に対しては従うべきであるという姿勢が示されている。一方で、法的に有害とは認められない表現に対する圧力は、「他人の好みを強制したり、成人を青少年向けの読書資料に拘束したり、芸術的表現を試みる作家の努力を禁じたりする超法規的な試み」であると表現し、強い抵抗の姿勢が表れている。

(2) 社会的規範に対する出版者と図書館員の義務

社会的規範に関する出版者と図書館員の義務については、声明の第2提言で言及されている。第2提言では、社会的規範を要因とする圧力を「個人やグループが、自分の基準や好みを押し付けてくる場合」と表現し、「出版者や図書館員は、住民の読書の自由を守るために、こうした侵害と闘う責任がある」と宣言している。さらに、第4提言でも、法的判断に基づかない、特定のグループの要望による圧力を「他人の好みを強制」することと言い換え、「超法規的な試み」であるとして一切拒絶する姿勢を示している。

(3) 出版者による自主規制

出版者による自主規制については、声明の中で直接的には言及されていない。しかし、ウェストチェスター会議の土曜の夜のセッションで、ペーパーバックに関する出版者の自主規制について議論が行われている。会議では、ペーパーバックに対する圧力の増加は、表紙デザインの過激さと内容の程度が低いことが要因であるとして、自主規制を求める大手総合出版社と、圧力の増加は流通量と販路の拡大に起因するとして、自主規制に反対するペーパーバック出版社による対立が見られた。

しかしながら、声明の第4提言で「猥褻についての現行法は、積極的に適応すべきである」と明言されていること、第6提言で図書への圧力について「出版者や図書館員は、住民の読書の自由を守るために、こうした侵害と闘う責任がある」と宣言されていることから、法の判断に基づかない自主規制は行わないとの姿勢が間接的に示されている。

(4) 図書の入手におけるダブルスタンダード

図書の入手に関するダブルスタンダードについては、声明の第4提言の解説文において言及されている。解説文は、「自由に関わる人たちが理解すべき責任」として「一つ一つの図書や出版物の内容と価格、それに流通方法がどうであれ、デュー・プロセスによって扱わねばならないという点」を明示しており、図書の価格や流通経路を理由とする選別を拒否することを明言している。

(5) 読書が人に与える影響

読書が人に与える影響については、声明の第4提言の解説文で言及されている。解説文では、人々が現代文学に触れたときにしばしば衝撃を受けると述べた上で、特に、若い人々がそうした衝撃に対し、「自力で批判的に考える」ことができるように助けることが、彼らの親や教師の責任であると明示している。さらに、若い人々から「単に読書資料を遠ざける」という方法では、この責任を果たすことはできないと強く主張している。また、成人に対する情報アクセスの制限は、声明の第4提言で「成人を青少年向きの読書資料に拘束」することであり、「超法規的な試み」であるとして、一切拒絶するという姿勢が示されている。

(6) 性表現における法の整備

性表現に関する法の問題については、声明の第4提言において、「猥褻についての現行法は、積極的に適用すべきである」と宣言されている。また、解説文では「未成熟な好み、発育の遅い好み、それに不適応な好みの要求を満たすことは嘆かわしい」という価値観を提示しながらも、あくまで図書に関する問題は「デュー・プロセスによって扱わねばならない」として、法的手続きに則るべきであるという姿勢を示している。

6.1.5 個人のアクションと公共政策

ワーキングペーパー「論点」の「E. 個人のアクションと公共政策」では(1)出版物の質に関する出版者の責任、(2)図書館、出版者、書籍販売業者に対する圧力、(3)出版者や図書館への圧力の法的位置づけ、(4)地域における抵抗運動の支援、(5)専門職としての出版者と図書館員の責任、(6)メディア関係者との責任の共有の6点について論じられている。

(1) 出版物の質に関する出版者の責任

出版物の質に関する出版者の責任については、声明の中では直接的には言及されていないものの、複数の箇所において間接的に論じられている。

声明の第1提言では、「最大限に多様な見解や表現を提供する」ことが出版者と図書館員の責務であると述べられている。また、第7提言でも「思想や表現の質を豊かにする図書」の提供が出版者と図書館員の責任であると述べられている。さらに、「自分の基準や好みをコミュニティ全体に押し付けてくる場合」について、強く拒否する姿勢が示されている。これらの点から、出版物の多様性については保障するという方針が示唆されている一方で、表現の幅を狭める要求には抵抗するという姿勢が示されていると判断できる。

(2) 図書館、出版者、書籍販売業者に対する圧力

図書館、出版者、書籍販売業者に対する圧力については、声明の前文でその状況について示されている。前文の第1段落では、読書の自由に対する攻撃として、「全国各地の私的グループや公的機関が、図書を販売禁止にしたり、教科書を検閲したり、「論争的」な図書にラベルを貼ったり、「問題ある」図書や作家の一覧表を配布したり、図書館を非難したりしている」と表現されており、図書に対する圧力の現状を具体的に描写している。さらに、こうした行動を「アメリカの伝統である表現の自由」に対する攻撃であると強く非難している。

(3) 出版者や図書館への圧力の法的位置づけ

出版者や図書館への圧力の法的位置づけについては、声明の第6提言で論じられている。第6提言では、出版者や図書館への圧力を「個人やグループが、自分の基準や好みをコミュニティ全体に押し付けてくる場合」と表現し、読書の自由に対する侵害と見なしている。また、声明前文の第9段落では、「憲法は読書の自由を保障している」と宣言していることから、出版者や図書館への圧力を憲法に保障された自由の侵害とする方針が示唆されている。

(4) 地域における抵抗運動の支援

第4の論点では、図書に対する圧力は主に各地域ごとに起こっているという認識のもと、こうした地域での圧力にはその地域のコミュニティが抵抗するべきであるという姿勢が示されている。さらに、そうした地域での圧力への抵抗運動に対する支援の方策について論じている。

地域における抵抗運動の支援については、ウェストチェスター会議の日曜午前のセッションで、レーシーがアメリカ出版会議の活動を紹介する中で言及している。レーシーは、地域における検閲問題については、出版者よりもその地域の図書館員の活躍が期待できると述べ、図書館員による支援を訴えた。

さらに、声明の第6提言でも、図書に対する圧力を「個人やグループが、自分の基準や好みをコミュニティ全体に押し付けてくる場合」と表現し、出版者や図書館員は

「こうした侵害と闘う責任がある」と連帯を呼びかけている。ウェストチェスター会議での議論を踏まえると、この第6提言は「読書の自由」声明において、図書館界と出版界が検閲に対して共闘するという姿勢が最も具体的に示されている箇所であると解釈できる。

(5) 専門職としての出版者と図書館員の責任

専門職としての出版者と図書館員の責任については、声明の第7提言で論じられている。出版者と図書館員の責任とは「思想や表現の質を豊かにする図書を提供することによって、読書の自由に完全な意味を与える」ことであると主張している。さらに、「悪書への答えは良書であり、悪い思想への答えは良い思想である」ということを示すことが、この責任を果たすことであると訴えている。

(6) メディア関係者との責任の共有

メディア関係者との責任の共有については、声明の中では明確には論じられていない。しかし、声明前文の第4段落では「図書だけが抑圧の対象ではない」と述べ、教育、新聞、新聞、映画、ラジオ、テレビなどのあらゆる領域における圧力が強まっていることを指摘した上で、図書への圧力とは他の領域よりも「いっそう大きな圧力の一環」と述べている。また、これらの圧力の増加に関する論争を避けることは、「いっそう大きな表現の削減」につながるとして、表現の自由を狭める圧力に加担しないよう呼びかけている。さらに、前文の第7段落では図書を「自由のための有数の道具である」と表現し、少数の賛同しか得られないような表現を「広く伝えるほとんど唯一の手段である」と賞賛することで、図書の優越性を示している。このように、専門職としての出版者と図書館員の責務について、他のメディア関係者と共有すべきかという問いに対しては、むしろ図書は他のメディアと比べて社会的に重要な役割を担っているという思想が示されている。

6.2 図書館界と出版界の論点の検討

ウェストチェスター会議は図書館界と出版界の識者および研究者により、知的自由に関わる論点を自由に議論する機会として設定されたものであった。5章では、4章で提示された論点を踏まえて同会議の議論の詳細を検討した。会議の出席者は情報の自由な流通を基本理念として掲げながらも、同時代の共産主義排斥主義を内在化していたために、議論のなかでは共産主義への批判的意見が頻繁に示された。声明では破壊的や共産主義といった語は用いられていないものの、ワーキングペーパーではこれらの語が批判的な表現とともに頻出している。図書館界、出版界、さらにアカデミズムの世界においても共産主義を脅威ととらえる認識は共有されていた。

一方で、議論を通じて図書館界と出版界の間の論点のずれも明確に浮かび上がった。すなわち、図書館界の代表者も出版界の代表者も「読書の自由」に価値を置くという価値観を共有していたものの、相互の問題意識には齟齬があった。以下に両者の論点の差異が示された例を挙げる。

ワーキングペーパー「論点」の「A. 図書館員と出版者の役割」では、海外図書館における検閲問題について述べ、共産主義に親和的な内容の図書の取り扱いに関する論点を示されている。この問題について会議で議論された際には、図書館員が著者の経歴を理由に図書を拒否することについては、満場一致で否定する意見が出された。一方、出版者が著者の経歴を理由に図書を出版しないことについては、作家ロステンから、出版者が私企業であることを理由に判断は保留にされるべきであると主張がなされた。これに対し、知的自由委員会委員長であるディックスが、出版者も公共の利益に資するべきであると指摘したことで、図書館員であれ出版者であれ著者の経歴を理由に図書の所蔵や出版を拒否するべきではないと結論付けられている。著者の経歴を理由に図書を選択しないことを宣言するこの文言は、最終的に声明の第3の提言にも反映された。

ロビنزの指摘によると、ウェストチェスター会議の中心人物であるアメリカ出版会議事務長のレーシー自身が、国務省国際情報局で情報センター・サービス部長を務めた経歴があったこと、またアメリカ図書館協会の次期会長であったラディントンも海外図書館での勤務経験があったことが、海外図書館における検閲問題に対する強い関心が向けられていた理由であるという²。

上記の議論から、図書館界にとって共産主義に関する図書の取り扱いは重大な論点であった一方で、出版界にとっては重要性の低い論点であったことが明らかである。

一方、出版界においてはペーパーバックに対する圧力に主たる関心が向けられていた。ペーパーバックへの反対運動は出版業界に多大なる影響を与えていた。ワーキングペーパー「最近の圧力」では、ペーパーバックに対する攻撃の増加の要因について、流通経路の拡大による弊害と法の未整備の2点が指摘されている。ウェストチェスター会議では、ペーパーバックへの攻撃が出版界に与える影響が大きいと認識されており、圧力団体などを相手に訴訟を起こすことも検討されていた。しかしながら、ペーパーバックに関しては出版界の間でも意見が分かれている。出版者による自主規制を求める大手総合出版社に対し、ペーパーバック出版社が法的に規制されない限りは出版の自由が尊重されるべきであるとの立場をとる対立がみられた。また、青少年に対する悪影響への懸念が圧力の主たる要因であるという点を受けて、ペーパーバックを読むことの是非は出版者や図書館員の問題ではなく、子供の両親や各地域レベルで解決される問題であるとの主張もみられた。

このような相互に異なる論点を示される一方、当初は図書館界あるいは出版界どちらかに特有の問題であると考えられていた論点について議論を交わすことにより、双

方に関わる内容であることが確認される場面もあった。たとえば特定の図書を排除するラベリング行為は、当初図書館の問題とされていたが、会議での議論を通じてラベリングを否定する図書館界の理念が出版界においても共有されることが確認された。

6.3 「読書の自由」における図書館界と出版界の協力関係

前節では、出版と情報の流通を巡る図書館界と出版界の問題意識には隔たりが存在したことを指摘した。しかしながら、ウェストチェスター会議はそうした齟齬や対立等の存在を認めつつ「読書の自由」という共通理念を議論の柱とすることで、両者の論点を共有し、調整を試みる場であった。本節では、両者が共有する理念について述べるとともに、その理念を声明という形で実現することに尽力した指導者の役割を検討する。

ロビンスは、図書館の知的自由に関する活動において、知的自由委員会委員長が果たす役割の重要性を指摘し、ディックスとビクスラーについて、その手腕や外交力を高く評価している³。また、ダウンズについても、1953年ALA年次大会での活躍により、多くの図書館員にとって「読書の自由」とともに強く記憶される名であると指摘している⁴。ダウンズはALA会長としての報告の中で、「読書の自由」成立を図書館界と出版界の協力関係の例として言及していた⁵。

また、特にレーシーは図書館界・出版界の両方で重要な役割を果たしていた。レーシーは国際情報局時代に海外向けの出版事業に関わった経験から、アメリカ出版会議のウォーラーやフレスとも近い関係にあり、図書館界・出版界双方の事情に通じていた⁶。ジョン・ヤング・コール (John Young Cole) によると、レーシーは1966年にアメリカ出版会議を離れているが、以降の業界の指導者は彼ほど図書館界と出版界の連携を重視していなかったという⁷。

レーシーのように図書館界と出版界に通じた人物がウェストチェスター会議を先導したことにより、「読書の自由」声明という具体的な結果がもたらされたといえよう。1章で述べたように「読書の自由」が示す内容はその他のアメリカ図書館協会の基本文書とは一線を画し、図書館そのものではなく図書とそれを読む自由が持つ価値に焦点を当てている。図書館や図書館員、出版者といった場所や役割ではなく「読者のための自由」というより広い概念に着目することによって、「読むこと」に関わるあらゆる人々に対し、その重要性を訴えることが可能となった。

ウェストチェスター会議では、図書館員、出版者、研究者など、自由な読書に強い関心を持つ人々が、多様な観点から読む自由を取り巻く問題について議論を交わした。個々の問題意識には齟齬や対立が見られたものの、それら読む自由という視点から俯瞰することで、「読むこと」に関わる人々の共通理念として「読書の自由」声明が具現化されたといえる。

¹ 前議会図書館長マクリーシュのもとでニューディール政策に関わったエヴァンズは、共和党政権から民主党との結びつきを疑われていたため、忠誠プログラムの実施により、その疑いを晴らし、予算拡大を求めるねらいがあった。

議会図書館と忠誠プログラムを巡る動きについては以下が詳しい。

Robbins, Louise S. “The Library of Congress and Federal Loyalty Programs, 1947-1956: No “Communists or Cocksuckers”,” *The Library Quarterly*. Vol. 64, No. 4, 1994, p. 365-385.

² Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館：知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939年－1969年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, p. 106-107.

³ 前掲 2, p. 208.

⁴ 同上

⁵ Downs, Robert. “The ALA Today-A 1953 stocktaking Report: To the Council, June 1953, Los Angeles,” *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 9, 1953, p.397-399.

⁶ Nord, David Paul, Joan Shelley Rubin and Michael Schudson. *The Enduring Book: Print Culture in Postwar America*. Chapel Hill, the University of North Carolina Press, 2009, p. 195-209. (A History of the Book in America, Volume 5).

⁷ Cole, John Y. “Is There a Community of the Book? An Introduction,” *The community of the book: a directory of selected organizations and programs*. Carren Kaston, ed. Library of Congress, 1986, p. 11.

7. おわりに

本研究では「読書の自由」声明成立の起点となった、1953年ウェストチェスター会議に着目してその成立過程を明らかにすることで、1950年代アメリカ図書館界と出版界の組織的な協力関係のあり方を明らかにした。

第1章では、研究の背景、目的、方法など研究の枠組みを提示するとともに、本研究で使われる用語について説明した。

第2章では、アメリカ図書館協会とアメリカ出版会議の2つの組織を通じて1950年代のアメリカ図書館界と出版界の実態を明らかにするとともに、同時代の図書館界と出版界の連携の欠如を指摘した。

第3章では、まず1953年アメリカ図書館協会冬期大会での決定から「読書の自由」採択までの流れを整理した。さらに、一次史料からウェストチェスター会議の出席者および欠席者を特定するとともに、会議関係者の所属をカテゴリ化することで、ウェストチェスター会議開催の意図を考察した。

第4章では、ウェストチェスター会議のため作成されたワーキングペーパーの内容を紹介した。ワーキングペーパーの章立てに沿って、ウェストチェスター会議の目的、前提、図書館界と出版界に対する圧力の状況、論点の各内容について詳細に検討した。

第5章では、ウェストチェスター会議での議論について、出席者の言説を詳細に検討した。ウェストチェスター会議の議事録の章立てに沿って、ウェストチェスター会議の各セッションでの議論の内容を整理し、会議で論じられた課題を明らかにした。さらに、「読書の自由」採択後の声明に対する反応と社会的影響を明らかにした。

第6章では、ウェストチェスター会議のワーキングペーパーで提示された論点と「読書の自由」声明の論点の対応関係を検討するとともに、ウェストチェスター会議での議論を通じた論点の変遷を追った。また、ワーキングペーパー、議事録、「読書の自由」声明の検討を通じて、図書館界と出版界における論点の相違が明らかになった。さらに、第2章において1950年代初頭のアメリカ図書館界と出版界の間の理念共有の欠如が指摘された一方で、「読書の自由」の成立が可能となった要因として、図書館界・出版界相互の事情に通じた指導者の重要性が明らかになった。

本研究の限界として、以下の点が指摘できる。まず、「読書の自由」声明に示された読書の自由の概念とその法的位置づけについて本研究では論じていない。「図書館の権利宣言」が示す知的自由の理念の法的拘束力と妥当性について、批判的検討が行われている事実を踏まえると、「読書の自由」声明が示す理念が、実際に合衆国憲法修正第一条に依拠する表現の自由の範囲に含まれるのかは検討の余地がある¹。次に、「読書の自由」声明成立に関わった人物については、その声明に示された所属によって分類しているため、個人の経歴や思想などの詳細な人物像については十分検討することができなかった。また、ウェストチェスター会議前後のアメリカ図書館協会冬期大会で

の議論や検討委員会の実態についても明らかにすることができなかった。さらに、アメリカ図書館協会出版関係委員会の活動など、「読書の自由」成立以前から、図書館界と出版界の間での組織的な協力関係が形成されつつあったが、これらの「読書の自由」以外の領域での活動が「読書の自由」に与えた影響については十分検討することができなかった²。今後の研究を通じ、「読書の自由」成立と図書館界と出版界の協力関係のかかわりについて、さらなる検討を重ねていきたい。

¹ ボールドウィン, ゴードン B. “『図書館の権利宣言』: 論評,” 『『図書館の権利宣言』を考える』 [The Library Bill of Rights] 川崎良孝, 薬師院はるみ訳, 京都図書館情報学研究会, 2000, p. 9-38.

² Downs, Robert. “The ALA Today-A 1953 stocktaking Report: To the Council, June 1953, Los Angeles,” *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 9, 1953, p.397-399.

謝辞

本研究は平成 26 年度図書館情報学海外研修助成を受けて行われました。図書館情報メディア研究科、知識情報・図書館学類、茗溪会支部図書館情報学橋会の皆様には厚く御礼申し上げます。

修士論文の執筆にあたっては、主指導教員である吉田右子先生から終始細やかなご指導を賜りました。吉田先生がいつでも暖かく見守り、励ましてくださったおかげで、完成までたどり着くことができました。ありがとうございます。

後藤嘉宏先生には副指導教員としてご指導いただき、しばしば濃密な議論の機会をいただきました。感謝いたします。

逸村裕先生にはゼミ合宿への参加を通じて、たびたび研究について議論する機会を持たせていただきました。ありがとうございます。

後藤研究室、逸村研究室のみなさまにも研究を進める過程で大変お世話になりました。どうもありがとうございます。

吉田研究室の橋本磨美さん、和気尚美さん、木下朋美さん、能勢ゆかりさん、山本藍子さんには非常に多くの助言をいただきました。みなさまのサポートなしに、この論文を完成させることは到底できませんでした。心より感謝いたします。

最後になりましたが、大学院への進学をすすめてくださった同志社大学図書館司書課程の先生方に感謝いたします。先生方のお言葉がなければ、こうして学問の世界を覗きみることはなかっただろうと思います。

博士前期課程での 2 年間、本当にたくさんの方にお世話になりました。どうもありがとうございました。

参考文献一覧

【A】

- 赤石正, 栗田明子 『アメリカの出版界：ハーパー社の出版経営』 出版同人, 1974, 229p.
- 天野雅文, 加藤好文, 林康次編 『アメリカがわかるアメリカ文化の構図』 松柏社, 1996, 318p.
- 有賀夏紀, 紀平英作, 油井大三郎編 『アメリカ史研究入門』 山川出版社, 2009, 398p.
- 有賀夏紀, 能登路雅子編 『アメリカの世紀：1920年代-1950年代』 東京大学出版会, 2005, 351p.
- 有馬哲夫 『テレビの夢から覚めるまで：アメリカ 1950年代テレビ文化社会史』 国文社, 1997, 235p.
- American Library Association and American Book Publishers Council. *The Freedom to Read: a statement prepared by the Westchester Conference of the American Library Association and the American Book Publishers Council, May 2 and 3, 1953*. Chicago, American Library Association, 1953, 6p.
- “ALA Annual Membership Statistics,” American Library Association. http://www.ala.org/membership/membershipstats_files/annual_memb_stats, (accessed 2015-12-23).
- “ALA's Past Presidents,” American Library Association. <http://www.ala.org/aboutala/history/past>, (accessed 2015-12-23).
- “Past Annual Conferences, 1876-Present,” American Library Association. <http://www.ala.org/conferencesevents/past/pastannualconferences>, (accessed 2015-12-23).
- “Past Midwinter Meetings, 1908- Present,” American Library Association. <http://www.ala.org/conferencesevents/past/pastmidwinters>, (accessed 2015-12-23).
- “Past Executive Directors & Secretaries,” American Library Association. <http://www.ala.org/aboutala/history/past-executive-directors>, (accessed 2015-12-23).
- Asato, Noriko “Librarians' Free Speech: The Challenge of Librarians' Own Intellectual Freedom to the American Library Association, 1946-2007,” *Library Trends*. Vol. 63, No. 1, 2014, p. 75-105.
- “Tentative Program 72nd Annual ALA Conference Los Angeles, June 21-27,” *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 5, p. 212-218.

【B】

- Baldwin, Gordon B. "The Library Bill of Rights-A critique," *Library Trends*. Vol. 45, No. 1, 1996, p.7-27.
- Barnouw, Eric 『映像の帝国：アメリカ・テレビ現代史』 [*The Image Empire*] 岩崎昶訳, 1973, 238p.
- Bobinski, George S., Jesse H. Shera, Bohdan S. Wynar, eds. *Dictionary of American Library Biography*. Littleton, Colorado, Libraries Unlimited, 1978, 596p.
- Boll, John J. 「ALA と知的自由」『図書館雑誌』 裏田武夫訳, Vol. 48, No. 5, 1954, p. 160-170.
- Bundy, Mary Lee and Frederick J. Stielow, eds. 『アメリカ図書館界と積極的行動主義：1962-1973年』 [*Activism in American Librarianship, 1962-1973*] 川崎良孝, 森田千幸, 村上加代子訳, 2005, 279p.

【C】

- Campbell, Douglas. "Reexamining the origins of the adoption of the ALA's Library Bill of Rights," *Library Trends*. Vol. 63, No. 1, 2014, p. 42-56.
- Casper, Scott E., Joanne D. Chaison and Jeffrey D. Groves, eds. *Perspectives on American book history: Artifacts and commentary*. Amherst, University of Massachusetts Press, 2002, 461p.
- Cerf, Bennett 『アト・ランダム：ランダムハウス物語』 [*At Random : The Reminiscences of Bennett Cerf*] 木下秀夫訳, 早川書房, 1980, 524p.
- Chapin, Richard E. *Mass Communications: A Statistical Analysis*. East Lansing, Michigan State University Press, 1957, 148p.
- Clift, David H. "Memo to Members," *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 8, 1953, p. 338-339.
- Clift, David H. "Memo to Members," *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 10, 1953, p. 450-451.
- Cohen, Morris L. and Kent C. Olson 『入門 アメリカ法の調べ方』 [*Legal Research in a Nutshell*] 山本信男訳, 1994, 364p.
- Cole, Dorothy Ethlyn, ed. *Who's Who in Library Service: A Biographical Directory of Professional Librarians in the United States and Canada, Third Edition*. New York, Grolier Society, 1955, 546p.
- Cole, John Y., ed. *Responsibilities of the American Book Community*. Washington, Library of Congress, 1981, 88p.
- Cole, John Y. "Is There a Community of the Book? An Introduction," *The*

Community of the Book: A Directory of Selected Organizations and Programs.
Caren Kaston ed. Washington D.C., Library of Congress, 1986, p.5-13.

- Commission on Freedom of the Press 『自由で責任あるメディア：マスメディア（新聞・ラジオ・映画・雑誌・書籍）に関する一般報告書』 [*A Free and Responsible Press: A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion Pictures, Magazines, and Books*] 渡辺武達訳，論創社，2008，205p.

【D】

- Davis, Kenneth C. “The book Goes To Court: Paperbacks and Censorship,” *Publishing Research Quarterly*. Vol. 11, No. 4, 1996, p. 9-32.
- Ditzion, Sidney 『民主主義と図書館』 [*Arsenals of a Democratic Culture*] 川崎良孝，高島涼子，森耕一共訳，日本図書館研究会，1994，272p.
- Downs, Robert. “The ALA Today-A 1953 stocktaking Report: To the Council, June 1953, Los Angeles,” *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 9, 1953, p.397-399.
- Downs, Robert B. ed. *The First Freedom*, Chicago, American Library Association, 1960, 469p.

【F】

- 藤田博司 『アメリカのジャーナリズム』 岩波書店，1991，234p.
- 藤野幸雄 『アメリカ議会図書館：世界最大の情報センター』 中央公論社，1998，189p.
- 福井佑介 『図書館の倫理的価値「知る自由」の歴史的展開』 京都図書館情報学研究会，2015，254p.
- Fiske, Majorie. *Book Selection and Censorship*. Berkeley and Los Angeles, University California Press, 1959, p. 145.
- Foster, Stuart John. “Red alert! The National Education Association's National Commission for the Defense of Democracy through Education confronts the "red scare" in American schools, 1945-1955,” Ph.D. dissertation, The University of Texas at Austin, 1996, 321p.
- Francoeur, Stephen. “McCarthyism and Libraries: Intellectual Freedom Under Fire, 1947-1954,” Master’s Thesis, Hunter College, 2006.
<http://francoeur.pbwiki.com/f/Francoeur%20MCCARTHYISM%20AND%20LIBRARIES%20essay.pdf>, (accessed 2015-11-26).
- Francoeur, Stephen. “Prudence and Controversy: The New York Public Library Response to Post-War Anti-Communist Pressures,” *Library & Information*

Science History. Vol. 27, No. 3, p. 140-160.

【G】

- Geller, Evelyn 『アメリカ公立図書館で禁じられた図書：1876-1939年、文化変容の研究』 [*Forbidden Books in American Public Libraries, 1876-1939: A Study in Cultural Change*] 川崎良孝, 吉田右子訳, 京都図書館情報学研究会, 2003, 313p.
- Guinzburg, Harold K., Robert W. Frase, Theodore Waller. *Books and the Mass Market*. Urbana, University of Illinois Press, 1953, 66p.

【H】

- 埴岡信夫 「問題になったボストン公共図書館の“中立性”」 『図書館雑誌』 Vol. 74, No. 4, 1953, p. 14-16.
- Hajdu, Davis 『有害コミック撲滅！：アメリカを変えた50年代「悪書」狩り』 [*The Ten-Cent Plague: The Great Comic-book Scare and How It Changed America*] 小野耕世, 中山ゆかり訳, 岩波書店, 2012, 422p.
- Halberstam, David 『メディアの権力：勃興と富と苦悶と1』 [*The Powers that be*] 筑紫哲也, 東郷茂彦訳, サイマル出版会, 1983, 431p.
- Halberstam, David 『ベスト&ブライテスト1：栄光と興奮に憑かれて』 [*The Best and the Brightest*] 浅野輔訳, サイマル出版会, 1983, 328p.
- Halberstam, David. *The Fifties*. New York, Fawcett Columbine, 1993, 800p.
- Hawes, Gene R. 『大学出版部：科学の発展のために』 [*To Advance Knowledge: A Handbook on American University Press Publishing*] 箕輪成男訳, 東京大学出版会, 1969, 293p.
- Horn, Zoia 『ゾイア！ゾイア・ホーン回顧録、知る権利を求めて闘う図書館員』 [*Zoia! Memoirs of Zoia Horn, Battler for the People's Right to Know*] 田口瑛子訳, 京都図書館情報学研究会, 2012, 394p.

【I】

- 石垣綾子 『病めるアメリカ』 東洋経済新報社, 1953, 220p.
- 石田正治 『冷戦国家の形成：トルーマンと安全保障のパラドックス』 三一書房, 1993, 366p.
- 伊藤正己, 木下毅 『新版 アメリカ法入門』 日本評論社, 1984, 276p.
- 井上一馬 『アメリカ映画の大教科書 下』 新潮社, 1998, 369p.
- インターネットメディア総合研究所編 『米国電子書籍ビジネス調査報告書：日本を超える急成長を遂げた電子出版産業の全貌』 インプレス R&D, 2011, 154p.
- Ingham, John N. *Biographical Dictionary of American Business Leaders: H-M*.

Westport, Conn, Greenwood Press, 1983, p.796-798.

【J】

- Josephson, Matthew. “The Battle of the Books,” *The Nation*. June 28, 1952, p.619-624.

【K】

- 賀川洋『出版再生：アメリカの出版ビジネスから何が見えるか』文化通信社, 2001, 237p.
- 亀井俊介『わがアメリカ文化誌』岩波書店, 2003, 395p.
- 上島晴彦『レッドページ・ハリウッド：赤狩り体制に挑んだブラックリスト映画人列伝』作品社, 2006, 399p.
- 金平聖之助『世界の出版流通』サイマル出版会, 1970, 210p.
- 金平聖之助編著『アメリカの雑誌企業』出版同人, 1979, 254p.
- 金平聖之助『アメリカの出版・書店』ばる出版, 1992, 266p.
- 川崎良孝「〈文献展望〉アメリカ図書館史研究のビブリオグラフィ」『図書館史研究』第2号, 1985, p. 48-54.
- 川崎良孝『アメリカ公立図書館成立思想史』日本図書館協会, 1991, 335p.
- 川崎良孝『図書館の自由とは何か：アメリカの事例と実践』教育史料出版会, 1996, 235p.
- 川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』京都大学図書館情報学研究会, 2002, 253p.
- 川崎良孝『図書館の歴史：アメリカ編』増訂第2版, 日本図書館協会, 2003, 291p.
- 川崎良孝『アメリカ公立図書館・人種隔離・アメリカ図書館協会：理念と現実との確執』京都大学図書館情報学研究会, 2006, 397p.
- 川崎良孝『アメリカ公立図書館の基本的性格をめぐる裁判事例の総合的研究』（科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書, 平成17-18年度), 2007, 97p.
- 川崎良孝, 高鍬裕樹『図書館利用者と知的自由：管轄領域、方針、事件、歴史』京都図書館情報学研究会, 2011, 210p.
- 川崎良孝, 安里のり子, 高鍬裕樹『図書館員と知的自由：管轄領域、方針、事件、歴史』京都図書館情報学研究会, 2011, 261p.
- 川崎良孝, 吉田右子『新たな図書館・図書館史研究：批判的図書館史研究を中心に』京都図書館情報学研究会, 2011, 402p.
- 川崎良孝編著『図書館と知的自由：管轄領域、方針、事件、歴史』京都図書館情報学研究会, 2013, 293p.
- 川崎良孝『アメリカ図書館協会「倫理綱領」の歴史的展開過程』京都図書館情報

学研究会, 2015, 245p.

- 貴志俊彦, 土屋由香編『文化冷戦の時代：アメリカとアジア』国際書院, 2009, 281p.
- 黒川修司『赤狩り時代の米国大学：遅すぎた名誉回復』中央公論社, 1994, 232p.
- 陸井三郎『ハリウッドとマッカーシズム』筑摩書房, 1990, 324p.
- 桑名淳二『アメリカ雑誌をリードした人びと』風濤社, 2003, 213p.
- 国立国会図書館関西館図書館協力課編『米国の図書館事情 2007：2006 年度国立国会図書館調査研究報告書』日本図書館協会, 2008, 365p.
- 今まど子, 高山正也編著『現代日本の図書館構想：戦後改革とその展開』勉誠出版, 2013, 250p.
- Kennan, George F. 『ジョージ・F.ケナン回顧録：対ソ外交に生きて 下』[Memoirs] 清水俊雄訳, 読売新聞社, 1973, 364p.
- Kenneth, Davis C. “The Lady Goes To Court: Paperbacks and Censorship,” *Publishing Research Quarterly*. 1996, Vol. 11, No. 4, p. 9-32.
- Krebs, Albin. “Whitney North Seymour Sr., Led Bar Group,” *New York Times*. May 22, 1983. <http://www.nytimes.com/1983/05/22/obituaries/whitney-north-seymour-sr-led-bar-group.html>, (accessed, 2015-12-05).

【L】

- “The Freedom to Read,” *Library Journal*. Vol.78, No. 14, 1953, p.1272-1275.
- Latham, Joyce M. “Heat, Humility, and Hubris: The Conundrum of the Fiske Report,” *Library Trends*. Vol. 63, No. 1, 2014, p.57-74.
- Library of Congress. *Annual Report of the Librarian of Congress: For the Fiscal Year Ending June 30, 1953*. Washington, Library of Congress, 1954, 193p.
- Lilienthal, David E. 『TVA：総合開発の歴史の実験』[TVA. 2nd ed] 和田小六, 和田昭允訳, 岩波書店, 1979, 350p.

【M】

- 松井茂記『図書館と表現の自由』岩波書店, 2013, 260p.
- 松浦良充「ロバート・M・ハッチンズの「アカデミック・フリーダム」論：イリノイ州議会治安妨害活動調査委員会証言をめぐって」『日本の教育史学：教育史学会紀要』Vol. 32, No. 1989, 1989, p. 180-194.
- 森耕一訳「(十一) ユネスコ公共図書館宣言」『公共図書館の管理（図書館の仕事：3）』清水正三編, 日本図書館協会, 1971, p. 199-201.

- Marcus, Leonard S. 『アメリカ児童文学の歴史：300年の出版文化史』
[*Minders of Make-Believe: Idealists, Entrepreneurs, and the Shaping of American Children's Literature*] 前沢明枝訳, 原書房, 2015, 598p.
- McKeon, Richard, Robert K. Merton and Walter Gellhorn. *The Freedom to Read: Perspective and Program*. R.R. Bowker Co., 1957, 110p.
- Miller, William. *The book industry*. New York, Columbia University Press, 1949, 156p.
- Molz, Redmond Kathleen and Phyllis Dain. 『シビックスペース・サイバースペース：情報化社会のアメリカ公共図書館』 [*Civic Space/Cyberspace: The American Public Library in the Information Age*] 山本順一訳, 勉誠出版, 2013, 337p.
- Moore, Everett T. "Intellectual Freedom". *Research Librarianship: Essays in Honor of Robert B. Downs*. Jerrold Orne ed. R.R. Bowker Co., 1971, p. 1-17.

【N】

- 長尾龍一 『アメリカ知識人と極東：ラティモアとその時代』 東京大学出版会, 1985, 295p.
- 日本アメリカ文学・文化研究所編 『アメリカ文化ガイド』 荒地出版社, 2000, 290p.
- 根本彰 「占領期図書館政策を解明するための在米資料の紹介」 『日本図書館情報学会誌』 Vol. 45, No. 3, 1999, p. 125-134.
- 根本彰編 『戦後アメリカの国際的情報文化政策の形成』 東京大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室, 2001, 187p.
- Nasaw, David 『新聞王ウィリアム・ランドルフ・ハーストの生涯』 [*The Chief: The Life of William Randolph Hearst*] 井上廣美訳, 日経 BP 社, 2002年, 786p.
- Navasky, Victor S. 『ハリウッドの密告者：1950年代アメリカの異端審問』 [*Naming Names*] 三宅義子訳, 論創社, 2008, 692p.
- Nord, David Paul, Joan Shelley Rubin and Michael Schudson. *The Enduring Book: Print Culture in Postwar America*. Chapel Hill, the University of North Carolina Press, 2009, 618p, (A History of the Book in America, Volume 5).
- "Charles G. Bolte, 74, Viking Press Executive," *New York Times*. March 9, 1994. <http://www.nytimes.com/1994/03/09/obituaries/charles-g-bolte-74-viking-press-executive.html>, (accessed 2015-12-23).

【O】

- 太田良作『出版労働者が歩いてきた道』高文研, 1988, 426p.
- 小田勝己『アメリカ新聞界の良識：『クリスチャン・サイエンス・モニター』の名記者たち』八潮出版社, 1994, 161p.
- 奥平康弘『「表現の自由」を求めて』岩波書店, 1999, 348p.
- 男沢淳「「マッカーシー旋風」をどうする」『図書館雑誌』Vol. 47, No. 9, 1953, p. 7-9.
- 男沢淳訳「アメリカ図書館協会・アメリカ出版社協議会共同宣言「読書の自由」」『図書館雑誌』Vol. 47, No. 10, 1953, p.11-13.
- Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第3版）』 [*Intellectual Freedom Manual 3rd Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 1991, 414p.
- Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第5版）』 [*Intellectual Freedom Manual 5th Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 1997, 478p.
- Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第6版）』 [*Intellectual Freedom Manual 6th Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 2003, 495p.
- Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第7版）』 [*Intellectual Freedom Manual 7th Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 2007, 577p.
- Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第8版）』 [*Intellectual Freedom Manual 8th Edition*] 川崎良孝, 川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 2010, 585p.
- O'Connor, Thomas F. "The National Organization for Decent Literature: A Phase in American Catholic Censorship," *The Library Quarterly*. Vol. 65, No. 4, 1995, p. 386-414.

【P】

- Pawley, Christine and Louise S. Robbins, eds. 『20世紀アメリカの図書館と読者層』 [*Libraries and the Reading Public in Twenties-Century America*] 川崎良

孝, 嶋崎さや香, 福井佑介訳, 京都図書館情報学研究会, 2014, 351p.

- Preer, Jean ““Wake Up and Read!” Book Promotion and National Library Week, 1958,” *Libraries & the Cultural Record*. Vol. 45, No. 1, 2010, p. 92-132.
- Preer, Jean L. 『図書館倫理：サービス・アクセス・関心の対立・秘密性』 [*Library Ethics*] 川崎良孝ほか訳, 京都図書館情報学研究会, 2011, 342p.
- “Publishers Council and ALA adopt Declaration, “The Freedom to Read,”” *Publishers’ Weekly*. Vol. 164, No. 1, p. 16-19.

【R】

- Robbins, Louise S. “The Library of Congress and Federal Loyalty Programs, 1947-1956: No “Communists or Cocksuckers,”” *The Library Quarterly*. Vol. 64, No. 4, 1994, p. 365-385.
- Robbins, Louise S. “After brave words, silence: American librarianship responds to Cold War loyalty programs, 1947-1957,” *Libraries & Culture*. Vol. 30, No. 4, 1995, p. 345-365.
- Robbins, Louise S. “Champions of a cause: American librarians and the Library Bill of Rights in the 1950s,” *Library Trends*. Vol. 45, No. 1, 1996, p. 28-49.
- Robbins, Louise S. “Fighting McCarthyism through Film: A Library Censorship Case Becomes a “Storm Center,”” *Journal of Education for Library & Information Science*. Vol. 39, No. 4, 1998, p. 291-311.
- Robbins, Louise S. “Responses to the Resurrection of Miss Ruth Brown: An Essay on the Reception of a Historical Case Study,” *Libraries & the Cultural Record*. Vol. 42, No.4, 2007, p. 422-437.
- Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館：知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939年－1969年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association’s Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, 324p.
- Robbins, Louise S. “Publishing American Values: The Franklin Book Programs as Cold War Cultural Diplomacy,” *Library Trends*. Vol. 55, No. 3, 2007, p.638-650.
- Robbins, Louise. “Introduction,” *Library Trends*. Vol. 63, No. 1, 2014, p. 2-10.
- Rovere, Richard H. 『マッカーシズム』 宮地健次郎訳, 1984, 岩波書店, p. 366.
- R. R. Bowker. *Literary Market Place 1948 Edition*. New York, R. R. Bowker, 1948, 244p.

【S】

- 佐々木繁編著『日本の出版界：その歩みと現状』日本書籍出版協会, 1967, 80p.
- 佐々木卓也『戦後アメリカ外交史』有斐閣, 2009, 351p.
- 佐々木卓也『冷戦：アメリカの民主主義的生活様式を守る戦い』有斐閣, 2011, 228p.
- 笹田直人, 堀真理子, 外岡尚美編著『概説アメリカ文化史』ミネルヴァ書房, 2002, 347p.
- 佐藤卓己『現代メディア史』岩波書店, 1998, 259p.
- 島田真杉「非米活動委員会とハリウッド：1947年ハリウッド聴聞会の意味」『アメリカ研究』Vol. 1991, No. 25, 1991, p. 63-81.
- 塩見昇『知的自由と図書館』青木書店, 1989, 160p.
- 塩見昇, 川崎良孝『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会, 2006, 423p.
- 鈴木守「NEA・ALA 合同委員会報告書(1941)における学校図書館サービスの原則：学校と公共図書館との関係に関する原則を中心に」『日本図書館情報学会誌』Vol. 53, No. 2, 2007, p. 90-102.
- 鈴木透『実験国家アメリカの履歴書：社会・文化・歴史にみる統合と多元化の軌跡』慶応義塾大学出版会, 2003, 232p.
- 鈴木幸久「アメリカの対外文化政策の一環としての「フランクリン図書計画」(Franklin Book Programs) について」『図書館界』Vol. 41, No. 1, 1989, p. 27-30.
- Samek, Toni『図書館の目的をめぐる路線闘争：アメリカ図書館界における知的自由と社会的責任：1967-1974年』[*Intellectual Freedom and Social Responsibility in American Librarianship, 1967-1974*] 川崎良孝, 坂上未希訳, 京都図書館情報学研究会, 2003, 255p.
- Schrecker, Ellen W. *No Ivory Tower: McCarthyism and the Universities*. New York, Oxford University Press, 1986, 437p.
- Schudel, Matt. “D.C. Juvenile Court Judge and Activist Orman Ketham Dies,” *The Washington Post*. December 17, 2004, <https://www.washingtonpost.com/archive/local/2004/12/17/dc-juvenile-court-judge-and-activist-orman-ketcham-dies/31f4c42f-7638-4908-80e3-1431453c0aa4/>, (accessed 2016-1-14).
- Seymour, Whitney North Jr. and Elizabeth N. Layne『だれのための図書館』[*For the People: Fighting for Public Libraries*] 京藤松子訳, 日本図書館協会, 1982, 317p.

【T】

- 高橋徹『現代アメリカ知識人論：文化社会学のために』新泉社, 1987, 318p.
- 常盤新平『ブックス&マガジズ』サイマル出版会, 1981, 268p.
- Tebbel, John. *The Great Change, 1940-1980*. R.R. Bowker Co., 1981, p. 705-718 (A History of Book Publishing in the United States, 4).
- Time-Life Books 編集部編『赤狩りとプレスリー』青木日出夫訳, 西武タイム, 1985, 288p.

【U】

- 内田満『現代アメリカ圧力団体』三嶺書房, 1988, 195p.

【W】

- 渡辺靖『アメリカのジレンマ』NHK 出版, 2015, 238p.
- 渡辺靖『アメリカン・センター：アメリカの国際文化戦略』岩波書店, 2008, 221p.
- Waller, Theodore. "The United States Experience in Promoting Books, Reading, and the International Flow of Information," *The International Flow of Information: A Trans Pacific Perspective*. Cole, John Y., ed. Washington, Library of Congress, 1981, p.13-17, (The Center for the Book viewpoint series, No. 7).
- Wiegand, Wayne A., ed. 『『図書館の権利宣言』を論じる』[*"The Library Bill of Rights," Library Trends, Vol. 45, No. 1, p. 1-127.*] 川崎良孝, 薬師院はるみ訳, 京都図書館情報学研究会, 2000, 195p.
- Wiegand, Wayne A. *Supplement to the Dictionary of American Library Biography*. Englewood, Colorado, Libraries Unlimited, 1990, 184p.
- Williams, Patrick 『アメリカ公共図書館史：1841年-1987年』原田勝訳, 勁草書房, 1991, 209p.
- Wright, Wyllis E, ed. *American Library Annual for 1955-1956: Sponsored by the Council of National Library Associations and the Library Journal*. New York, R.R. Bowker, 1956, 165p.

【Y】

- 吉田右子『メディアとしての図書館：アメリカ公共図書館論の展開』日本図書館協会, 2004, 400p.

一次史料一覧

アメリカ議会図書館手稿室所蔵文書

- Douglas M. Black. “Annual Report (Preliminary),” Manuscript Reading Room, Library of Congress, Washington, D.C.[以下、LC], The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- “Westchester Conference Participants,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- “Participants—Westchester Conference” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- “Westchester Conference—Invited but unable to attend,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- “Possible Signers--Invited but unable to attend,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- Dan Lacy to Luther Evans, 9-April-1953, LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- C “ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read, Westchester County Club, Rye, New York, May 2 and 3, 1953,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- Charles G. Bolté to Participants in the Westchester Conference on the freedom to read, 15-May-1953, LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- “Working Paper, ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read, Westchester Country Club, Rye, New York, May 2-3, 1953,” LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- Charles G. Bolté “Public response to the Westchester declaration on “The Freedom to Read,” released Thursday, June 25th, 1953,” *bulletin*, July 10 1953, LC, The Central File: MacLeish-Evans, Container 871, Folder: Library Cooperation 18.
- “Press Release, Office of the Librarian, Library of Congress, March 31, 1940,” LC, *Freedom’s Fortress: The Library of Congress, 1939-1953*. <http://hdl.loc.gov/loc.mss/mff.001023>, (accessed 2015-04-30).

イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校アメリカ図書館協会アーカイブス所蔵文書

- “Working Paper, ALA/ABPC Conference on the Freedom to Read, Westchester Country Club, Rye, New York, May 2-3, 1953,” American Library Association at the University of Illinois at Urbana-Champaign[以下、ALA Archives], Record Series 18/1/26, Box 3, Folder: Committees - Intellectual Freedom, 1941-62.
- Charles G. Bolté to Paul Bixler, 23-August-1954, ALA Archives, Record Series 69/1/5, Box 2, Folder: BA-BZ Correspondence, 1952-1956, 2 of 2.

付録 (1)

「図書館の権利宣言」

アメリカ図書館協会評議会は、以下の基本方針が、すべての図書館のサービスに及ぶべきであるとの信念を再確認する。

第1条：図書館サービスの責任において、選択される図書およびその他の読書資料は、コミュニティのすべての人びとの関心、情報、啓蒙に役立つかどうかという価値によって選ばれるべきである。いかなる場合にも、著者の人権、国籍、あるいは政治的、宗教的な見解を理由として、資料が排除されてはならない。

第2条：国際的、全国的、地方的な問題を問わず、現代の問題や争点に関して、どのような観点に立つ資料であっても、それらを可能な範囲で最大限に備えるべきである。しっかりした事実にもとづく典拠を持つ図書あるいはその他の読書資料は、党派あるいは主義の上から賛成できないという理由で、図書館の書架から締め出されたり取り除かれることがあってはならない。

第3条：道徳的、政治的な意見の自発的な決定者や、アメリカニズムを強制しようとする団体が、主張したり実践したりする図書への検閲は、活字を通じて住民に情報を提供し、啓蒙を行うという図書館の責任を果たすために、図書館によって拒否されなければならない。

第4条：図書館は、アメリカ人の伝統であり遺産でもある、思想へのフリー・アクセスや表現の完全な自由にたいするあらゆる制限に抵抗するために、科学、教育、出版の分野における盟友グループに協力を求めるべきである。

第5条：民主的な生き方を教育する一つの機関として、図書館は、社会的に有用な活動や文化的な活動のために、また現今の公共の問題を討論するために、集会室の利用を歓迎すべきである。そのような集会の場は、コミュニティのすべてのグループにたいして、構成員の信条や所蔵関係にかかわらず、平等に提供されなければならない。

アメリカ図書館協会評議会 1948年6月18日採択

出典：Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp. 『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第8版）』 [*Intellectual Freedom Manual 8th Edition*] 川崎良孝，川崎佳代子訳，日本図書館協会，2010，p 64-65.

付録 (2)

「読書の自由」(抜粋)

1. 出版者や図書館員は、最大限に多様な見解や表現を提供することで公益に資する。こうした見解や表現は、多数派にとって正統でないもの、評判の悪いものを含む。
2. 出版者や図書館員は、提供する図書が含むすべての思想や意見を承認する必要はない。出版者や図書館員が、自分の政治的、道徳的、それに美的見解を唯一の基準として、図書の出版や流通を決定することは公益に反する。
3. 出版者や図書館員が図書の受け入れを決定するに際して、著者の個人的な経歴や政治的な所属だけで決定するのは公益に反する。
4. 猥褻についての現行法は、積極的に適用すべきである。しかしそれ以外、すなわち他人の好みを強制したり、成人を青少年向きの読書資料に拘束したり、芸術的表現を試みる作家の努力を禁じたりする超法規的な試みは、アメリカ社会と無縁である。
5. 図書や著者に破壊的とか危険といったラベルを貼ることは、読者に先入観を強いることになり公益に反する。
6. 個人やグループが、自分の基準や好みをコミュニティ全体に押しつけてくる場合がある。出版者や図書館員は、住民の読書の自由を守るために、こうした侵害と闘う責任がある。
7. 出版者や図書館員は、思想や表現の質を豊かにする図書を提供することによって、読書の自由に完全な意味を与える責任を持つ。図書に携わる人は、この積極的な責任を果たすことで、悪書への答えは良書であり、悪い思想への答えは良い思想であるということを示すことができる。

以下の団体が承認している

アメリカ図書館協会評議会 1953年6月25日

アメリカ出版会議理事会 1953年6月18日

出典：Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館：知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939年－1969年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, p. 239-246.

付録 (3)

「読書の自由」声明 署名者一覧

氏名	所属と役職
Luther H. Evans	議会図書館長、ウェストチェスター会議議長
Bernard Berelson	フォード財団行動科学部長
Mrs. Barry Bingham	ルイヴィル・クーリエ新聞
Paul Bixler	アンティオク大学図書館長 ALA 知的自由委員会
Douglas M. Black	ダブルディ社社長、ABPC 会長
Charles G. Bolté	ABPC 事務長
Cass Canfield	ハーパー社取締役会長 ABPC 読書振興委員会委員
Robert Carr	ダートマス大学法政治学教授
David H. Clift	ALA 事務局長
John M. Cory	ニューヨーク公共図書館貸出部長
William Dix	プリンストン大学図書館長 ALA 知的自由委員会委員長
Robert B. Downs	イリノイ大学図書館長、ALA 会長
Walter Gellhorn	コロンビア大学法学教授
Harold K. Guinzburg	ヴァイキング社社長 ABPC 読書振興委員会委員長
Arthur A. Houghton, Jr.	スティーブン硝子会社社長
Richard Barnes Kennan	全米教育協会 「教育によって民主主義を守る全国委員会」書記長
Chester Kerr	イェール大学出版局長 アメリカ大学出版局協会「出版の自由委員会」委員長
Lloyd King	アメリカ教科書出版協会事務局長
Donald S. Klopfer	ランダムハウス社秘書兼会計役 ABPC 反検閲委員会委員長
Alfred A. Knopf	アルフレッド・A・クノッブ社社長
Dan Lacy	ABPC 常務役員
Harold D. Lasswell	イェール大学法科大学院法政治学教授
David E. Lilienthal	ビジネス・マネジメント社、ニューヨーク市
Flora Belle Ludington	マウント・ホリヨーク大学図書館長 ALA 次期会長

氏名	所属と役職
Horace Manges	ABPC 顧問
Ralph McGill	アトランタ・コンスティテューション編集長
Robert K. Merton	コロンビア大学社会学教授
John O'Connor	グロセット&ダンラップ社社長、ABPC 前会長
Leo Rosten	作家、コネティカット州スプリングデール
Ruth Rutzen	デトロイト市立図書館
Francis St. John	ブルックリン公共図書館館長
Whitney North Seymour	ニューヨーク市法律家協会前会長
Theodore Waller	ニュー・アメリカン・ライブラリー編集担当副社長 ABPC 前常務役員
Bethuel M. Webster	ニューヨーク市法律家協会会長 共和国基金顧問
Victor Weybright	ニュー・アメリカン・ライブラリー社長兼編集長 ABPC 「リプリント委員会」委員長
Thomas J. Wilson	ハーヴァード大学出版局長 アメリカ大学教授協会前会長

出典：Robbins, Louise S. 『検閲とアメリカの図書館：知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い 1939年－1969年』 [*Censorship and the American Library: the American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*] 川崎良孝訳, 日本図書館協会, 1998, p. 239-246.